

参考資料 1 土壤汚染に係るリスクコミュニケーション実態の事例調査

1. 目的

本調査は、土壤汚染に係わるリスクコミュニケーションについて、これまでのどのような取り組みが行われてきたのかを把握し、自治体、事業者、住民との関わりを明らかにすることで、これからリスクコミュニケーションを行う際に役立ててもらうことを目的としています。

まず、アンケート調査を実施した 33 事例から全般的な傾向を明らかにし、さらに、ヒアリング調査を実施した 10 事例からより詳細な取り組みを示しました。この結果は、アンケート・ヒアリング調査で収集された意見について個別事例を特定できる箇所・表現を除き、調査対象主体がそれぞれに成功したと考えている側面や失敗したと考えている側面、相互の認識の相違点なども含めた生の意見として紹介しています。このため、これらは最も推奨する理想的な対応例を示したのではなく、あくまで土壤汚染対応に係る現状について収集した事例となっていることに留意して参考にしてください。

2. 事例の選定

調査対象の事例は、本調査目的が土壤汚染に係わるリスクコミュニケーションの対応であることから、住民説明会の開催などの住民への対応がみられた事例を選択しました。なお、ここでは、実態調査結果の公表のみの事例や、調停や告訴を行っている事例は含めていません。選定方法は、新聞検索と環境報告書の調査による 87 事例を整理し、の事例絞り込み条件に基づいて選定しました。新聞検索から得られた事例はコミュニケーションが難航した事例が多いため社会問題化事例として採用し、環境報告書から得られた事例は事業者が自主的に汚染事実を公表しているため、コミュニケーションから対策までを積極的に行った先進事例として採用しました。

新聞検索

期間 : 1999 年 1 月 ~ 2003 年 4 月

対象紙 : 全国紙 4 紙・日経 4 紙 (地方版含む)

検索キーワード : 「土壤汚染対策法」、「土壤汚染 + 住民」、「地下水 + 土壤 + 汚染 + 住民」

ヒット件数 : 全 871 件。うち同一事例の記事を整理し、土壤汚染問題を取り上げている記事の中からリスクコミュニケーションに係わる 76 事例を抽出

環境報告書

期間 : 2002 年発行分

対象 : 電気工業、化学工業を中心とした約 30 社

ヒット件数 : 土壤汚染について掲載していた 11 社

(うち住民説明などを行ったという記載があったのは 7 社)

事例絞り込み条件

| | |
|------------|--|
| 発生源事業主体の区分 | 公共団体は除き、民間事業者に限定 |
| 汚染の内容 | 土壌汚染及び土壌汚染に起因する地下水汚染に限定 |
| 汚染物質 | 土壌汚染対策法の対象物質に限定 (なお、廃棄物の投棄に伴う土壌汚染事例は除き、重金属と揮発性有機化合物のバランスを考えて選定) |
| 自治体の対応 | 市区町村の対応があった事例を優先して選定 |
| 地域区分 | 首都圏、中部圏、近畿圏のバランスを考えて選定 |

3. 調査方法

3.1 アンケート調査の対象と内容

アンケート調査は、対象とする 33 事例に関わった汚染土地の所有者あるいは汚染原因事業者（以下、事業者）および自治体については自治体の役割を明確にする目的から市区町村、土壌汚染対策法で定める政令市（水質汚濁防止法で定める政令市に同じ。以下、政令市）政令指定都市、都道府県を対象として、それぞれ質問紙を作成し、2003 年 6 月に発送、回収を行いました。なお、汚染地が政令指定都市にある場合は都道府県には発送していません。

事業者用アンケートでは、対象事例に関して、汚染原因と規模、汚染判明の経緯、自治体との連絡・相談、メディア公表の経緯、体制整備、住民の問い合わせ内容、住民の健康影響への対応、住民説明会の経緯、地域住民・自治体・マスコミとの関係、自治体に期待する役割などの選択回答、自由記入回答としました。

自治体用アンケートでは、複数事例への回答をお願いした自治体もあるため、全般的な質問と個別事例の質問に分け、まず、土壌汚染問題全般に係る質問として、都道府県・市区町村間の連絡体制・役割分担、組織内の体制整備、地域住民・事業者・自治体内・マスコミとの関係、情報把握や体制整備などの課題・反省点などの自由回答としました。次に、個別汚染事例に関する質問として、事業者との連絡・相談、メディア公表の経緯、住民説明会への同席状況、事業者による浄化対策の把握状況、コミュニケーションの体制整備、住民からの問い合わせ内容、健康診断の実施と費用負担などの選択回答、自由記入回答としました。

3.2 ヒアリング調査の対象と内容

ヒアリング調査は、主にアンケート調査で把握した内容をもとに、より詳細な実態を確認するために実施しました。アンケート対象とした 33 事例のうち 6 事例については、事業者、自治体（市区町村、政令指定都市、都道府県）および地域住民の方々に対象事例に関するヒアリングを 2003 年 7 月に行いました。さらに追加調査として、土壌汚染対策法施行後の実態を把握するため、土壌汚染対策法第 3 条調査により指定区域に指定された 3 事例

及び事業者の努力により比較的コミュニケーションが上手くいった自主調査の 1 事例について、ヒアリングを 2004 年 3 月に行いました。

質問項目は、事業者、自治体に対してはアンケート調査とほぼ同様の内容についてより深めた質問としました。アンケート調査を実施していない地域住民への質問項目は、事業者に対する知識・印象、情報入手方法とその印象、公表時の行動と近隣住民の反応、住民説明会での質疑と印象、不安・不満がある場合の解消のきっかけ、事業者・自治体への意見などとしてしました。また、地域住民のヒアリング対象者は事業者や自治体の担当者の方にご紹介頂いており、事前説明や住民説明会の相手として事例に関わった自治会長や区長の方々です。

なお、それ以外の事例についてもアンケートの回答の補足として電話インタビューで事実関係の確認を行いました。

4. アンケート調査の解析

4.1 アンケート調査の発送・回収状況

事業者、市区町村、政令市、政令指定都市、都道府県へのアンケート発送数、発送事例数、回答数、回答事例数、回収率を下記に示します。

| | 発送数（発送事例数） | 回答数（回答事例数） | 回収率（％） |
|--------|------------|------------|--------|
| 事業者 | 27（27） | 15（15） | 55.5 |
| 市区町村 | 15（15） | 15（15） | 100 |
| 政令市 | 9（9） | 9（9） | 100 |
| 政令指定都市 | 2（9） | 2（9） | 100 |
| 都道府県 | 16（24） | 16（24） | 100 |
| 合計 | 69（33） | 57 | 82.6 |

事業者については、個人事業者や複数事業者、工場跡地利用の場合などの6事例にはアンケートを発送していないため、調査事例数33事例のうち事業者への発送数は27件となりました。事業者は回収率が56%とやや低く、事業者、市区町村、政令市、政令指定都市、都道府県の全ての関係者から回答が得られたのは15事例でした。

自治体については、事業者が市区町村、政令市（政令指定都市を除く）にある事例は、都道府県にも質問用紙を発送しています。また、政令指定都市と都道府県には1つの自治体に複数事例の回答をお願いしているため、発送数と発送事例数が異なります。なお、アンケートでは回答がなかった場合でも、ヒアリングを実施した事例については回答数に含めています。

以上から、自治体区分で見ると、図1に示すように、市区町村15事例（46%）、政令市9事例（27%）、政令指定都市9事例（27%）の合計33事例について情報を入手することができました。

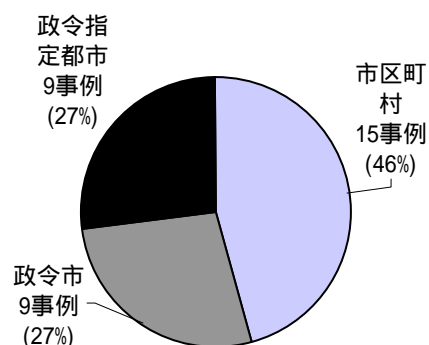


図1 自治体区分の内訳（n=33）

4.2 解析方法

まず、アンケート調査対象の33事例の全体的な傾向を示しました。

次に、汚染判明のきっかけが自治体調査か自主調査かに分け、自治体調査の5事例の傾向を解析し、さらに、自主調査の27事例については、自治体区分に分けて解析しました。自治体区分は、事業者が市区町村にある場合（都道府県が監督権限を持つ）の10事例、事業者が土壤汚染対策法で定める政令市にある場合（政令市が監督権限を持つ）の9事例、事業者が政令指定都市にある場合（政令指定都市が監督権限を持つ）の9事例について、自治体がどのような役割を果たしたのかを解析しました。

4.3 土壌汚染に関する日常的な対応

4.3.1 汚染判明以前のコミュニケーション

図2に示すように、市区町村、政令市、政令指定都市、都道府県ともに、汚染判明以前から事業者との接触はないと回答したのが27事例(82%)と大半を占めました。

一方、事業者との接触があったと回答した6事例(18%)については、区画整理の打ち合わせ、自治体による土地買収といった汚染防止という観点とはかけ離れたものから、公害防止協定、立入調査といった比較的事業者の環境管理状況を把握できるものまで様々でした。

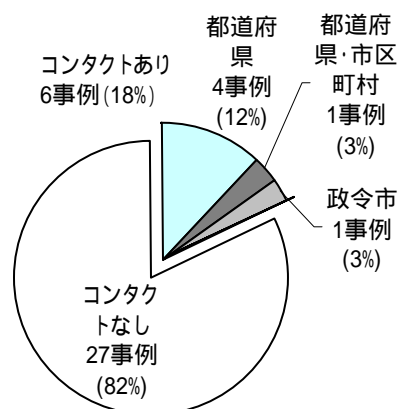


図2 汚染判明以前のコミュニケーション (n=33)

4.3.2 体制の整備

事業者は15事例中10事例で体制整備をしたとの回答が得られ、その主な内容は、「自治会等との連携」、「対策会議の設置」、「住民対応の要員の配置」、「社内プロジェクトの設置」、「本社と工場との連携」などの回答がありました。

都道府県は24事例中5事例であり、内容は「事業者に住民代表、地元市町村等に自主的な説明を指示」、「保健所において、住民の問い合わせに対応」、「市区町村主催の住民説明会への参加」などでした。また、市区町村は15事例中5事例、政令市と政令指定都市は9事例中4事例であり、内容は「住民への情報提供体制」、「住民説明会の実施」、「相談窓口の開設」、「連絡体制」、「地下水汚染がある場合の飲用指導」などがあげられました。

4.4 土壌汚染状況調査

4.4.1 汚染判明のきっかけ

図3に示すように、全33事例のうち、事業者の自主調査が28事例(85%)、自治体による周辺環境の調査(以下、自治体調査とする)が5事例(15%)でした。自治体調査が汚染判明のきっかけとなった5事例(15%)は、個人事業者のクリーニング店のケースが2事例、複数事業者が原因で事業者が特定されていないケースが2事例、自治体による工場跡地利用のケースが1事例でした。個人事業者のケースは、自治体の立入調査によって事業所敷地内の汚染が判明し、複数事業者のケースは環境調査で汚染が判明して事業者の特定を行っている事例でした。

また、事業者の自主調査による28事例(85%)は、大事業者の工場やその関連会社の工場が、水質汚濁

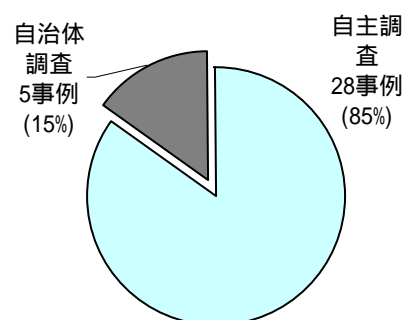


図3 汚染判明のきっかけ (n=33)

防止法の改正に伴う自主調査や、事業所内の定期調査、漏洩など汚染事故の調査、工場操業停止時の調査などの自主的な取り組みによって汚染を把握していました。

4.3.2 汚染の範囲

図4に示すように、全33事例のうち、21事例(64%)が事業所敷地内の土壌・地下水汚染であり、3事例(9%)は敷地内の土壌汚染のみでした。ただし、敷地内汚染の事例の中には、敷地外の調査を実施していない事例も含まれています。

また、敷地外の土壌・地下水汚染があったのは9事例(27%)であり、そのうち汚染地下水の飲用があったのは6事例でした。

なお、汚染が敷地外におよび飲用井戸の汚染があったケースでは、健康診断の実施や住民対応など、敷地外汚染でも飲用のないケースに比べ、対応が困難でした。一方、敷地内の汚染のケースは、公表後も比較的大きなトラブルになっていませんが、情報公表のタイミングや汚染規模により対応が困難になったケースもみられました。

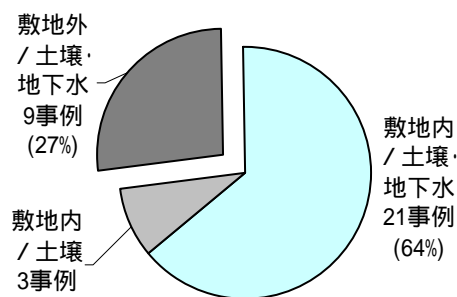


図4 汚染の範囲 (n=33)

4.3.3 汚染原因物質

図5に示すように、全33事例のうち、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどのVOC (volatile organic compounds: 揮発性有機化合物) が15事例(46%)、鉛、水銀、六価クロムなどの重金属類が7事例(21%)、VOCと重金属の複合汚染が6事例(18%)、PCBが4事例(12%)、無機化合物が1事例(3%)でした。

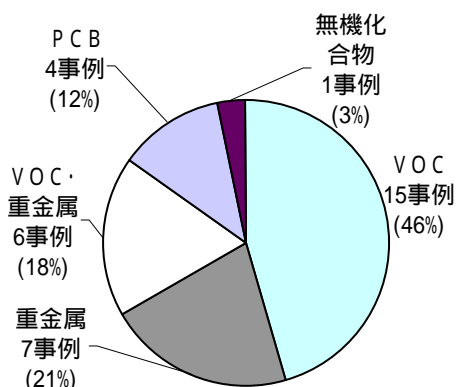


図5 汚染原因物質の内訳 (n=33)

4.4 事業者からの報告

事業者から自治体への報告について、汚染判明からメディア公表までの期間に行われた事前相談と、メディア公表後に行われた事後相談に分けて実施状況を把握しました。

【全般的な傾向 (n=33)】

図6に示すように、全33事例のうち、26事例(79%)が自治体に事前相談を行っていました。事業者が市区町村にある場合は、監督権限を持つ

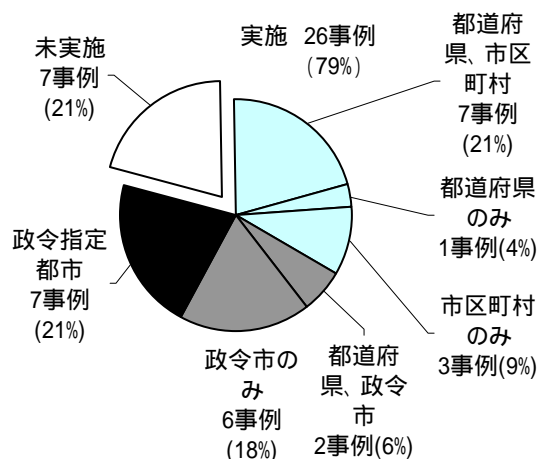


図6 事業者からの事前相談 (n=33)

都道府県のみ（1事例、3%）でなく、都道府県と市区町村の両方（21%）や市区町村のみ（9%）に相談しており、事前相談先として市区町村は重要な役割を果たしています。また、事業者が政令市にある場合は、必ず政令市に相談しており、あわせて都道府県にも相談していました。

事前相談を行っていないのは7事例（21%）で、情報のリークや取材などによりメディアが先に報道した場合（3事例）と、自治体調査による場合（4事例）でした。

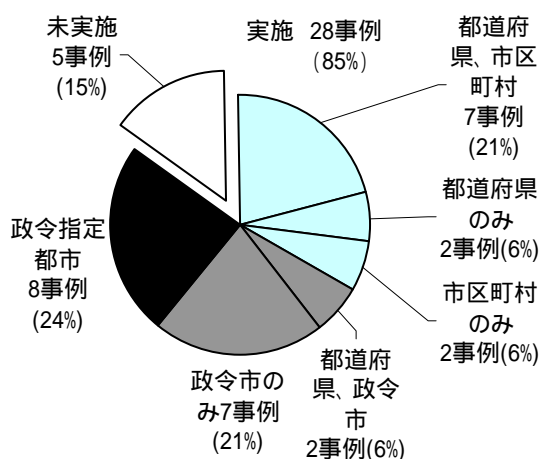


図7 事業者からの事後相談 (n=33)

また、事業者からの情報公表後の相談は、図7に示すように、全33事例のうち28事例（85%）で実施していました。実施していない5事例（15%）は、複数事業者のケースや個人事業者のケース、無回答などでした。事前相談と同様の傾向がみられ、市区町村の果たす役割が大きいです。事後相談の内容は、浄化対策やモニタリング調査の実施・報告要請や汚染拡散防止対策、事故再発防止対策などで、自治体は汚染対策に関する指導を行っていました。

【自治体調査のケース (n=5)】

| | 都道府県・市 | 都道府県のみ | 市のみ | 未実施・無回答 | (%) |
|------|--------|--------|-----|---------|-----|
| 事前相談 | 20 | | | | 80 |
| 事後相談 | 20 | 20 | | | 60 |

図8 自治体調査ケースにおける事業者からの報告 (n=5)

図8に示すように、事業者からの報告を受けている事例は少なく、都道府県・市区町村に事前相談と事後相談を行っていたのは、工場跡地利用に伴う調査事例でした。

【自主調査のケースにおける自治体区分ごとの傾向 (n=28)】

自主調査により汚染が判明した場合、事業者は、自治体に対して汚染判明からメディア公表までの間に相談を行っている事例がほとんどでした。図9に示すように、事業者が市区町村にある場合、都道府県・市区町村の両方にメディア公表の事前相談を行っているのが5事例（50%）、事後相談を行っているのが6事例（60%）で、監督責任の権限を持っている都道府県のみでなく、市区町村にも相談を行っていることがわかりました。事業者が市区町村にある場合は、事業者と市区町村・都道府県との連携が不可欠といえます。

事業者が政令市にある場合は、県が政令市に委任していると回答した事例が多く、政令市のみ事前相談が6事例（67%）、事後相談が7事例（78%）となっていました。事業者

が政令指定都市にある場合でも、無回答の1事例(11%)を除き、事前相談、事後相談ともに行われていました。

また、事業者が政令市にある場合は、事業者が政令市のみ相談する割合が都道府県と政令市の両方に相談する割合よりも多いのに対し、事業者が市区町村にある場合は、都道府県と市区町村の両方に相談している割合の方が多いことがわかりました。これは、市区町村単独では判断できない場合には、県に相談しているためと考えられます。

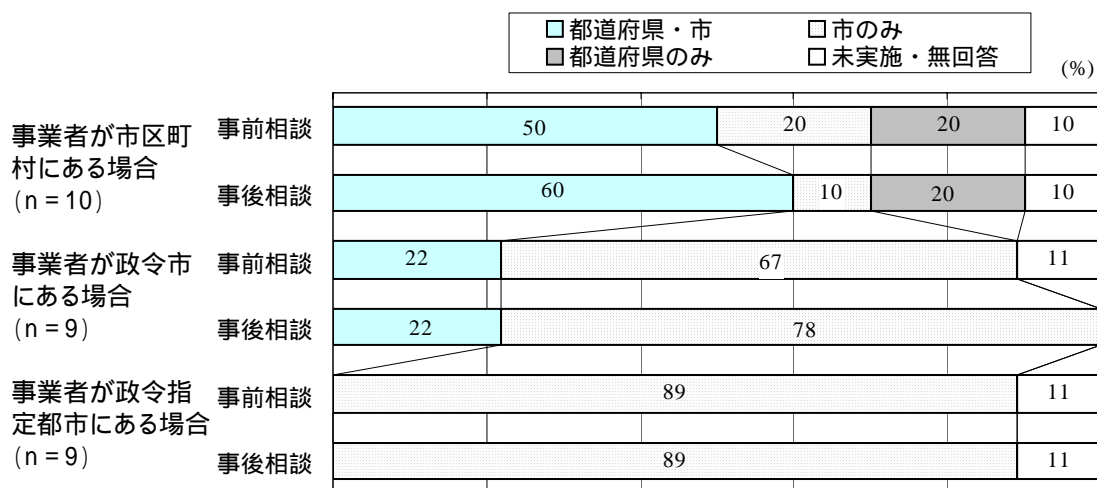


図9 自主調査ケースにおける事業者からの報告 (n=28)

4.5 汚染状況の説明・公表

4.5.1 戸別訪問

近隣住民への戸別訪問による説明を実施した事例は、回答のあった15事例のうち9事例でした。訪問戸数は850軒から数十軒と幅広く、いずれもメディア公表前後の短期間で迅速に実施しています。実施しなかったと回答した6事例も、近隣自治会の自治会長など3軒から10軒程度に事前説明を実施していました。

いずれの事例も基本的には、地下水飲用があり、緊急に広域への報道が必要な場合を除いて、メディア公表をする場合は、事業者が戸別訪問や事前説明等により自治会や近隣住民に土壌汚染の状況について説明し、メディア公表による不安を減らすように努力していました。近隣住民への情報伝達手段として、説明会・戸別訪問・自治会長への説明・回覧等のどの手段を採用するかは、汚染の規模や健康への影響に依存していますが、ほとんどの事例で近隣住民への情報伝達が図られていました。

4.5.2 汚染判明からメディア公表までの期間

汚染状況調査によって汚染が判明してから、メディア公表を行うまでにどのくらいの期間を要しているか、本調査のなかで情報入手できた17事例の内訳を図10に示します。

1ヶ月以内の公表が3事例(18%)のうち、最も短いものは10日でした。比較的迅速な対応と考えられる3ヶ月以内で公表した事例では、近年、自治体や事業者が情報の公表に

関する基準やガイドラインを定めているケースが多くみられました。

一方、やや対応が遅いと考えられる公表まで3年以上かかった事例は、過去に汚染が判明した時点で一部住民への戸別訪問での説明のみを実施してメディア公表を行わないと判断したケースなどがありました。公表まで5年以上かかったのは4事例(24%)で、うち最も長いものは1989年の時点で汚染が判明し、公表までに10年以上かかっていました。いずれも情報公表のタイミングの遅れが問題となりました。

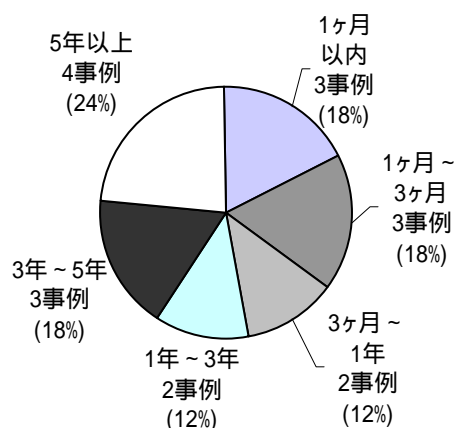


図10 汚染判明からメディア公表までの期間 (n=17)

4.5.3 メディア公表の実施と同席状況【全般的な傾向 (n=33)】

全33事例のうち、メディア公表を実施したのは30事例(91%)で、未実施は、情報のリークや取材によって報道が先行した3事例(9%)でした。図11に示すように、実施主体別にみると、事業者がメディア公表を行ったのは23事例(70%)あり、事業者のみが公表したケースが12事例(37%)と最も多くなっていました。次に事業者と都道府県がそれぞれ公表したのが6事例(18%)で、このうち事業者が市区町村にある場合が5事例、政令市にある場合が1事例でした。

また、自治体のみが公表したケースは7事例(21%)で、このうち都道府県が公表した事例が4事例(12%)と最も多くなっていました。メディア公表を都道府県の役割とする自治体もあり、事業者が市区町村にある場合は、市区町村ではなく都道府県が公表している例が多くみられました。自治体がメディア公表する際は、自治体独自の調査結果を基にした汚染状況の報告や

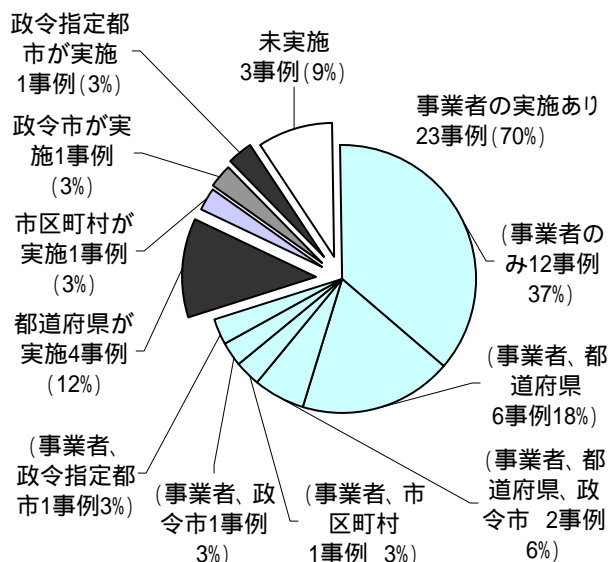


図11 メディア公表の実施主体 (n=33)

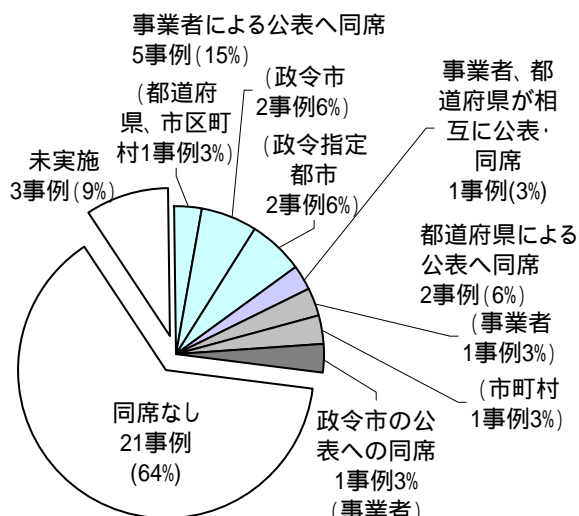


図12 メディア公表への同席状況 (n=33)

事実関係の説明、事業者の指導方針についての説明を行っていました。

次に、メディア公表への自治体の同席状況を図 12 に示します。最も多いのは同席なしの 21 事例（64%）であり、各主体が単独で実施したり、別々に公表していることがわかりました。事業者がメディア公表を行った 23 事例のうち、自治体が同席したのは 5 事例（26%）で、内訳は事業者が市区町村にある 2 事例の場合、都道府県のみが 1 事例、都道府県と市区町村と一緒に同席している場合が 1 事例でした。事業者が政令市にある場合は政令市が同席した 2 事例、事業者が政令指定都市にある場合の 2 事例でした。

自治体が同席した際の具体的な役割としては、事業者の自主調査結果公表後に周辺調査結果を公表するため、汚染が周辺に及んでいないことを説明するため、現状と今後の対策について住民からの対応窓口などの回答がありました。

以上から、事業者が公表する場合に自治体が同席するケースが少ないことも含めて考察すると、汚染問題に対する自治体としての役割が近隣住民への不安の解消や対策の実施であり、事業者と異なる立場での公表目的がある事を示すものと考えられます。

【自治体調査のケースにおける傾向（n = 5）】

図 13 に示すように、自治体調査のケースは、全て自治体がメディア公表を行っていました。このうち 3 事例（60%）は都道府県が公表をしており、都道府県の調査による汚染判明の報告と考えられました。その場合でも 1 事例については市区町村が同席しています。また、複数事業者による汚染のケースでは、1 事例で市区町村が公表していました。

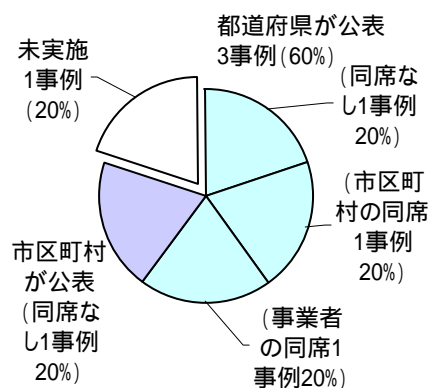


図 13 メディア公表の実施と同席状況 自治体調査のケース (n = 5)

【自主調査のケースにおける自治体区分ごとの傾向（n = 27）】

事業者が市区町村にある場合（n=10）

図 14 に示すように、おもに事業者と都道府県が実施しており、都道府県と事業者それぞれでのメディア公表が 5 事例（50%）、事業者単独での公表が 3 事例（30%）、都道府県単独での公表が 1 事例（10%）でした。市区町村が関与したのは、敷地外汚染で地下水飲用があったため事業者の公表に都道府県と同席した 1 事例、および事業者、市区町村が別々に公表した 1 事例でした。公表の方法に関しては、条例や要綱によって明確に定め

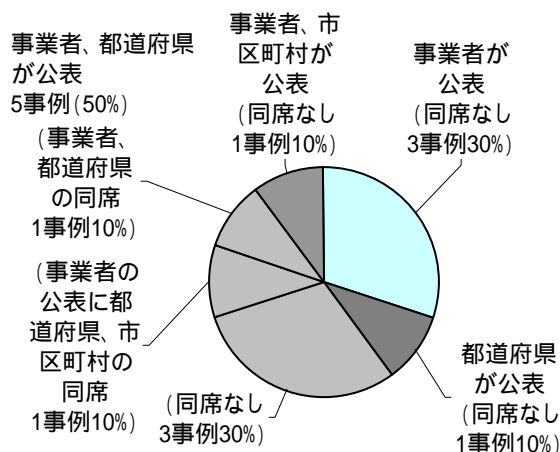


図 14 メディア公表の実施と同席状況 事業者が市区町村にある場合 (n = 10)

ている都道府県もありました。

事業者が政令市にある場合 (n=9)

図 15 に示すように、事業者単独の公表が 4 事例(45%)と最も多くなっていました。都道府県・政令市・事業者がそれぞれ公表した 2 事例は、事業者が自治体に報告してから公表されるまでの遅れが問題となった事例と、事故に伴う土壌汚染の事例であり、自治体としての対応を求められて公表していました。

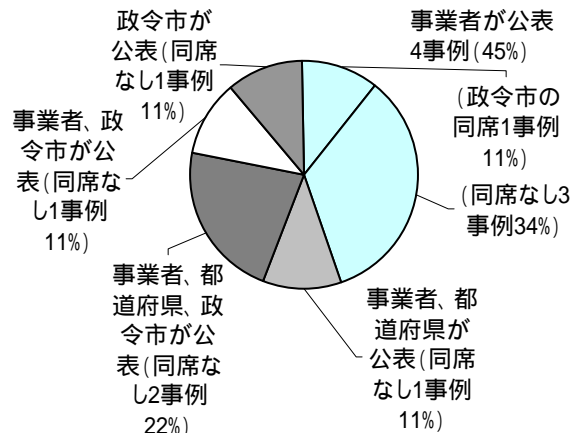


図 15 メディア公表の実施と同席状況
事業者が政令市にある場合 (n = 9)

事業者が政令指定都市にある場合 (n = 9)

図 16 に示すように、事業者単独の公表が 5 事例 (56%) と最も多くなっていました。このうち 2 事例で事業者の公表に政令指定都市が同席し、自治体の立場からの対策説明をしていました。政令指定都市単独で公表を行ったのは工場跡地での 1 事例 (11%) でした。また、公表なしの 2 事例 (22%) は内部告発などにより公表以前にメディア取材を受けているため、公表のプロセスを経していない事例でした。

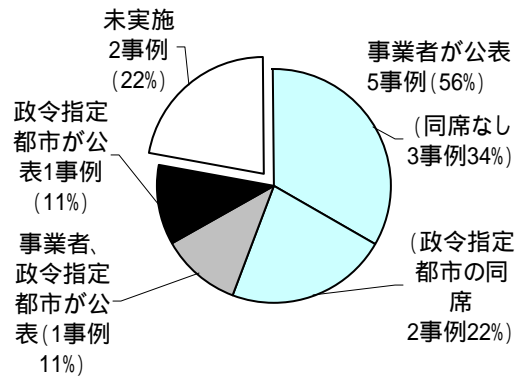


図 16 メディア公表の実施と同席状況
事業者が政令指定都市にある場合 (n = 9)

4.5.4 住民説明会の実施と同席状況

【全般的な傾向 (n = 33)】

近隣住民への説明会は、全 33 事例のうち 22 事例 (67%) が実施したと回答しました。図 17 に示すように、説明会を主催した主体別で見ると、事業者が 17 事例 (52%) と最も多く、市区町村が 4 事例 (12%) と最も多く、市区町村が 4 事例 (12%)、都道府県が 1 事例 (3%) でした。

自治体が同席する際の役割は、

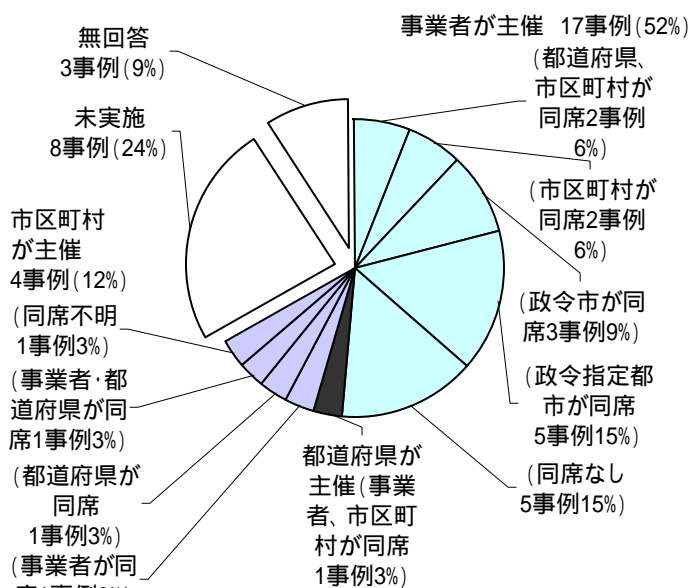


図 17 住民説明会の実施と同席状況 (n=33)

単にオブザーバーとして参加するケースと、住民からの質問への対応、自治体としての対応方法の説明、自治体が行った独自調査の説明を行うといった何らかの役割を担っているものに分かれていました。

なお、未実施と回答した 8 事例 (25%) のうち理由が把握できた 6 事例でみると、汚染範囲が敷地内のみのため自治体役員への事前説明や戸別訪問で十分と判断し、戸別住民への説明のみを実施したとしていました。

【自治体調査のケースにおける傾向 (n=5)】

図 18 に示すように、住民説明会は、市区町村が主催した場合が 3 事例 (60%) と都道府県が主催した 1 事例 (20%) よりも多くなっていました。ただし、無回答により同席不明の 1 事例を除き、都道府県も関与していることがわかります。また、事業者が同席しているのは 2 事例ともに、個人事業者のケースでした。

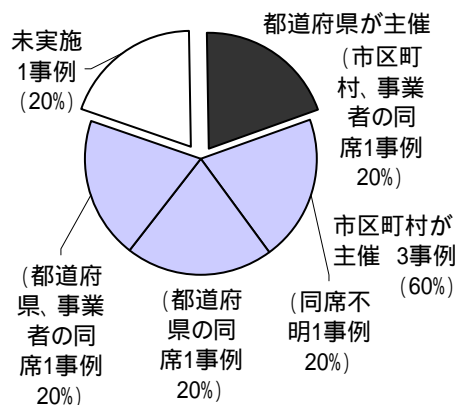


図 18 住民説明会の実施と同席状況 行政調査のケース (n=5)

【自主調査のケースにおける自治体区分ごとの傾向 (n=27)】

事業者が市区町村にある場合 (n=10)

図 19 に示すように、事業者の主催で実施した住民説明会が 5 事例 (50%) あり、そのうち同席なしの 1 事例を除き、都道府県・市区町村が同席した事例と市区町村のみが同席した事例が半々でした。

また、市区町村が主催して事業者が同席したのも 1 事例 (10%) ありました。住民説明会の際に都道府県・市区町村の両方が同席したり、市区町村が主催した事例は、飲用井戸の汚染があったケースであり、やや深刻なケースといえました。

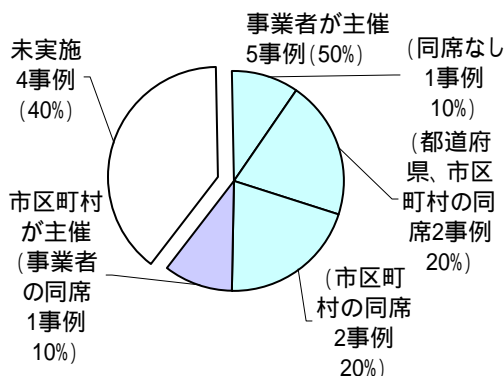


図 19 住民説明会の実施と同席状況 事業者が市区町村にある場合 (n=10)

事業者が政令市にある場合 (n=9)

図 20 に示すように、事業者の主催で実施した住民説明会が 6 事例 (66%) あり、そのうち 3 事例 (33%) について政令市が同席し、3 事例 (33%) で政令市が同席していませんでした。同席したうちの 2 事例は、メディア公

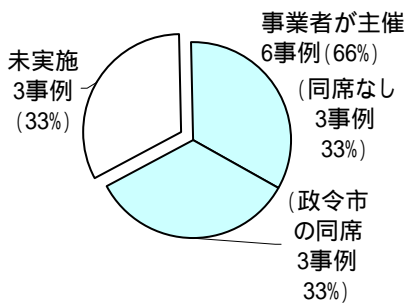


図 20 住民説明会の実施と同席状況 事業者が政令市にある場合 (n=9)

表の際にも都道府県・政令市・事業者がそれぞれ公表した事例と一致しており、自治体の役割が求められた事例といえました。

事業者が政令指定都市にある場合 (n = 9)

図 21 に示すように、事業者の主催で実施した住民説明会が 6 事例 (66%) あり、政令指定都市は 5 事例 (55%) に同席していました。いずれも事業者からの同席要請があり、メディア公表についても未実施の 1 事例を除き、政令指定都市が同席あるいは公表を行うなど連携をとっていました。

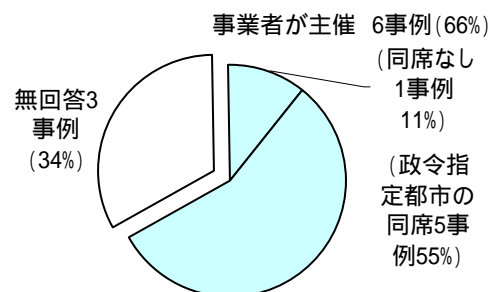


図 21 住民説明会の実施と同席状況
事業者が政令指定都市にある場合 (n = 9)

4.5.5 近隣住民からの問い合わせ

図 22 に示すように、事業者、自治体ともに、漠然とした不安・心配に関する問い合わせが最も多く、続いて今後の対策、健康影響に関する苦情が寄せられています。

その他としては、飲用水汚染の見られた事例では、都道府県への「農作物(水稲)への影響」、事業者への「農作物への影響の有無と、その風評被害に関する苦情」などの問い合わせがありました。事業者の実施した説明会では「浄化方法等の具体的説明」の質問などがありました。

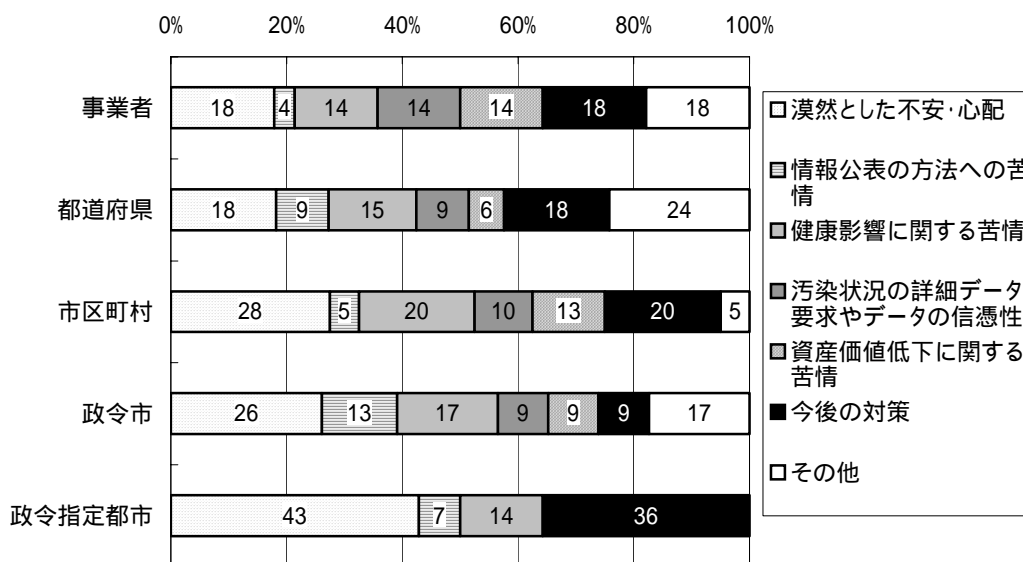


図22 近隣住民からの問い合わせ内容

4.6 健康診断及び対策実施状況の経過報告

4.6.1 健康診断の実施状況

健康診断を実施していたのは、全 33 事例のうち 6 事例で、いずれの場合も健康影響なし

との結果でした。このうち敷地外汚染で地下水の飲用があったのは、事業者の自主調査による2事例でした。2事例ともに町が健康診断を実施し、事業者が費用を負担していました。健康診断を実施した理由は、住民からの要望を受け、事業者と町が協議して実施を決めた事例と、事業者が自主的に健康診断の実施を申し出た事例でした。

他の4事例は、敷地内汚染で地下水の飲用がない事例でした。このうち事業者が健康診断を実施し費用負担したのが3事例で、そのうち2事例が事業者の自主的な健康診断の実施の申し出によるもので、1事例が住民の要望によって実施していました。また、残る1事例は住民からの要望を受けて政令指定都市が実施していました。

また地下水飲用があっても健康診断を実施していなかった事例が4事例ありました。いずれも自治体の調査によって汚染が判明した事例で、個人事業者のケース2事例は住民からの要望がなかったため実施しなかったとし、複数事業者のケース2事例では、住民からの要望がなかったためと、市区町村で定期健康診断を実施しているが受診したか不明であるとしていました。

4.6.2 対策実施状況の経過報告

【全般的な傾向 (n = 33)】

事業者の実施している浄化対策の進捗状況について、自治体が随時把握しているかとの質問について、図23に示すように、29事例(78%)が状況を把握していると回答しました。とくに、敷地外汚染のあった事例では、都道府県と市区町村あるいは政令市の両方で把握していると回答していました。

なお、無回答・未実施の4事例(12%)のうち、2事例が複数事業者のケースでした。

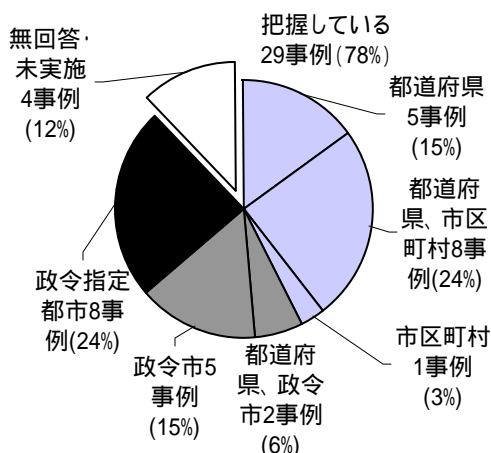


図23 対策実施状況の把握 (n=33)

【自治体調査のケースにおける傾向 (n = 5)】

図24に示すように、都道府県が把握しているのが2事例(40%)と多く、市区町村のみが把握をしている事例はありませんでした。

無回答は、汚染原因者が複数事業者のケースの2事例でした。

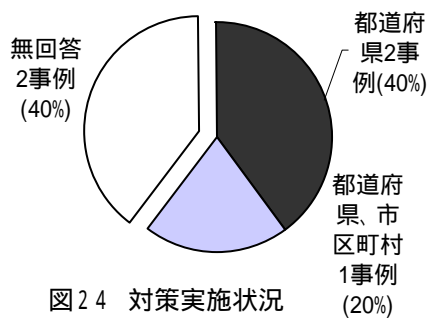


図24 対策実施状況自治体調査のケース (n = 5)

【自主調査のケースにおける自治体区分ごとの傾向 (n = 27)】

事業者が市区町村にある場合 (n = 10)

図 25 に示すように、全事例ともに把握しているとの回答があり、そのうち 7 事例 (70%) が都道府県、市区町村ともに浄化対策の状況を把握していました。

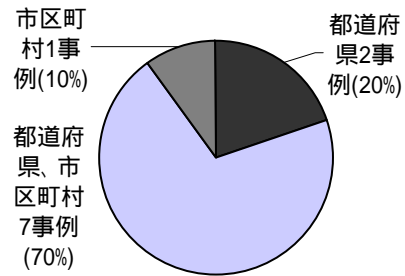


図 25 対策実施状況
事業者が市区町村にある場合 (n = 10)

事業者が政令市にある場合 (n = 9)

図 26 に示すように、事業者が政令市にある場合は、政令市が状況把握を実施しているが 5 事例 (55%) と多くなっていました。

また、未実施の 1 事例 (12%) は、浄化対策そのものを実施していないため、実態把握も行っていないと回答していました。

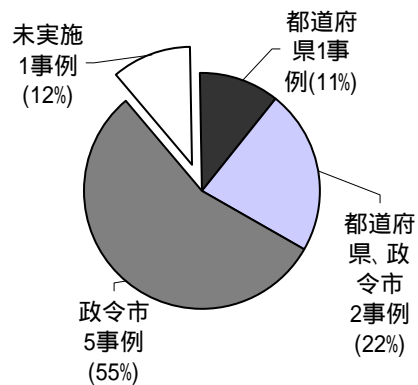


図 26 対策実施状況
事業者が政令市にある場合 (n = 9)

事業者が政令指定都市にある場合 (n = 9)

図 27 に示すように、事業者が政令指定都市にある場合は、無回答の 1 事例を除く全 7 事例 (79%) で状況把握を実施しているとの回答がありました。

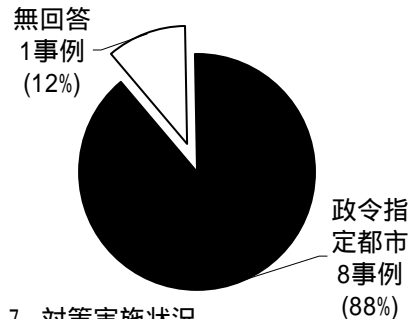


図 27 対策実施状況
事業者が政令指定都市にある場合 (n = 9)

4.6.3 モニタリングの実施状況と経過報告

自治体が汚染土地周辺の浄化対策に関するモニタリングを実施したという回答があったのは、図 28 に示すように、21 事例 (63%) でした。

事業者が市区町村にある場合は、都道府県のみがモニタリングを実施したケースが 5 事例 (15%)、市区町村のみが 5 事例 (15%) と同数になっていました。一方、政令市の場合は、都道府県単独ではモニタリングを実施したのは 1 事例 (3%) のみのため、政令市の担う役割が大きいといえました。

なお、モニタリングを実施していないと回答した 10 事例 (31%) は、いずれも汚染が敷地内に限られている事例でした。

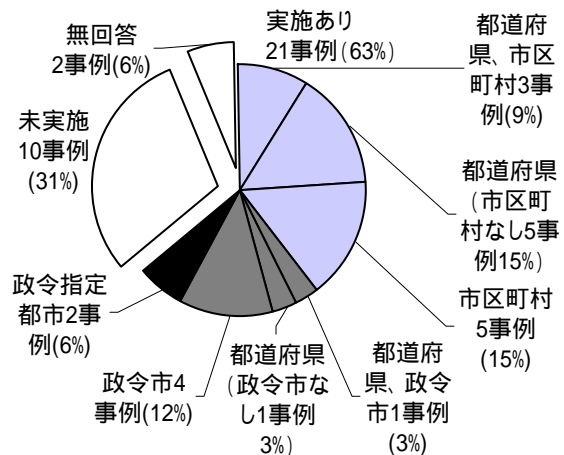


図 28 モニタリング実施状況と経過報告 (n=33)

4.7 まとめ

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

市区町村、政令市、政令指定都市、都道府県ともに、汚染判明以前から事業者とのコンタクトはないと回答したのが 27 事例（82%）と大半を占めました。一方、事業者とのコンタクトがあったと回答した 6 事例（18%）については、区画整理の打ち合わせ、自治体による土地買収といった汚染防止という観点とはかけ離れたものから、公害防止協定、立入調査といった比較的事業者の環境管理状況を把握できるものまで様々でした。

体制の整備

事業者は 15 事例中 10 事例で体制整備をしたとの回答が得られ、その主な内容は、自治会等との連携、対策会議の設置、住民対応の要員の配置、社内プロジェクトの設置、本社と工場との連携などの回答がありました。

都道府県は 24 事例中 5 事例であり、内容は、「事業者に住民代表、地元市町村等に自主的な説明を指示」、「保健所において、住民の問い合わせに対応」、「市区町村主催の住民説明会への参加」などでした。市区町村は 15 事例中 5 事例、政令市と政令指定都市は 9 事例中 4 事例であり、内容は住民への情報提供体制、住民説明会の実施、相談窓口の開設、連絡体制、地下水汚染がある場合の飲用指導などがあげられました。

(2) 土壌汚染状況調査への対応

汚染判明のきっかけ

汚染の判明の契機は、33 事例中、事業者の自主調査が 27 事例（75%）、自治体による調査が 5 事例（15%）でした。自治体による調査が汚染判明の契機で、本調査で対象となった事例は、事業者が個人事業者のクリーニング店のケース、複数事業者で事業者が特定されていないケース、自治体による工場跡地利用のケースでした。また、事業者による自主調査が汚染判明の契機で、本調査で対象となった 27 事例のうち、汚染が敷地外におよび飲用井戸の汚染があったケースが 2 事例でした。敷地内の汚染のケースは 26 事例あり、比較的公表後も大きなトラブルになっていませんが、情報公表のタイミングや汚染規模により対応が困難になったケースもみられました。

汚染物質

汚染物質は、32 事例のうち、VOC（15 事例）、重金属類（7 事例）、VOC・重金属（6 事例）、PCB（4 事例）、無機化合物（1 事例）でした。

汚染の範囲

調査事例 33 事例のうち 21 事例（64%）が事業所敷地内の土壌・地下水汚染であり、3 事例（9%）は敷地内の土壌汚染のみでした。敷地外の土壌・地下水汚染があったのは 9 事例（27%）であり、そのうち汚染地下水の飲用があったのは 6 事例でした。

事業者からの報告

33 事例のうち 26 事例（71%）が自治体に事前相談を行っており、7 事例では事前相談をしていませんでした。事前相談をしなかった例は、リークなどによりメディアが先に公表した場合（3 事例）と、自治体調査による場合（1 事例）、複数の事業者がある場合（3 事例）でした。事前相談先として市区町村は重要な役割を果たしていました。

（3）汚染状況の説明・公表

汚染判明からメディア公表までの期間

1 ヶ月以内の公表が 3 事例（18%）のうち、最も短いものは 10 日でした。比較的迅速な対応と考えられる 3 ヶ月以内で公表した事例では、近年、自治体や事業者が情報の公表に関する基準やガイドラインを定めているケースが多くみられました。一方、やや対応が遅いと考えられる公表まで 3 年以上かかった事例は、過去に汚染が判明した時点で一部住民への戸別訪問での説明のみを実施してメディア公表を行わないと判断したケースなどがありました。公表まで 5 年以上かかったのは 4 事例（24%）で、うち最も長いものは 10 年以上でした。いずれも情報公表のタイミングの遅れが問題となりました。

メディア公表の実施主体と同席状況

全 33 事例のうち、メディア公表を実施したのは 30 事例（91%）で、未実施は、情報のリークや取材により報道が先行した 3 事例（9%）でした。事業者がメディア公表を行ったのは 23 事例（70%）あり、事業者だけが公表したケースが 12 事例（37%）と最も多くなっていました。自治体のみが公表したケースは 7 事例（21%）で、このうち都道府県が公表した事例が 4 事例（12%）と最も多くなっていました。メディア公表を都道府県の役割とする自治体もあり、事業者が市区町村にある場合は、市区町村ではなく都道府県が公表している例が多くみられました。自治体がメディア公表する際は、自治体独自の調査結果を基にした汚染状況の報告や事実関係の説明、事業者の指導方針についての説明を行っていました。

同席状況については、最も多いのは同席なしの 21 事例（64%）であり、各主体が単独で実施したり、別々に公表していることがわかりました。

住民説明会の実施と同席状況

全 33 事例のうち 22 事例（67%）が実施したと回答しました。図 17 に示すように、説明会を主催した主体別で見ると、事業者が 17 事例（52%）と最も多く、市区町村が 4 事例（12%）、都道府県が 1 事例（3%）でした。自治体と同席する際の役割は、単にオブザーバーとして参加するケースと、住民からの質問への対応、自治体としての対応方法の説明、自治体が行った独自調査の説明を行うといった何らかの役割を担っているものと分かれていました。

近隣住民からの問合せ

近隣住民からの問合せ内容は、漠然とした不安・心配や今後の対策に関する質問が多いようです。特に市区町村への問合せは、漠然とした不安、今後の対策以外に、健康影響に関する苦情がありました。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断の実施状況

健康診断を実施していたのは、全 33 事例のうち 6 事例で、いずれの場合も健康影響なしとの結果でした。敷地外汚染で地下水の飲用があった事業者の自主調査による 2 事例では、町が健康診断を実施し、事業者が費用を負担していました。他の 4 事例は、敷地内汚染で地下水の飲用がない事例であり、このうち事業者が健康診断を実施し費用負担したのが 3 事例で、そのうち 2 事例が事業者の自主的な健康診断の実施の申し出によるもので、1 事例が住民の要望によって実施していました。また、残る 1 事例は住民からの要望を受けて政令指定都市が実施していました。

対策実施状況の経過報告

全 33 事例のうち 29 事例（78%）が状況を把握していると回答しました。とくに、敷地外汚染のあった事例では、都道府県と市区町村あるいは政令市の両方で把握していると回答していました。なお、無回答・未実施の 4 事例（12%）のうち、2 事例が複数事業者のケースでした。

モニタリングの実施状況と経過報告

事業者が市区町村にある場合は、都道府県のみがモニタリングを実施したケースが 5 事例（15%）、市区町村のみが 5 事例（15%）と同数になっていました。一方、政令市の場合は、都道府県単独ではモニタリングを実施したのは 1 事例（3%）のみのため、政令市の担う役割が大きいいえました。なお、モニタリングを実施していないと回答した 10 事例（31%）は、いずれも汚染が敷地内に限られている事例でした。

(7) まとめ

事業者から自治体への連絡・相談先として、市区町村は重要な役割を果たしています。事業者が市区町村にある場合は、自治体も個別にメディア公表する事が多く、そのときは市区町村ではなく都道府県が発表しています。公表に自治体は何らかの役割を担って同席またはオブザーバー参加する割合は、事業者が市区町村にある場合が最も多く、政令市、政令指定都市の順で小さくなっています。

近隣住民への説明会は 67%が実施していますが、その主体は、77%が事業者であり、市区町村が 17%、都道府県が 5%で、説明会は都道府県よりも市区町村が主体となって開催されているようです。説明会における事業者から自治体への同席要請については、39%で自治体に住民説明会への参加を要請していました。要請先は、事業者が政令市にある場合は政令市であり、市区町村の場合は県と市の両方に同席を要請しています。

以上の結果、メディア公表は都道府県が実施し、住民説明会は市区町村が実施している傾向が見られ、それぞれ役割分担がなされているようです。

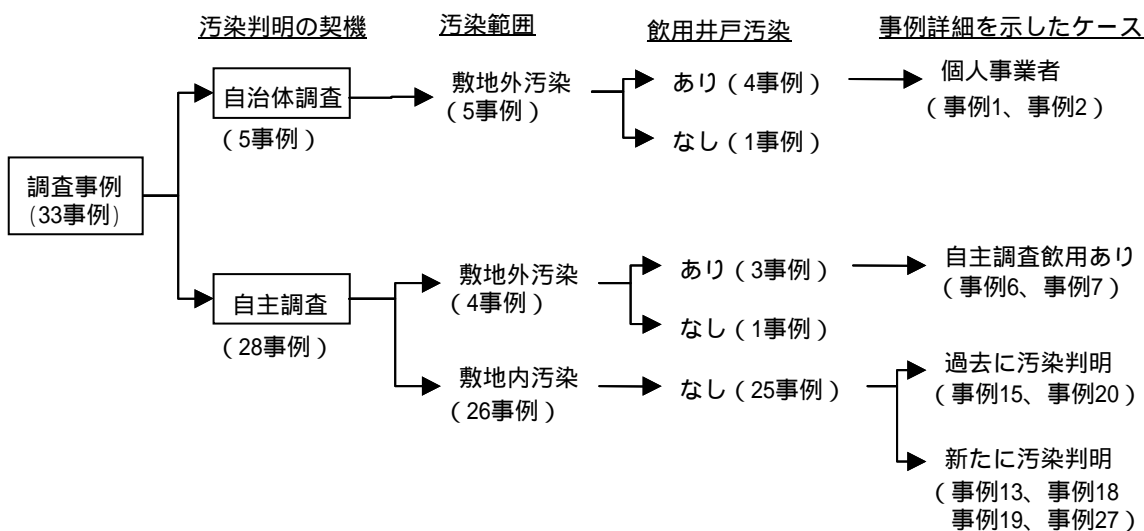
5. ケース分類による事例解析

土壌汚染問題におけるリスクコミュニケーションの状況をみていくと、それぞれの事例ごとに対応が異なっており、画一的な対応に整理する事は困難です。しかしながら、できるだけ円滑なリスクコミュニケーション実施の参考となるように、調査した事例をケース分類し、それぞれのケースごとのポイントをアンケートやヒアリングにより抽出しました。

リスクコミュニケーションの対応が異なる大きな要因として、汚染判明のきっかけと汚染範囲があります。汚染判明のきっかけは、自治体による調査と事業者による自主調査があり、それぞれ中心となって対応すべき主体や進め方が異なってきます。また、汚染範囲では、汚染規模が敷地内に限定される場合と、敷地外まで拡大し、飲用井戸の汚染がある場合で対応の深刻さが異なります。

そこで、自治体調査の場合で事業者が個人事業者のケース（2事例）、自主調査の場合で敷地外の飲用井戸汚染のあるケース（2事例）と、敷地内汚染で飲用井戸汚染のない場合で、かつ新たに判明した汚染を公表したケース（3事例）、過去に判明していた汚染を公表したケース（2事例）の4ケースに分類し、成功のポイントをまとめました。

なお、汚染物質についても、VOC汚染、重金属汚染、VOC・重金属の複合汚染などに分けられますが、本調査の対象事例からは土壌汚染対策法の対象物質の特性（本調査対象外である廃棄物による汚染を除く）によって、リスクコミュニケーションの対応が大きく異なると考えられなかったため、分類の項目に含めていません。



5.1 自治体調査による個人事業者のケースにおけるリスクコミュニケーションのポイント

概要

自治体調査による敷地外土壌・地下水汚染事例のうち、事業者が個人事業者のケース 2 事例（事例 1、事例 2）について、リスクコミュニケーションのポイントを整理しました。

いずれも規模の小さい市区町村（以下、町）にあるクリーニング店の汚染で、自治体为中心となって事業者の協力を得ながら対応していますが、汚染判明後の住民への情報提供の遅れをめぐりリスクコミュニケーションがやや難航していました。対象とした事例は、敷地外汚染判明について関係住民説明のみで長期間メディア公表を行わなかったケースと、敷地外汚染の把握と周辺の井戸所有者などへの情報提供が遅れたケースです。なお、本ケースは、自治体（県・町）からのアンケート・ヒアリング回答結果をもとにまとめています。

（1）土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

・近隣住民からの苦情として、汚染判明以前からの個人事業者との近隣関係や、個人的な問題に関する不満も寄せられた（全事例該当）

事業者と近隣住民との関係を良好にしておく必要があるが、当事者同士の話し合いでは解決が困難であるため、自治体がパイプ役となって住民の意見を事業者に伝え、改善を求めることで事業者と周辺住民との関係を円滑にした（町の回答）。

体制の整備

該当事項なし

（2）土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

・県による立入調査が行われた（全事例該当）

個人事業者は汚染調査の費用負担が困難なため、自治体による調査と定期モニタリングを行った（県・町の回答）。

事業者からの報告

・自治体が事業者に問題の重要性を認識させた（1 事例該当）

事業者に対して問題の重要性を認識させ、適切な措置をとるよう指導・説得した（県の回答）。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

戸別訪問

- ・汚染井戸所有者に対して迅速に説明を実施した（1事例該当）

周辺環境調査

- ・県と町が連携した（1事例該当）

周辺井戸の状況調査及び水質検査等について、県を中心に保健所、町の三者が連携して実施した（県の回答）。

- ・敷地外汚染の把握と情報提供が遅れた（1事例該当）

敷地内汚染の判明後、敷地外汚染の判明までに時間がかかり、結果として周辺の井戸所有者の飲用状況についての情報把握や、情報提供が遅れた。このため、井戸所有者から苦情があった（県・町の回答）。

(4) 対策の検討

- ・汚染判明後は、事業者、都道府県、市区町村で定期的な相談を実施した（1事例該当）

県、県の研究機関、町、事業者が、対策協議会を設置することによって円滑に対策を検討することができた（県の回答）。また、県から町に対する適切なバックアップ体制があった（町の回答）。

- ・県と町で役割分担を明確にした（1事例該当）

県は事業者の指導を、町は自治会長への連絡、住民説明会の会場設定等を分担した（県の回答）。

(5) 汚染状況の説明・公表

住民への汚染情報の説明

- ・近隣住民の苦情には、事業者に対する個人的な不満などが含まれていた（全事例該当）

個人事業者の場合は、近所づきあいの問題が混在し、とくに近隣住民との日頃からの個人的な不満・対立が潜在していた。

- ・自治体を中心となって対応した（全事例該当）

個人事業者であるため事業者と住民との個人付き合いの問題も介在しており、町が事業者と近隣住民とのパイプ役になり（町の回答）、自治体を中心となって地元および周辺自治会長の協力を得ながら住民への対応が行われた（県の回答）。

住民説明会

- ・明確に、わかりやすい説明を行った（1事例該当）

住民からは汚染問題に対する不十分な知識による質問があったため、化学物質や土壌汚染という一般住民にとって分かりにくい言葉を平易な解説文や図を用いて説明した。また、

真摯な対応姿勢や今後の対策方針等について明確に伝えるよう工夫した（県の回答）。

・過去の問題であり、住民からの質問に町の担当者が充分答えられなかった。（1事例該当）

担当者が経緯を十分に把握できていなかったため、住民からの質問に回答できず、誤解を招いてしまった（町の回答）。

メディア公表

・汚染判明直後は関係住民にのみ説明し、メディア公表が遅れた（全事例該当）

自治体は、風評被害などを懸念して、直接被害を受ける可能性の高い住民への説明にとどめ、メディア公表を避ける判断をした。だが、説明がごく一部の関係住民のみであったことから、それ以外の町民から情報の遅れ・隠蔽として不満の声があがった（町の回答）。

・住民説明会へのメディア取材によって報道された（1事例該当）

事実確認の取材はなく、ややセンセーショナルに公表の遅れのみを批判する内容の報道がなされた（町の回答）。

（6）健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

・健康診断の実施を呼びかけたが、住民の受診希望がなかった（全事例該当）

自治体が住民説明会などで健康診断実施の申し出や健康影響に関する説明を行ったが、住民の要望がないため、健康診断を実施していない（町の回答）。

対策実施状況の経過報告

・自治体が近隣住民の苦情に対応した（全事例該当）

浄化装置の設置場所が居住地と隣接しているため、近隣住民から苦情が寄せられた。自治体を中心となって浄化対策への理解を求めた（町の回答）。

・進捗状況の報告を定期的に行った（全事例該当）

浄化対策の状況について、町民に回覧での定期報告を行った（町の回答）。あるいは、浄化装置を設置し、付近住民に運転の確認ができるよう汚染井戸の浄化に努めるなどの取り組みで住民の理解を得ることができた（県の回答）。

・浄化対策の費用捻出が困難であった（全事例該当）

個人事業者の場合は、経済的な問題が大きいため、浄化費用などについて経済的な問題があり、資金的支援が必要である（町・県の回答）。

（7）まとめ

自治体調査による個人事業者のケースでは、問題解決の主体を自治体が行うことが重要である。また、都道府県と市区町村が役割分担を明確にしつつ、事業者とも連携して定期的な会合を持って対処する事が大切である。本ケースは汚染判明初期に情報を知らされた汚染井戸の所有者ではなく、かなり時間がたった後の住民説明会で知った住民が

情報公開の遅れを問題としており、情報公開の遅れが失敗の原因と考えられる。直接健康影響が考えられないとして、自治体が公表する相手を周辺井戸所有者や関係者に限ると判断してしまったことが要因である。

5.2 自主調査による敷地外地下水汚染で地下水の飲用があるケースにおける対応のポイント

概要

自主調査による敷地外土壌・地下水汚染事例のうち、飲用地下水の汚染があったケース2事例（事例6、事例7）について、リスクコミュニケーションのポイントを整理しました。

いずれも規模の小さい市区町村（以下、町）で汚染が判明しました。対象とした事例は、敷地内汚染判明後から10日間で住民説明とメディア公表を行ったケースと、汚染判明から2年半、かつ敷地外汚染の把握に2ヶ月を要し住民対応がやや遅れたケースです。住民の健康診断については2事例ともに事業者の費用負担で対策を行っています。

（1）土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

- ・町の誘致で立地した事業者である（1事例該当）

この事業者はもともと町の誘致で立地したことを背景に、高額な賠償請求をして会社を潰すよりも存続させて汚染を処理してもらうことを優先させるという町の方針が区長会を通じて町民に伝えられ、受け入れられた。

体制の整備

該当事項なし

（2）土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

- ・敷地外汚染の判明までに長時間（約2年半）を要した（1事例該当）

自主調査の結果、地下水汚染を発見したが、不十分な調査結果をもとに汚染が敷地内に留まっているという判断をした。（事業者の回答）

- ・町が汚染範囲を迅速に把握した（全事例該当）

敷地外汚染のメディア公表後、町は迅速に水源の水質調査や井戸水調査を実施し、汚染地区と非汚染地区を早期に把握した。このことによって、適切な飲用指導を行うことができた（町の回答）。もう一方の事例では、事業所周辺（敷地外）に対する汚染の状況の確認が必要との要請を受け、町として独自の環境調査を実施した（町の回答）。

- ・住民説明会で井戸水調査を呼びかけた（1事例該当）

事業者は住民説明会において、希望者には井戸水調査を実施すると呼びかけた。その結

果、事業者は 100 本の敷地外井戸水を調査し、事業者が費用負担した（事業者の回答）。

事業者からの報告

事前相談

- ・事業者は県・町に対して迅速に報告した（1事例該当）

自主調査により発見され、判明した時点ですぐに報告したので、好印象をもたれた。小さなことでも変化点があれば、すぐに相談したことや土壌汚染が自主測定の結果判明した旨を報告した。

- ・県・町が適切な指導を行った（1事例該当）

県：浄化対策、モニタリング等の実施内容、技術的な助言のほか、公表（記者発表、住民説明）の実施など地域住民に対しても積極的な対応に努めるよう指導した。その結果、周辺住民の汚染に対する不安解消に繋がった（県の回答）。

町： 浄化対策の工事内容、 浄化中のモニタリング、 実施状況の住民への説明等について事業者に助言を行った。また、地下水汚染が主であったことから、周辺を含めた井戸水の飲用使用を控えてもらう必要があったため、地域で説明会を開催し、情報を伝えるように指導した（町の回答）。

- ・事業者が積極的に対応した（1事例該当）

事業者は自らの責任において、対自治体、対住民とも積極的な姿勢で対応を図っており、その時々における状況報告や、具体的対策等についても誠意ある対応を示し、地域住民のニーズや自治体指導に対しても柔軟性があった（町の回答）。

- ・事業者に対する県の要求が厳しかった（1事例該当）

対策の手順についての指導や、敷地外調査の費用の負担を県にして欲しかった（事業者の回答）。

事後相談

- ・事業者は県・町へ相談し、県・町も適切な指導を行った（1事例該当）

事業者から県へは、 近隣住民への説明会への出席依頼、 応急対策工事計画の承認について相談した（事業者の回答）。一方、県から事業者へは、事業者が実施する周辺調査に関して、測定箇所、分析項目、浄化計画（対策手法、モニタリング計画等）について指導した（県の回答）。

事業者から町へは、 近隣住民への説明会への出席依頼、 近隣区長への回覧文書配布依頼を相談した（事業者の回答）。一方、町は公表に伴い、寄せられた意見等を調整した。また 詳細な調査、 住民の健康診断の実施を決めた（町の回答）。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

- ・迅速に住民説明が行われた（1事例該当）

会社から半径 500m の範囲の住宅を戸別訪問し、井戸の有無を確認した。井戸があれば飲

用しないように注意し、採水をお願いした。(事業者の回答)

- ・町の根回しに説得力があった(1事例該当)

まず、町が緊急区長会議を開催し、町の「高額の賠償請求をして会社を潰すよりも存続させて汚染を処理してもらうことを優先させる」という方針が区長会を通じて町民に受け入れられた。第1回住民説明会では、公表が遅れたこと、毒を飲まされていたという被害者意識からもめる場面もあったが、最終的には区長や町会議員が取りまとめ、各区長と会社の間で協定書が交わされた。

周辺環境調査

- ・町が汚染範囲を的確に把握した(1事例該当)

敷地外汚染のメディア公表後、町は迅速に水源の水質調査や井戸水調査を実施し、汚染地区と非汚染地区を把握した。このことによって、適切な飲用指導を行うことができた(町・事業者の回答)

(4) 対策の検討

- ・事業者内で連携して対応した(1事例該当)

定期的に経営へ報告し、指示を仰ぎ、広報部とも連携を取りながら実施した(事業者の回答)

- ・町と県が連携して対応した(1事例該当)

県と町は、明確な役割分担はしていないが、調整会議を開催するなど相互協力を図る中で連携連絡を密にし、対応を図った。おもに、県は技術的な助言を行い、町は地域住民の要望、相談の窓口となり、事業者との連絡調整を担当した(県・町の回答)

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

- ・情報の公表までに長時間を要した(1事例該当)

事業者の自主調査による汚染判明から公表までに長時間(約2年半)を要し、さらに、自治体も報告を受けてから公表までに時間を要した(約2ヶ月)。自治体側の体制が整っていなかったこと、敷地外汚染の確認に時間を要したことなどが原因であった。(事業者の回答)

- ・マスコミ報道が先行した(1事例該当)

公表の3日前に地元区長(町会長)を集め、地下水汚染と飲用の中止を説明したが、結果的に町民は新聞報道(記者会見ではなく取材記事)で事実を知らされた。報道の翌日、県から会社側に勧告書が手渡され、記者会見が行われた(事業者の回答)

- ・事業者が積極的に、迅速に公表した(1事例該当)

メディア公表は、汚染判明から10日後に行われ、事業者と県がそれぞれ公表し、事業者の公表には町・県が同席した。事業者は、マスコミへのプレスリリースを作成して公表し、

また浄化の進捗状況について、定期的にホームページに掲載した（事業者の回答）。

- ・マスコミ対応に関して町・県で協議した（1事例該当）

県に直接マスコミからの問い合わせがいくこともあったので、自治体としての対応方針については、協議の上、方向性を示した（町の回答）。

- ・町でマスコミに資料を全て公開した（1事例該当）

町ではモニタリングの結果など収集した資料を全てマスコミに公開した。また、取材に対するルールも明確に示した結果、マスコミから好意的な評価を得ることができた（町の回答）。その後の取材は町が中心と考えられ、会社側には2回程度の取材しかなかった（事業者の回答）。

- ・水稲安全宣言を出した（1事例該当）

町民の心配事項は、健康、経済（稲作への影響と補償）問題に集約される。健康問題は上水道への切り替え、稲作への影響は県の農林商工部で土壌・用水調査、玄米調査を行い、安全宣言を出したことにより、風評被害を回避することができた（町の回答）。

住民説明会

- ・町・県ともに事業者の説明会に同席した（1事例該当）

県は、県としての意見や方針について求められた場合に対応したとし、住民と事業者のやりとりを直接聞くことで、情報が得られた（県の回答）。町は、オブザーバーとして同席したが、自治体への質問批判も多かった（町の回答）。

- ・事業者は資料を十分に準備して説明したが、人体影響の説明に苦慮した（1事例該当）

事業者の配布資料は、下記のものであるが、揮発性有機化合物の人体への影響について、明確に表現した公的な文書がなく、近隣住民への説明に苦労した（事業者の回答）。

住民説明会の資料の記載項目を下記に示す。

土壌、地下水調査結果について

事業所の概要

揮発性有機化合物の人体への影響度

井戸水の利用状況についてのアンケート用紙

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

- ・住民の要望に応え、健康診断を実施した（全事例該当）

住民からの要望を受け、事業者と町が協議して町が窓口となり健康診断の実施を決めた。費用は事業者が負担した（町の回答）。

対策実施状況の経過報告

- ・町が積極的に協力した（1事例該当）

説明会の開催、健康診断の実施、地下水浄化の実施（農業用水の利用）など、多方面にわたる町の協力が速やかな対応を実現した（事業者の回答）。

- ・県が技術的な助言を行った（1事例該当）

町と事業者に対して、浄化対策等の技術的な助言を行うとともに、事業所の周辺環境調査を実施した（県の回答）。

（7）まとめ

自主調査による飲用地下水の汚染があったケースは、住民の健康診断などを実施している。自主調査の場合、敷地内の汚染の判明があっても敷地外の影響を測定する事ができず、自治体に迅速に相談し敷地外への影響を評価する必要がある。汚染地下水の飲用があっても近隣住民に迅速に公表し飲用指導や健康影響について説明する事で、住民の不安は軽減できる。しかし少しでも公表が遅れると、住民の不安が高まり混乱を招く大きな要因となる。

事業者がすばやい情報公開を行い、自治体との連携を密にし誠意ある対応をとることが成功のポイントと考えられる。ここでも市区町村と県の連携や役割分担の明確化が必要とされており、市区町村の積極的な係わりが求められる。

5.3 自主調査による敷地内土壌・地下水汚染が判明し、対応が遅かったケースにおけるリスクコミュニケーションのポイント

概要

自主調査による敷地内土壌・地下水汚染の事例のうち、汚染の判明からメディア公表まで数年かかった2事例（事例15、事例20）について、コミュニケーションのポイントを整理しました。

2事例ともに、自主的なメディア公表に向けて汚染範囲の詳細調査、対策の検討、社内体制の整備を行った後に自治体と相談し、その上でメディア公表を行ったため、対応に時間を要しています。

（1）土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

・地域行事の参加や工場見学を通じて日常から住民とのコミュニケーションがあった（2事例該当）

地域に対しては、日頃から工場見学、スポーツ大会、盆踊り等の行事を通じて、継続したコミュニケーションを図ってきた。また自治体についても、環境自治体のみならず、安全衛生、保安自治体、警察、海上保安部等とも届出、許認可業務を通じた良好な関係が基本としてあった。（事業者の回答）

体制の整備

該当事項なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

- ・社内での事故や法の改訂をきっかけに自主的な調査を行なった(2事例該当)

調査が義務付けられていない時期に、社内での事故の教訓を生かしたり、法の改訂をきっかけに、対象物質を扱う事業所敷地内の土壌・地下水を徹底的に調査した。その結果、工場敷地内の一部で地下水汚染が判明し、継続して浄化を行なった。(事業者の回答)

事業者からの報告

- ・調査に関して自治体からの助言を受けた(1事例該当)

国の新しいガイドラインに伴って調査を進めるべく自治体へ相談した。自治体からアドバイスを受け、専門業者と連携して詳細調査を行なうことで汚染の実態把握に努めた(事業者の回答)

- ・社内体制の整備、公表の準備が整ってから自治体へ相談した(該当1事例)

汚染の詳細調査や、汚染物質の有害性について専門家への相談を行い公表の準備を整えた上で、自治体に公表内容を相談した。社内トップの浄化や情報公開への意識が高く、公表や対策に積極的であった。(事業者の回答)

- ・事業者と自治体の公表に対する意識の相違があった(該当1事例)

事業者は、住民の不安を懸念し、自治体へ相談後すぐにでも公表する方針であった。一方、自治体は風評被害やメディア公表に伴う住民の不安を懸念し、公表の内容の変更を求めた。最終的には事業者の責任のもとにメディア公表を行なったが、相互理解には時間を要した。(事業者、県の回答)

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当事項なし

周辺環境調査

- ・市が敷地外を調査し、分析費用は事業者が負担した(1事例該当)

市は事業者に敷地内の詳細調査を指導してから、敷地外の周辺井戸、公共用水域の調査を開始し、汚染がないことを確認した。分析は、事業者から紹介された機関で事業者の費用負担により実施した。(市、事業者の回答)

- ・県と市がそれぞれ敷地外調査を行った(1事例該当)

事業者から相談を受けた当日に、県と市はそれぞれ敷地外調査を行った。調査の結果、敷地外汚染がなかったため、その結果を区長会長と測定井戸所有者にのみ報告した。(県、市の回答)

(4) 対策の検討

- ・社内体制の連携を図ることができた(1事例該当)

全事業所間での連絡協議の開催、組合、従業員への説明などを経て、社内の連携を図った。また、予算措置、公表にあたってのQ&A作成について本社と連携をとりながら進めた。

(事業者の回答)

- ・効率的な浄化対策を検討、実行した(1事例該当)

汚染判明から公表までの間に浄化を行っていたが、公表をきっかけに、社内で浄化プロジェクトを発足させたり、より効率的な浄化を目指した。(事業者の回答)

- ・対策検討会を設置した(1事例該当)

学識経験者・自治体・事業者で構成される対策検討会を定期的で開催し、土壌・地下水汚染に関する実践的な経験や知識と経験をもつ学識経験者や専門事業者から助言を受ける中で、対策を検討した。(事業者の回答)

(5) 汚染状況の説明・公表

戸別訪問

- ・メディア公表の直前または直後に自治会役員を訪問した(2事例該当)

メディア公表の直前または直後に、自治会役員を訪問し、汚染の事実を説明したうえで住民への対応を相談した。地域住民対応は、従来から住民とコミュニケーションのある社内の部署が担当した。住民からの反応は想定したよりも良いものであった。(事業者の回答)

メディア公表

- ・情報を正確に、分かりやすく伝える工夫をした(2事例該当)

公表では、プロジェクターや資料を使い、図や数値を見せることで理解しやすい内容にすることに努めた(共通)。経緯、調査結果、周辺環境影響調査、汚染原因、今後の対策、問い合わせ窓口を記した資料を配布し、これに基づいて説明を行ったことから、報道内容に誤認はなく、各社ともほぼ正確な文脈であった(該当1事例)。

- ・市が、市としての対応や敷地外調査について説明した(1事例該当)

市独自の公表や事業者の公表に同席するなどして、市としての今後の対策、方針、事業所周辺の井戸水調査を元に敷地外汚染はないことなどを説明した。(市の回答)

住民説明会

該当事項なし

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当事項なし

対策実施状況の経過報告

・調査結果や浄化対策の進捗状況を随時報告した（2事例該当）

対策計画や浄化にかかる費用や方針を明確にし、経過を自治体や近隣住民に随時報告している（1事例該当）。対策検討会での検討結果、汚染機構解明調査及び浄化対策の進捗状況をホームページで随時報告している（1事例該当）。

（7）まとめ

汚染判明から数年が経過しているものの、敷地外への汚染がなかったことと、充分調査し、対策計画を立案した後に自治体に相談する事で、迅速なメディア公表に繋がり、トラブルが発生しなかったと考えられる。

メディア公表については、できるだけ早く公表したい事業者と、風評被害を恐れて慎重な姿勢を示す自治体の調整に時間がかかっているが、自治体の独自のメディア公表もあり風評被害を未然に防止する事ができた。

また日常的なコミュニケーションや、地域住民との良好な関係があり、住民の落ち着いた対応を得ることができた。

5.4 自主調査による敷地内土壌・地下水汚染が判明し、対応が早かったケースにおけるリスクコミュニケーションのポイント

概要

自主調査により敷地内土壌・地下水汚染の事例のうち、汚染の判明からメディア公表までを数カ月以内に実行した4事例（事例13、事例18、事例19、事例27）について、コミュニケーションのポイントを整理しました。

汚染原因物質は様々ですが、全事例の汚染原因者は大事業者であり、十分な調査と対策を実施することが可能な体制を整備していました。なお、1事例は比較的有害性の低い物質による汚染であり、他3事例は汚染原因物質の有害性が指摘されていなかった頃（数十年前）の行為による汚染であることが前提となっています。

コミュニケーションの流れとしては、事業者が自主的調査で汚染を発見してから敷地内の汚染状況を把握し、対策計画を策定し、自治体に相談した上でメディア公表を実施しています。また、住民説明会を実施したのは住民から要望があった1事例のみで、全事例においてメディア公表の直前または公表と同時に近隣住民を戸別訪問して説明を行っています。住民とのコミュニケーションは自治体を介さず事業者が単独で行い、自治体は事業者の実施する対策について助言を行っているのが特徴的です。

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

- ・日常的に近隣住民とコミュニケーションを図っていた。(3事例該当)
事業所施設の開放や地域イベント等を通じて、日常的に近隣住民とコミュニケーションを図っており、事業者に対する印象は悪くなかった(住民の回答)。

体制の整備

- ・事業者、県ともに、土壌・地下水汚染への対応を明確にしていた。(1事例該当)
事業者は本社が自社ガイドラインで、定期調査の実施や、汚染発生時の対応として市や県、住民に連絡することなどを定めていた(事業者の回答)。また、県は土壌・地下水汚染時の公表基準を定め、調査結果等をチェックして1週間以内に公表することを原則としていた(県の回答)。

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

- ・社内ガイドラインで定められた自主的調査により汚染を発見した。(1事例該当)
1事例においては社内基準で事業所内の土壌・地下水汚染に関する定期調査を定めており、それにより汚染を発見するに至った。(事業者の回答)
- ・社会の動向に対応し、自主調査により汚染を発見した(3事例該当)
残りの3事例においては、新しい法律の制定やガイドラインの発表をといった社会の動向に対応して調査を開始し、汚染を発見した。また、3事例とも汚染原因物質の有害性について問題視されていなかった数十年前の行為による汚染を発見し、早急に対策を講じた。(事業者の回答)

事業者からの報告

- ・事業者が敷地内汚染の把握を充分に行い、対策計画を策定してから自治体へ相談した。(全事例該当)
事業者は、自治体に相談した際に敷地内調査、汚染原因の究明、汚染源対策(1事例該当)対策計画を策定し、メディア公表の準備を行ってから自治体に相談した。(事業者の回答)

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当事項なし

周辺環境調査

該当事項なし

(4) 対策の検討

- ・汚染状況を正しく報告することにより、市から適切な指導を受けることができた。(全事例該当)

事業者は、汚染状況を正しく報告することにより、適切な指導を受けることができたと評価しており、市も事前報告から対策終了までこまめに報告や相談したために事業者とのコミュニケーションが上手くいった(事業者、自治体の回答)

(5) 汚染状況の説明・公表

戸別訪問

- ・メディア公表の直前またはメディア公表と同時に近隣住民へ戸別訪問を実施した。(全事例該当)

メディア公表の直前または同時に戸別訪問による住民説明を実施し、Q&A や説明に必要な資料集を用意した上で説明することにより、住民の質問に十分対応した。また、3事例において、事業者はメディア公表と同時に戸別訪問を開始しており、不在宅には何度も足を運んで必ず説明を行い、個々の家庭における情報量を公平にすることで、住民の混乱を防いだ。(事業者の回答)

メディア公表

- ・十分な情報を揃えてメディア公表を実施した。(全事例該当)

メディア公表では、全事例において汚染判明の経緯、敷地内調査結果、汚染原因、周辺環境への影響、対策計画を公表した。また、これらの情報を資料として記者に渡すことで誤認を防ぎ、正確な情報を報道してもらえるように配慮した。(事業者の回答)

住民説明会

- ・分かりやすい説明を行った。(1事例該当)

住民に汚染の経緯、汚染状況、対策計画等について分かりやすい資料を準備し、プレゼンテーション形式で説明することにより、住民の理解を促進する工夫をした(事業者の回答)。評価は、事業者の説明は非常に分かりやすく良かった(住民の回答)。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当事項なし

対策実施状況の経過報告

- ・対策工事中の住民からのクレームに迅速に対応した。(3事例該当)

事業者のクレームの対応が非常に早い（住民の回答）。

対策工事中に発生する騒音や振動に対するクレームが住民から事業者に寄せられたが、騒音の元になる機械の変更や作業者に注意を喚起する等して迅速に改善し、変更後の方法を住民に説明して対策工事に対する住民の理解を得た上で工事を進める努力をした。（事業者の回答）

（7）まとめ

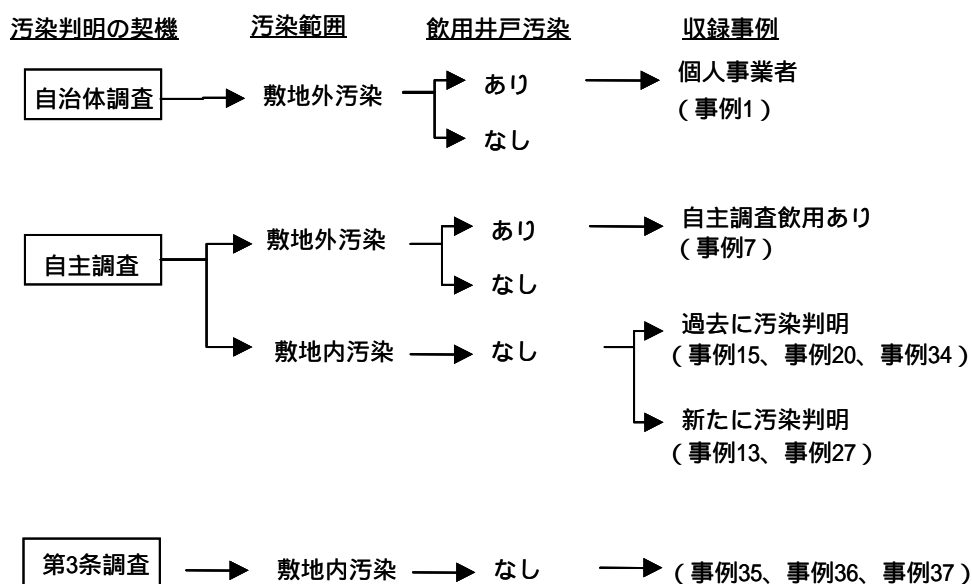
4 事業者ともに、数ヶ月という非常に短い時間で敷地内の汚染状況を把握し、対策計画を策定してメディア公表を行っている。また、メディア公表と同時に近隣住民へ個別相談を実施しており、住民からの質問に充分対応できるように事前に Q&A を作成したり、関連情報をまとめた資料ファイルを用意するなど、近隣住民に配慮した情報提供の工夫を行っている。迅速な事業者の対応に、総じて住民は好意的であり評価が高い。これら 4 事例は、コミュニケーションが非常に上手くいったケースであると言える。

6 . 事例集

33 事例のアンケート調査およびアンケートを補足するための 6 事例のヒアリング調査を実施したうち、特徴的な例について、具体的な対応を紹介します。

なお、これらはアンケート・ヒアリング調査で収集された意見につき個別事例を特定できる箇所・表現を除いた以外、調査対象主体がそれぞれに成功したと考えている側面、失敗したと考えている側面や相互の認識の相違点なども含めた生の意見として紹介しています。このため、あくまで土壌汚染対応に係る現状についての参考事例としてご覧ください。

収録事例の概要



6.1 個人事業者における土壌地下水汚染に伴う飲用井戸水汚染の例（事例1）

6.1.1 事例の概要

概要

水質汚濁防止法改正に伴う自治体調査で汚染が判明した。汚染判明時に地下水飲用者など直接影響のある住民には報告を行ったが、風評被害を恐れてその他の住民への公表またはメディア公表を行わなかった。汚染が判明してから10年後にやっと町が対策費用を確保できたため、初めて住民説明会を開催した。しかし、それまで汚染の事実を知らされていなかった住民から批判の声が上がり、説明会は紛糾した。汚染除去装置の設置前に、2回目の説明会で、町は汚染原因者が個人事業主あることを公表し、これまでの経過や今後の対策について説明し、住民の理解を得ることができた。現在も揚水浄化を継続している。

地域の概要

立地 : 農地と住宅が混在した地域

地下水の利用 : あり

汚染の概要

汚染物質 : VOC

汚染の原因 : 排水の地下浸透

汚染規模 : 敷地外の地下水汚染

判明のきっかけ : 自治体調査

メディア公表

公表の主体 : -（住民説明会が報道された）

汚染判明からマスコミ報道までの時間 : 約10年

町による周辺住民への対応

事前説明 : -

戸別訪問 : 実施

住民説明会 : 3回実施

その他 : -

汚染拡大防止対策

実施主体 : 町

緊急対策 : 戸別訪問による飲用指導

対策 : 揚水浄化

ヒアリング対象者 : 県、町

6.1.2 経緯

| | 経過年数 | 県 | 町 | 事業者 | 住民 | 備考 |
|------------|---------|--------------------------------------|---|-----|------------------|------------------------------|
| 汚染判明の経緯 | 00.1.1 | | 水濁法改訂に伴う立入調査で敷地内汚染が判明 | | | |
| | | 事業者へ汚染物質の管理等、改善に必要な措置を勧告（保健所） | 事業所周辺井戸の調査を実施し、敷地外汚染が確定 | | | |
| | | 汚染井戸所有者に飲用指導を実施（保健所） | 周辺井戸調査の結果を県に届け出る。その後の調査で汚染原因者を特定 | | 周辺井戸所有者のみ汚染事実を知る | |
| 汚染状況の報告・相談 | 02.7 | | 町の審議会で公表を行わないことを決定 | | | |
| | | 町に公表を指導 | 浄化費用の問題や風評被害を懸念し、公表せず | | | |
| | 09.4 | | | | 一部の住民が町長・県へ浄化を要請 | |
| | 10.3.19 | | 汚染地区関係者の範囲での説明会実施を決定 | | | |
| 住民説明会 | 10.4.15 | 住民説明会に同席 | 第1回住民説明会を開催（町主催） 参加者：住民、町担当者、県担当者（事業者参加せず） | | | 【メディアの動き】 住民が呼んだマスコミ3社が参加 |
| | 10.4.16 | メディア報道 | | | | |
| | 10.5.5 | 町、県、審議会、事業者、関係住民、近隣自治会から少人数で意見交換会を開催 | | | | |

注）表中の経過年数は、汚染判明を00年1月1日として計算しています。あくまでも概算ですのでご注意ください。

| | 経過年数 | 県 | 町 | 事業者 | 住民 | 備考 |
|-------|--------|----------|---|------------|-------------|----|
| 住民説明会 | 10.6.1 | 住民説明会に同席 | 第2回住民説明会を開催(町主催) 参加者：参加者：町担当者、県担当者、事業者、町議員、町長、住民150名程度 | | | |
| 対策の実施 | 10.9.9 | | 浄化開始 | 浄化費用の一部を負担 | | |
| | | | 年2回、回覧版で対策の進捗状況を説明。同じ物を市役所で縦覧 | | 回覧版で進捗状況を知る | |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を00年1月1日として計算しています。あくまでも概算ですのでご注意ください。

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

該当情報なし

体制の整備

該当事項なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

町の動向

平成元年の水濁法改正に伴い、町が立入調査を実施したところ、事業者の排水及び冷却水から基準値を超える VOC が検出された。町は、県の指導要綱に基づき、事業者に対して届出の必要性と原因物質の取扱いについて口頭指導を行い、後日、事業者により届出が行われた。

県の動向

保健所は事業者に対して文書で取扱いの改善、使用施設・保管施設等の維持管理、構造の改善等必要な措置を勧告した。立入調査の 2 ヶ月後に、保健所が事業者の敷地内地下水を分析したところ、高濃度の汚染が判明した。事業所の排水については曝気処理されており、1 年後の保健所による立入調査で問題はみられなかった。

事業者からの報告

該当事項なし

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

戸別訪問（飲用指導）

県の動向

汚染範囲調査のために、汚染土地周辺井戸の調査を実施し、基準値を超過した井戸の所有者に対して、保健所職員が戸別訪問による飲用指導を行った。

周辺環境調査

町の動向

町が事業所周辺井戸の簡易調査を実施したところ、4 割の井戸が基準超過であった。さらに、汚染範囲を確認するため、広範囲の井戸水調査を実施し、新たに基準超過が判明した。この調査で、別事業所の敷地内においても地下水汚染が判明したため、汚染原因者が特定できなかった。

その後も町は表層汚染調査による汚染原因者の究明と定期的な水質調査を実施し、汚染判明から 3 年後に汚染原因者を特定するに至った。

(4) 対策の検討

県・町の動向

汚染判明後は、県、県の研究機関、町、事業者、浄化対策業者が対策協議会を設置して対策を検討した。県職員または県研究センターの専門家が定期的に技術的なアドバイスをしながら汚染浄化対策が行われた。また、県職員は町からの要請で説明会に同席し、住民からの技術的な事柄に関する質問に回答するなどのバックアップを行った。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

汚染判明当初、市はメディア公表しないことを決めたため、記者発表等によるメディア公表は実施していない。その後 10 年を経て開催した住民説明会に住民が呼んだ新聞記者が参加し、事実確認の取材なしに、ややセンセーショナルに公表の遅れのみを批判する内容の報道がなされた。

県の動向

中小事業者や個人事業者による汚染について、県は指導要綱に基づき、地元の状況を把握している各市区町村に対応を任せている。汚染原因者が判明した段階で、町に公表するよう強く忠告した。

町の動向

町の環境審議会は風評被害等を懸念して公表しないことを決定したため、県の忠告に従わず、公表しなかった。また、町は汚染除去対策費用の財源を確保できない旨を県に報告した。

住民説明会

汚染判明から 10 年後に、住民から町長に対して汚染除去の要望が寄せられ、ほぼ同時期に、県に対しても浄化実施を求める手紙が送られた。

さらに 1 年後、浄化対策の方針が固まった時点で、汚染地区の関係者の範囲で説明会を実施することを決定した。第 1 回の説明会は、汚染の事実を知らなかった住民から批判され、紛糾した。また、説明会に住民が新聞記者を呼んで、翌日記事が新聞に掲載された。

町は、後日改めて住民説明会を行った。

住民説明会（第 1 回）

説明会の周知は汚染地区内の区長、関係住民に対して自治会の回覧板を利用して行った。

参加者：住民、県担当者、商工会議所、町担当者、県担当者、マスコミ 3 社

説明内容：経過説明、対策事業の方向性について

町の動向

浄化の実施方法を説明するために開催したが、町の担当者が異動直後で過去の詳しい状況を把握しておらず、かつ、浄化の処理方法を単に説明するのみと考えていた。このため、住民からの質問・批判に十分回答できなかった。

県の動向

町の依頼で浄化・調査に関する専門的知識が必要な質問に回答する役割で参加した。説明会が紛糾したため、技術的説明に至らなかった。住民からの人体への影響に関する質問に対して、法律の基準値などを使って説明した。

住民の反応

住民からは、情報を隠していたのではないかと、税金を使って対策するため井戸所有者以外の町民も知る権利がある、人体への影響はどの程度か、汚染原因者を公表すべきであるといった意見があった。

住民説明会（第2回）

説明会の周知は、全町民に対して防災無線を利用して行った。

参加者：町担当者、県担当者、事業者、町議員、町長、住民 150 名程度

説明内容：調査結果、対策、浄化処置について

町の動向

簡易測定、土壌入れ替え、浄化措置などの経過を説明し、要望があれば井戸の簡易測定、健康診断を実施する旨を伝えた。

事業者の動向

説明会に同席し、住民に謝罪した。

住民の反応

専門家に相談した上で自治体に質問を寄せる住民や、事業者への個人的な問題について苦情を寄せる近隣住民などがいた。住民からの健康診断の要請はなかった。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

町の動向

自治体が住民説明会などで健康診断実施の申し出や健康影響に関する説明を行ったが、住民の要望がないため、健康診断を実施していない。

対策実施状況の経過報告

県・町の動向

町は事務職の職員ばかりで、土壌対策に関する知識がなかったため、県との連携が不可

欠であった。県は要綱にしたがって技術的支援を行うため、県・町・県の研究センターで対策会議を作り、対応方法を検討した（汚染対策業者も同席）。

事業者については、法施行前の汚染であり違法行為と見なせないため、浄化対策の協力要請を行った。

町の動向

近隣住民からの苦情として、浄化装置による騒音など汚染に起因する不満だけではなく、汚染判明以前からの個人事業者との近隣関係や、個人的な問題に関する不満も寄せられた。このため、事業者と近隣住民との関係を良好にしておく必要があるが、当事者同士の話し合いでは解決が困難であるため、自治体がパイプ役となって住民の意見を事業者に伝え、改善を求めることで事業者と周辺住民との関係を円滑にした。

事業者の動向

敷地内に汚染除去装置を設置し、費用を一部負担するなど浄化対策に協力した。

6.1.3 本事例におけるヒアリング対象者の配慮した点・評価

| | 県 | 町 |
|-----------------|--|---|
| 地域住民とのコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 説明会に同席し、住民からの人体への影響に関する質問に対して、法律の基準値などを使って説明した。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者との個人的な問題について相談があり、これを収めるのに苦慮した。 対策の進捗状況の説明を年2回程度住民に縦覧している。 |
| 事業者とのコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 法施行前は違法行為でなく、負担等も定められていないため対応に苦慮した。 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化措置などについて事業者より協力が得られた。 |
| 県の役割 | | <ul style="list-style-type: none"> 市区町村に対する財政的、技術的フォロー |
| 町の役割 | | <ul style="list-style-type: none"> 住民の中には事業者との近隣関係など個人的な問題について相談にくることもあるため、町が中心となって地元の対応にあたり住民と事業者のパイプ役になる。 |
| 主体内の連携 | <ul style="list-style-type: none"> 地下水汚染対策として、県と町で役割分担してきたが、法に基づくものではなく、財政難から財政援助が困難になりつつある。法による根拠がないと予算がとりにくい。 | <ul style="list-style-type: none"> 対策会議や説明会の同席など、県から適切な指導を受けることができた。 |
| マスコミとの関係 | <ul style="list-style-type: none"> 第1回住民説明会の際、住民が声をかけたという新聞社3社が取材にきており、他の住民から苦情があった。 | <ul style="list-style-type: none"> 第1回住民説明会についての報道はややセンセーショナルであったが、後追い取材で浄化装置設置なども報道され、最終的なフォローがあり良かった。 |
| 今後の課題等 | <ul style="list-style-type: none"> 説明会等で住民に健康影響等を説明する際に必要な化学物質の有害性、リスク等について教育・講習を受ける場所がない。 国際機関における化学物質の有害性データ及びランクについての解説、法律等の対象物質の選定根拠や基準値の裏付け、根拠となるような情報を整理し、公開されていると便利であり理解しやすい。 地下水汚染のほとんどが、法規制以前の行為によるものであり、法施行前は違法行為でなく、負担なども定められていなかったため難航している。 | <ul style="list-style-type: none"> 地下水の浄化は数千万～数億出費が予想され、国会議員等を巻き込んで市区町村に予算を付けてもらわない限り、対策が難しい。 法律改正関係の指導等を速やかに事業者へ伝える。 |

6.1.4 本事例の特徴

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

該当情報なし

体制の整備

該当事項なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

- ・自治体が立入調査を行った。

水濁法の改正に伴い、町が汚染原因者の事業所に立入調査を行った結果、敷地内で高濃度地下水汚染が判明した。

事業者からの報告

該当事項なし

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

- ・汚染井戸所有者に対して迅速に保健所職員が飲用指導を実施した。

周辺井戸調査で汚染が判明した時点で、汚染井戸の所有者に保健所職員が戸別訪問で飲用指導を実施した。

周辺環境調査

- ・敷地外汚染の原因者特定が遅れた。

近隣の工場でも敷地内地下水汚染が発覚し、敷地外汚染の原因者を特定するまでに3年を要した。

(4) 対策の検討

- ・汚染判明後は、事業者、都道府県、市区町村で定期的な相談を実施した。

県、県の研究機関、町、事業者、浄化対策業者による対策協議会を設置して定期的に相談をしながら対策を検討した。

- ・県から町に対して適切なバックアップ体制があった。

町は事務職の職員ばかりで、土壌対策に関する知識がなかったため、県との連携が不可欠であった。県職員または県研究センターの専門家が定期的に技術的なアドバイスをした。また、県職員は町からの要請で説明会に同席し、住民からの技術的な事柄に関する質問に

回答するなどの支援を行った。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

- ・汚染判明直後は関係住民にのみ説明し、メディア公表が遅れた。

町は風評被害などを懸念して、直接被害を受ける可能性の高い住民への説明にとどめ、メディア公表を避ける判断をした。

- ・住民説明会がメディアの取材によって報道された。

事実確認の取材なしに、ややセンセーショナルに公表の遅れのみを批判する内容の報道がなされた。

住民説明会

- ・汚染井戸所有者以外の町民に説明するまで10年を要した。

汚染判明の10年後に始めて浄化方法についての住民説明会を開催したが、住民から「情報を隠していたのではないか」、「汚染原因者を公表すべきではないか」といった批判の声が上がり、紛糾した。また、町が浄化対策を行う場合、費用は税金でまかなわれるため、「住民に対して説明責任がある」という意見もあった。

- ・住民説明会で、町の担当者が住民からの質問に充分答えられなかった。

土壌汚染に起因する地下水汚染の浄化や対応に長時間を要するが、その間の引継ぎが十分でなく、担当者は過去の経緯を充分把握していなかった。このため、説明不足と感じた住民の不信が高まった。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

- ・健康診断の実施を呼びかけたが、住民の受診希望がなかった。

自治体が住民説明会などで健康診断実施の申し出や健康影響に関する説明を行ったが、住民の要望がないため、健康診断を実施していない。

対策実施状況の経過報告

- ・町が汚染原因者と周辺住民とのパイプ役になった。

汚染事実を公表してから、汚染判明以前からの事業者との近隣関係など個人的な問題に関する不満も自治体に寄せられた。この類の問題は当事者同士の話し合いでは解決が困難であるため、自治体がパイプ役となって住民の意見を事業者に伝え、改善を求めることで事業者と周辺住民との関係を円滑にした。

- ・浄化対策の費用捻出が困難であった。

個人事業者も汚染除去装置の設置費用を一部負担したが、非常に負担が大きいため、県

の要綱によって対策費用の半額が県から補助されることになっている。だが、残りの半額について町で予算を捻出することも非常に困難であった。

- ・進捗状況の報告を定期的に行った。

浄化対策の状況について、町民に回覧での定期報告を行い、住民の理解を得た。

6.2 土壌地下水汚染に伴う飲用井戸水汚染の例（事例7）

6.2.1 事例の概要

概要

事業者の自主調査により、揮発性有機化合物が高濃度で検出された。汚染判明から2年半後に敷地内土壌・地下水の汚染状況が明確になり、事業者は県および市に報告した。報告を受けた県、市が周辺地区の井戸水調査を行ったところ、基準値を超えるVOCが検出され、事業者は住民説明会や戸別訪問で住民に陳謝した。また、県がメディア公表を行ったが、事業所から第1報を受けてから公表までの期間が長かったことに対する批判があった。その後、事業者の費用負担による仮設水道の設置、住民の健康診断を実施した後に対策工事を行い、現在も浄化を継続している。

地域の概要

立地 : 水田と住宅地が混在した地域（名水で有名）

地下水の利用 : 飲用、農地利用あり

汚染の概要

汚染物質 : VOC

汚染の原因 : 配管からの漏洩

汚染規模 : 敷地外地下水汚染

判明のきっかけ : 自主調査

メディア公表

公表の主体 : 県

汚染判明から公表までに要した時間 : 約2年半

事業者による周辺住民への対応

事前説明 : 緊急区長会議の開催（自治体が実施）

戸別訪問 : 約250件に実施

住民説明会 : 3地区に分けて実施（現在でも年1回実施）

その他 : 仮設水道を設置、約800名の健康診断を実施（事業者が費用負担）

汚染拡大防止対策

実施主体 : 事業者

緊急対策 : 戸別訪問による地下水飲用の停止

対策 : 敷地外地下水の揚水浄化、敷地内土壌中ガス成分の高真空抽出、地下水揮発処理、汚染原因物質の使用停止、配管取替

ヒアリング対象者

事業者、県、町、住民（汚染敷地隣接地区区会長）

6.2.2 経緯

| | 経過年数 | 県（地域振興局） | 町 | 事業者 | 住民 | 備考 |
|------------|------------|--|---------------------|------------------------|-----------------------------|----|
| 汚染判明の経緯 | 00.1.1 | | | 自主調査により、敷地内土壌、地下水汚染が判明 | | |
| | 02.5 | | | 汚染対策業者に相談 敷地内の調査を実施 | | |
| | 02.6 | | | 敷地外の汚染がほぼ確定 | | |
| 汚染状況の報告・相談 | 02.6.8 | 事業者に汚染原因の特定、汚染範囲調査の実施を指導。地域振興局へ報告を指示 | | 社長が県庁に口頭で調査結果について相談 | | |
| | 02.6.11 | 事業者に敷地外への汚染の有無、バリアー井戸の設置、敷地内平面調査結果の報告を指示 | 地域振興局から汚染の事実の報告を受ける | 地域振興局に対して書面で汚染について報告 | | |
| | 02.7.10 | 敷地外へ調査が及んでいる可能性があることを確認する。 | | 敷地内調査の結果を自治体へ報告 | | |
| | 02.7.22-24 | 町役場職員の自宅の井戸水を採取し汚染を確認 | | | | |
| | 02.7.26 | 町長を本部長とする対策本部を設置し、県、地域振興局、町で対応を協議。事業所から半径 500m以内の区長に水質検査の実施を打診 | | | 緊急の区長会議を開催 | |
| | 02.7.27-29 | 事業所から半径 500m以内の全世帯と工場内の井戸水、土壌の検査を実施（第一次調査） | | | 各区長より住民に汚染事実、井戸水の飲用中止について説明 | |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を 00 年 1 月 1 日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意下さい。

| | 経過年数 | 県（地域振興局） | 町 | 事業者 | 住民 | 各事項の説明 |
|-----------------|------------|---|---|--------------------|----|-------------------------------|
| メディア公表 | 02.7.28 | （マスコミ報道） リークによりマスコミから県に問い合わせがあり、マスコミ報道が先行 | | | | 【住民の反応】 怒りや更なる情報 隠蔽を疑う声 |
| | | | 地下水対策本部の設置 | マスコミ対応のQ&A作成 | | |
| | 02.7.29 | 「地下水汚染の浄化措置」の勧告 | | 従業員大会を開催して経緯と状況を説明 | | 【従業員の反応】 事業所存続の不安 と動揺 |
| | | 県庁で記者発表 | | （同席） | | |
| 地域振興局地下水対策本部の設置 | | 環境委員会の常設化 従業員への状況説明 | | | | |
| 戸別訪問 | 02.7.29～ | | | 各戸へ謝罪に回る | | |
| | 02.7.30 | 事業所から半径500m以内の住民を戸別訪問し、調査の結果についての報告 | | | | |
| 住民説明会 | 02.7.30 | 対策会議で確認事項を取り交わす 確認事項：健康診断の実施、仮設水道の設置（モニタリング場所、頻度も検討） | | | | |
| | 02.7.31～ | 説明会に同席 | 住民説明会の開催（3地区に分けて開催） 住民参加人数：A地区約150名、B地区約90名、C地区約140名 | | | |
| 対策の実施 | 02.8.3 | | 協定を取り交わす（健康診断の実施、仮設水道の設置） | | | |
| | 02.8.24-25 | | 健康診断の実施（町・保健所が呼びかけ、希望者764名が受診） | | | |
| | 02.9.13 | 四者会議を開催（県、町、事業者、住民） | | | | |

注）表中の経過年数は、汚染判明を00年1月1日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意下さい。

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

住民は汚染判明以前から事業者の存在は知っていたが、具体的な事業内容は知らなかった。地域とのコミュニケーションはあまりなかったようである。

体制の整備

該当事項なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

事業者の動向

大企業による VOC の地下水汚染がマスコミに報道されたことをきっかけに、経営トップの判断により敷地内の調査を行った結果、地下水において環境基準を大きく越える VOC の汚染が判明した。汚染原因を究明したところ、地中配管の破損による漏洩が判明し、汚染が判明して約 1 ヶ月後に、漏洩をストップさせた。その後、親会社により再度敷地内の調査を行ったが、敷地外への移動はないという結論に至った。

汚染判明から 2 年 5 ヶ月後に自家発電設置のため、冷却水用の井戸を掘ると高濃度の VOC が検出されたため、汚染対策業者に相談して詳細に調査したところ、敷地外への汚染がほぼ確定的となった。

事業者からの報告

事業者は、汚染対策業者の調査結果を受けて敷地外の汚染がほぼ確定的となった時点で、経営トップの判断により県へ相談に行き、メディア公表までの約 2 ヶ月間に事業者と県は 6 回の相談を行った。なお、町は事業者からの直接報告を受けず、地域振興局（県の地域機関）からの報告で汚染の事実を知った。

初回の相談では、事業者が県庁に調査結果を持参し、口頭で結果を説明した。これを受けて、県庁は事業者に対して汚染原因の特定と汚染範囲調査の実施を指導した。また、地域振興局へ報告するように指示した。当時、県には事業者の自主公表による汚染判明の相談を受けた時のメディア公表に関するルールは決まっていなかった。

2 回目の相談では、事業者が地域振興局へ出向き、書面で調査結果の報告を行った。これを受けて、地域振興局は敷地外への汚染の有無、バリアー井戸の設置、敷地内平面調査結果の報告を行うように事業者に指示した。

3 回目の相談では、事業者が実施した敷地内平面調査結果の中間報告をもとに両者で敷地外の井戸調査、地元住民への公表方法について検討した。また、地域振興局は事業者に対して敷地内の立体調査を行うよう指導した。

4 回目の相談では、地域振興局が事業者に事情聴取を行った。

5 回目の相談では、事業者が漏洩事故報告書を地域振興局に提出し、正式に受理された。

6 回目の相談では、地域振興局が事業者に勧告文書を交付した。勧告文書の内容は、原因の特定、汚染範囲の確定、定期的な監視と報告、適切な対策の実施、住民不安の解消（健康診断、水稲への影響調査）等に関するものであった。

県は、勧告文書を公布後にメディア公表を行う予定であったが、実際にはマスコミ報道が先行した。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

県・町の動向

周辺民家（町職員宅）の井戸水 2 ヶ所で予備的な調査を実施して、敷地外の汚染を確認した県と町は事業所から半径 500m 以内の区長に水質検査の実施を要請するため、該当する 2 地区で緊急に区長会議を開催した。両地区ともに全区長が参加した。

会議の内容は、地下水汚染の事実、井戸水飲用中止、水質検査の状況について説明した後に質疑応答を行った。ここで、住民から敷地外調査の協力を得られることとなった。

事業者の動向

敷地外の汚染が確定し、マスコミ報道されてから、県、町と協力して汚染地区の全家庭に対する飲用水調査を実施し、事業者の費用負担で健康診断を実施した。

周辺環境調査

県・町の動向

事業者が県へ提出した追加調査の中間報告書により敷地外汚染の可能性が確認された。これを受けて、県と町はメディア公表の翌日、町職員宅の井戸水を採水し、基準値を超えていることを確認した。（採水位置について、過去の事例を知っていた町会議員から現地の地下水脈の情報を得た。）

その後、県庁、地域振興局、町で対応を協議し、事業所から半径 500m 以内の区長に水質調査の実施を打診することを決めた。緊急区長会を開催して協力要請を行い、汚染敷地から半径 500m 以内の全世帯と工場内の井戸水、土壌の検査を実施した。同時に上水の水源であるポンプ場の水質調査を実施し、全項目で基準値以下であることを確認した。その後、周辺地域の井戸水調査を行い、汚染地区と非汚染地区を把握した。この結果、町民からの問い合わせに対し、適切な回答・指導ができた（飲用可能 / 煮沸飲用の指導）。敷地外調査の費用については、町が本事例に先行して同地区の別会社で発生した事故調査のために確保されていた調査の予算を用いることができ、汚染範囲を早期に把握することができた。

(4) 対策の検討

自治体内連絡会議

町・県の動向

予備調査によって敷地外の地下水が汚染されていることが分かったため、町では県と協力体制を取り、町長を本部長とする対策本部を設置し、区長に地下水汚染状況を説明した。さらに、周辺地域の井戸水使用状況調査や水道水源の水質確認調査などを実施することとした。

利害関係者参加の対策会議

自治会長の要請を受け、町が提案して四者会議を開催した。四者とは、県、町、事業者、住民である。本会議の目的は、汚染地域住民と事業者の利害に関して、公的機関の仲介の下に協定を制定することで、公的な機関が認めたものであれば、双方が尊重しあう内容や結論を導けるというメリットがある。また、住民としては事業者を信頼できない部分があり、事業者の発言や約束を担保する意味で自治体の関与は必要と考えていたようである。

この会議では、住民が提出した要望書に記載された事項（農業用水、地下水浄化、健康診断、農作物の安全宣言、水質検査、井戸水の将来性、今後の対策）に事業者が回答を行う。これは定期的に行われ、事業者の講じる対策に住民の意見を反映する場となっている。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

県は事業者へ勧告文書を公布後にメディア公表の実施を決めていた。しかし、記者発表の直前にマスコミから都道府県に取材があり、マスコミ報道が先行した。県による記者発表は予定通り行われ、事業者も同席した。

県の動向

メディア公表は、汚染敷地境界での土壌、地下水調査結果の解析、有害性文献調査、周辺水道（地下水）全項目検査データの確認、農業用揚水機の設置状況調査、土壌検査方法の調査、汚染原因者周辺現地調査、汚染敷地外の井戸水検査を実施したうえで行われた。

公表内容は、以下の通りであり、事業所から第1報を受けてから公表までの期間が長かったことに対する批判がマスコミからあった。

- 1) 事業者相談を受けてから公表までの経緯
- 2) 工場内及び周辺民家の井戸水の汚染調査結果
- 3) 汚染原因（脱脂洗浄液として使用していたVOCの地中配管からの漏洩による）
- 4) 対策
 - ・ 県と町の対応（土壌と地下水の汚染の調査、地域への注意呼びかけ、基準を超過した飲用井戸の水道への切り替えを行うこと）
 - ・ 事業者への指導（勧告の内容）
 - ・ 有機塩素系化合物を取り扱う事業者への対応（使用状況、点検結果の報告等）

メディア公表後に県に寄せられた住民からの問い合わせは 15 件で、健康影響に対する苦情、汚染状況の詳細データの要求やデータの信憑性に関する意見、農作物（水稻）への影響についてであった。会見の後に自治体として行うべきことを検討するための地域振興局地下水対策本部を設置した。

町の動向

県のメディア公表後、町はモニタリングの結果などを収集した資料を全てマスコミに公開した。また、取材に対するルールも明確に示した結果、マスコミから好意的な評価を得ることができた。

事業者の動向

県によるメディア公表の実施について報告を受けた事業者は、事業所内の環境委員会（汚染対策業者も同席）で公表が遅れた理由や浄化対策等についてマスコミ対応の Q&A を作成した。また、メディア公表当日の午前中には従業員に経緯と状況を説明した。この時、従業員は事業所の存続などについて不安で非常に動揺した様子であった。

住民の反応

井戸水の飲用者（使用者）の中には非常に怒っている人もいた。汚染判明から公表まで 2 年半経っていたため、更に情報を隠蔽しているのではないかという疑惑の声があがった。

また、公表後に従業員の子どもがいじめられるなど、報道内容が事業者を犯人扱い、住民の不安を煽るものだったため、住民の混乱が見られた。

県がメディア公表前に緊急区長会で汚染の事実と井戸水の飲用停止を知らせていたため、住民からの問い合わせは苦情が 2 件程度であった。

戸別訪問（対策説明）

事業者の動向

メディア公表後に、汚染区域内の約 250 戸に対し、従業員 2 人ずつ 3 グループで戸別訪問を実施して調査の結果を報告した。一戸でも抜けるとそこから感情的な大問題が発生する危険性があり、留守宅に対しても繰り返し訪問した。会社としての誠意を示す必要があり、心配をかけている事に対して詫びを入れることが目的であった。水道切り替えや健康診断など、今後の対応については簡単に話した。

住民は「毒」を飲まされたという認識があったため非常に険悪なムードで、事業者につかみかからんばかりの住民もいた。

県・町の動向

事業所から半径 500m 以内にある 2 地区の住民を戸別訪問し、調査の結果について報告した。また、水質検査の説明と、井戸水の飲用を中止して上水道を利用するようお願いした。

住民説明会

事業者主催の説明会は、事業所から半径 500m 以内の地域とその後地下水汚染が判明した

地区を対象に、汚染状況と地区の要望により、3 地区に分けて実施した。住民への周知は、町の作成した回覧文書と区長等の口頭による周知などの方法を使った。

説明会では、町、事業者、県の順で説明を行った。また、県は敷地外調査に関する説明を行った。

町の動向

説明会に同席し、現在までの経過の概要説明、町としての考え、水質調査結果、健康診断の実施について説明した。また上水を飲んでいれば安全であることを強調して説明した。町は、住民には事業者が倒産したら地下水浄化対策がとれなくなると説明し、住民の理解を得た。町会議員も積極的に協力してくれた。

住民の反応

住民から事業者に対して、健康影響や今後の対応に関する質問が多く挙がった。また、健康面の不安を解消したいという要望が強かった。

事業者の対応

事業者は業務内容、汚染の経緯について説明した。Q & Aは、特に準備していなかったが、その時点で知り得る情報は全て回答し、技術的な質問に対しては浄化処理業者が回答した。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

事業者の動向

事業者は、最も高濃度に汚染されている地域と協定を取り交わし、健康診断の実施と仮説水道の設置を行うことが決まった。また、町（保健所）が手配して健康診断を実施し、約 800 名が受診した。費用は全て事業者が負担した。

対策実施状況の経過報告

浄化措置

県の動向

事業者に浄化対策とモニタリング調査の実施を指導した。

事業者の動向

敷地内の対策は、土壌中ガス成分を高真空抽出で、また地下水は揚水曝気（揮発性汚染成分を曝気装置で気化し、フィルターや活性炭などに吸着し除去する方法）で浄化している。また、原因物質の使用は禁止し、漏洩の原因となった配管の腐食を防ぐため、ステンレス配管に取り替えた。敷地外は、農業用井戸 6 箇所において、活性炭水槽による浄化を行っている。

対策実施状況の報告

事業者の動向

事業者は、県に対策の経過を報告している。また、事業者は敷地内外のモニタリングを実施し、結果は町を通じて県と区長へ報告されている。

県の動向

県は、住民に対しては、井戸水調査の結果、農作物への影響に関する調査結果を公表し、水稲に関する安全宣言を出した。また、県はモニタリング調査地点の選定や調査頻度等を住民代表者（区長等）と協議した。ただし、モニタリング結果については、汚染地域の住民のみに報告している。

6.2.3 本事例におけるヒアリング対象者の配慮した点・評価

| | 県 | 町 | 事業者 |
|-------------------|--|--|--|
| 地域住民とのコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 健康被害の説明をなかなか納得してもらえなかった。 地下水の汚染範囲外から地下水検査の要望があり、説明に困った。 | <ul style="list-style-type: none"> 補償を執拗に求めてくる人もいたが、調整の腐心した。 | <ul style="list-style-type: none"> 本事例での経験を元に、現在は1年毎に確認書を更新している。 区長会にたまに出席して、現在の事業所の取り組みを説明している。 |
| 事業者 - 県のコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 敷地外の汚染に関して、他の汚染源引接を主張して困った。 | | <ul style="list-style-type: none"> 地域振興局は協力的で親身に相談に乗り、住民の説得もしてくれた。 |
| 事業者 - 町のコミュニケーション | | <ul style="list-style-type: none"> 困ったことは特にない。 | <ul style="list-style-type: none"> 町は協力的で親身に相談に乗り、住民の説得もしてくれた。 |
| 県の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 県は対応できない事業者のために、経済的援助措置をとるべきだと考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地外調査は費用が高いため、県が補助金を出した方がよい。 県が調査を実施すれば、住民のデータへの信頼度も上がる。 | |
| 主体内の連携 | <ul style="list-style-type: none"> 環境業務の大半が県庁から地域振興局へ事務委任されるため、地域振興局は主体的な対応に苦慮する。 県は普通の住民とのやり取りがないため、市町に積極的に関わって欲しいが市町により温度差がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 県と振興局で意見が違ったため、混乱した。 | |
| マスコミとの関係 | | <ul style="list-style-type: none"> 情報を隠さないことを宣言し、調査結果は全て提供した。取材に訪れを人に優先的に説明することを伝えることで正しい報道が行われ、マスコミも協力的であった。 | |

| | 県 | 町 | 事業者 |
|---------|---|--|---|
| 今後の課題等 | <ul style="list-style-type: none"> 大企業と中小事業者で分けずに一律の浄化指導を行うが、対応力に差があるため、対応が不可能と言われれば強く指導することはできない。 「公表」＝「マスコミ発表」ではなく、「公表」＝「県民に情報を伝えること」をいかに県民に知らせるかが重要。 | / | / |
| トラブル回避策 | <ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染について、地域住民とのリスクコミュニケーションを円滑に行うためには、公表をなるべく早くすること、事業者が日常的に地域住民と信頼関係を築いていること（地域からの雇用も含め）が重要。 自治体は、法律の適用範囲が狭いため、条例等で適用範囲を広げることが望ましい。 | <ul style="list-style-type: none"> データを隠さずに公表すること 早い段階で汚染マップを作成する。 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺環境調査の費用は県に負担してもらいたい。 対策の手順について指導してもらいたい。その際、地元の状況を十分に把握した上で指示・指導をお願いしたい。 |

6.2.4 本事例の特徴

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

- ・地域住民とのコミュニケーションはあまり行われていなかった。

住民は、汚染判明以前から事業者の存在を知っていたが、具体的な事業内容は知らなかった。

- ・町と区長会、町民との連携が密であった。

もともと町の誘致で事業者が立地されたため、高額な賠償請求をして会社を潰すよりも持続させて汚染を処理してもらうことを優先させるという町の方針が区長会を通じて町民に受け入れられた。

体制の整備

該当事項なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

- ・敷地外汚染の判明までに長時間を要した（約2年半）。

他社の汚染事例を受けて自主調査の結果、地下水汚染を発見したが、親会社調査部門の不十分な調査結果をもとに汚染が敷地内に留まっているという判断をしたため、早急な対策を講じなかった。

事業者からの報告

- ・事業者に対する県の要求が厳しかった。

事業者から県に対して、県が敷地外調査の費用は負担して欲しい、対策の手順について指導して欲しいなどの要望があげられた。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

- ・自治体が緊急区長会議を開催した。

メディア公表前に、町が主催で区長会議を開催し、汚染事実の報告と敷地外調査の協力を要請した。

周辺環境調査

- ・町が汚染範囲を的確に把握した。

敷地外汚染のメディア公表後、町は迅速に水源の水質調査や井戸水調査を実施し、汚染地区と非汚染地区を把握した。このことによって、適切な飲用指導を行うことができた。

(4) 対策の検討

- ・自治会長の要請を受け、町が提案して四者会議を開催した。

県、町、事業者、住民の四者が参加して定期的に行われている。公的機関が仲介して、住民の要望に事業者が回答するため、住民にとって意見反映の場となった。

- ・町が積極的に協力した。

説明会の開催、健康診断の実施、地下水浄化の実施（農業用水の利用）など、多方面にわたる町の協力が速やかな対応を実現した。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

- ・事業者の自主調査による敷地内汚染の判明から公表まで長時間を要した（約2年半）。

敷地内汚染の判明後、汚染が敷地内に留まっていると判断して、早急な対策やメディア公表を実施しなかった。このため、飲用井戸の汚染があったにもかかわらず、住民への周知が遅れた。

- ・自治体も報告を受けてから公表までに時間を要した。

事業者ら汚染の報告を受けてから公表するまでに約2ヶ月を要した。自治体側の体制が整っていなかったこと、敷地外汚染の確認に時間を要したことなどが原因であった。

- ・県のメディア公表に先行してマスコミが報道した。

県が公表を予定していたが、直前に汚染に関する情報を入手したマスコミから県に取材要請があり、県の公表前に報道された。

- ・町でマスコミに資料を全て公開した。

町ではモニタリングの結果など収集した資料を全てマスコミに公開した。また、取材に対するルールも明確に示した結果、マスコミから好意的な評価を得ることができた。

- ・水稻安全宣言を出した。

県が水稻の安全宣言を出したことにより、風評被害による住民の経済的リスクを回避することができた。

住民説明会

- ・3地区に分けて実施し、現在でも年1回継続的に実施している。

汚染の対象範囲が広域であり、実際に参加者も多かったため、各地区ごとに説明会を行った。

- ・区会長などの協力を得て住民の理解を得た。

第1回住民説明会では、公表が遅れたこと、毒を飲まされていたという被害者意識からもめる場面もあったが、最終的には区長や町会議員が取りまとめ、各区長と会社の間で協定書が交わされた。

- ・住民の不安が非常に強かった。

住民は「毒」を飲まされたという認識があったため非常に険悪なムードで、事業者につきかみかからんばかりの住民もいた。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

- ・事業者が早期に健康診断の実施及び負担を明らかにした。

公表後、即座に会社側は自社の負担で町民の健康診断を実施することを表明し、地元区長会（立会人：町）との間で確認事項を取り交わした。確認事項には、モニタリングの実施も記載された。健康診断の実施については、町、保健所の支援が大きかった。

対策実施状況の経過報告

- ・四者会議を設置するなど、住民と協議をしながら対策を進めた。

町の提案によって四者会議を設置した。また、県は、住民に対して、井戸水調査の結果、農作物への影響に関する調査結果を公表し、水稻に関する安全宣言を出した。モニタリング調査地点の選定や調査頻度等を住民代表者（区長等）と協議した。

6.3 大企業における敷地外土壌・地下水汚染の例（事例13）

6.3.1 事例の概要

概要

事業者の定期調査により汚染が判明した。事業者は汚染判明から約3ヶ月で応急措置を実施し、汚染浄化策、再発防止、モニタリング計画を策定し、揚水浄化を開始してから自治体へ報告した。

メディア公表は、県の要綱に従って県が行い、同日に事業者も別途行った。周辺環境への影響が明確になっていない段階での公表であったが、原因物質が比較的有害性が低い無機化合物であり、また周辺で井戸水の飲用もなかったため、住民の不安や反応は少なかった。現在も揚水浄化を継続している。

地域の概要

立地 : 農業地域

地下水の利用 : なし

汚染の概要

汚染物質 : 無機化合物

汚染の原因 : 排水溝亀裂からの漏洩

汚染規模 : 敷地内地下水

判明のきっかけ : 自社ガイドラインに則った定期調査

メディア公表

公表の主体 : 県

汚染判明から公表までに要した時間 : 約3ヶ月

事業者による周辺住民への対応

事前相談 : 県、市、住民代表、市議員

戸別訪問 : 実施（住民代表、市議会議員）

住民説明会 : -

その他 : 回覧板による情報提供、環境展示会の開催

汚染拡大防止対策

実施主体 : 事業者

緊急対策 : -

対策 : 汚染原因箇所の補修、再発防止対策、
バリア井戸の設置と揚水浄化の実施

ヒアリング対象者

事業者、県、市、汚染判明当時の隣接地区自治会長

6.3.2 経緯

| | 経過年数 | 県 | 市 | 事業者 | 住民 | 備考 |
|---------|-----------|-------------------------------|--------------------|-----------------------------|-------------------------------|----------------------|
| 汚染判明の経緯 | 00.1.1 | | | 自主的な定期調査により、事業所敷地内の汚染が判明 | | |
| | 00.1 末 | | | 排水溝亀裂部の補修を完了 | | |
| | 00.3 | 地下水・土壌汚染の公表基準（要綱）を作成（本件と関係ない） | | | | |
| | 00.4 | | | 専門調査会社を交えて対策を検討 | | |
| | 00.4.13 | | | 揚水浄化を開始 | | |
| 自治体への相談 | 00.4.19 | 市から汚染について連絡を受ける | 事業者から汚染についての連絡を受ける | 市に連絡 | | |
| | 00.4.25 | 県、保健所、事業者による対策協議 | | 県、保健所、事業者による対策協議 | | |
| | | | | Q&A の作成。本社広報部より戸別訪問の指導を受ける。 | | |
| 住民への説明 | 00.4.29 ~ | | | 自治会長、市議員等への戸別訪問を実施（3~4 回実施） | 近隣 66 軒の住民がメディア公表の事前に汚染の事実を知る | 【住民の反応】特に不安・不満はなかった。 |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を 00 年 1 月 1 日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意ください。

| | 経過年数 | 県 | 市 | 事業者 | 住民 | 備考 |
|--------|---------|--|--|-------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| メディア公表 | 00.5.3 | 県によるメディア公表 (事業者の自主報告の 要約) | | メディア公表 | (自治会長以外の住 民)新聞報道等で、汚 染の事実を知る | 【住民の反応】 反応は薄く、大き な懸念はない様子 |
| 住民への説明 | | | 地元代表や市議員等か らの問い合わせに対応。事 業者が作成した資料を配 布 | 地元自治会の回覧板用に説 明資料を作成し、地元住民に 回覧 | 事業者が作成した回 覧版で、汚染の詳細情 報を知る | |
| 対策の実施 | 00.5.13 | 県水環境課、保健所、市による周辺追跡調査協議 | | | | |
| | 00.5.26 | 周辺井戸調査(県・保健 所) | | | | |
| | 00.6.21 | | 県から周辺井戸調査結果 について報告を受ける | | | |
| | 00.6.30 | メディア公表 周辺井戸等の調査の結 果、敷地外地下水への汚 染はないことを発表 | | | | |
| | 01.3 | | | 夏祭りで環境展示会を開催。 対策経過を報告 | | |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を00年1月1日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意下さい。

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

事業者は、汚染判明以前から、工場見学、盆踊り、子供へのプール開放、自治会への寄付等を通して日常的に周辺住民とのコミュニケーションを図っていた。そのため、住民は汚染判明後も事業者に対して悪い印象を持っていない。

体制の整備

事業者の動向

自社ガイドラインで、定期調査の実施や、汚染発生時の対応として市や県、住民に連絡することを定めていた。

県の動向

土壌・地下水汚染を把握した時は、公表基準に従い、調査結果等をチェックして 1 週間以内に公表することを原則としている。この基準は、ちょうど本事例における事業者が敷地内汚染の対策を講じている最中に作成された。

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

事業者の動向

事業者の自社ガイドラインによる定期調査で汚染が判明した。

事業者は、汚染が判明してから自治体に報告するまでの 3 ヶ月間に、天候の違いや時期をずらしたデータの収集を専門業者とともにに行い、また原因究明調査を実施し、対策を検討した。3 ヶ月間という期間については、より正確なデータを把握するために必要であったと考えている。

事業者からの報告

事業者の動向

汚染発生時の対応を示した自社ガイドラインで市や県、住民に連絡することを定めていたため、まずは県及び市へ報告した。メディア公表については定めていなかったが、県が事業者から自主調査による汚染判明の報告を受けた場合の公表基準を作成していたため、県への報告 = メディアへの発表と考えた。

汚染判明のきっかけとなった定期調査のデータをそのまま自治体へ報告するのではなく、応急措置実施後にあらためて汚染に関する正確なデータを収集し、汚染浄化策や再発防止、モニタリング計画を決定し、揚水浄化を開始してから市に報告した。

県の動向

事業者が自主的に汚染について報告する場合は、対策もあわせて報告することが望ましいと県は考えており、本事例はその通りであった。県は、事業者から最初の相談を受けた

時に公表にあたって必要な情報が揃っているかチェックした。また、事業者から住民説明会の必要性を問われたのに対し、市や保健所の意見を聞いて説明会を行うよう指導した。新聞社への発表は事業者の判断に任せているが、本事例では助言を求められなかった。

市の動向

事業者から相談を受け、県の指導を受けること、地元説明会を開催すること、データの信憑性を確保してから公表することを指導した。

メディア公表に備え、役所内で追跡調査の場所の選定について協議し、再発防止対策やモニタリング計画など事業者の取り組みについて把握した。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当事項なし

周辺環境調査

事業者の動向

再調査として、事業所敷地内の 27 地点において地下水の調査を行った結果、14 地点から環境基準を超える無機化合物が検出された。汚染範囲は敷地の中心部に集中しており、敷地境界付近では環境基準を下回っていたため、敷地外への影響はないものと考えた。

県の動向

メディア公表後、事業所周辺の井戸を調査したところ、汚染はないものと推定された。

(4) 対策の検討

緊急的な対策

事業者の動向

汚染の原因を調査したところ、製造工程で排水溝に亀裂があり、そこから漏洩していることが判明したため、1ヶ月以内に排水溝亀裂部の補修を完了した。

また、メディア公表の1ヶ月後までに再発防止対策として、漏洩を視覚的に発見できるように空中二重配管、半地下二重水槽に切り替え、それぞれ漏洩検出センサーを設置した。

専門家等への相談

事業者の動向

専門家に、食物・飲用物等に対する影響や、近隣住民に対する影響を確認したが、問題ないとの返答であった。

(5) 汚染状況の説明・公表

戸別訪問

事業者の動向

市会議員及び市から紹介された事業所から半径 500m 以内の 5 地区に居住する住民代表に対して 3~4 回の戸別訪問 (66 戸) を実施し、汚染内容の説明と対策の状況、事後調査の報告を行った。また、要望があれば住民説明会を開く旨を伝えた。説明は口頭で行い、住民からの質問に対応できるように説明に必要な資料を揃えたファイルを持参した。

住民の反応

戸別訪問を受けた住民は、事業者がすごく丁寧に謝ってくれたのが印象に残っており、住民説明会は特に必要ないと事業者に伝えた。また、住民側から事業者に対して特に説明に対する意見はなく、事業者はメディア公表前の説明に対してむしろ好意的な反応が多いという印象を受けた。

メディア公表

事業者の動向

県の後、別途にメディア公表を実施した。公表内容は、調査理由と結果、汚染原因、汚染原因物質の使用目的・量・期間、対策、地域住民への対応についてである。また、メディア公表の時点では敷地外汚染の調査までは実施していなかったが、学識経験者からのコメントを記者発表資料に添えた。もし敷地外汚染が発生していても健康に問題がないレベルであることと今後取るべき対策について言及してもらった。

県の動向

公表内容は、事業場の名称及び所在地、地下水汚染の物質名及び汚染濃度、原因、物質の用途、使用量、漏洩への対策、地下水浄化対策及び工場外への流出防止対策、地元説明、原因物質の基準、性状、人の健康影響、用途と発生源であった。

市の動向

県のメディア公表を受けて、住民から漠然とした不安・心配、健康被害への懸念、追跡調査結果の公表について問い合わせがあり、対応した。また、地元の代表や市会議員からの問い合わせにも対応した。地元の代表者から詳しい情報の請求があったため、事業者が作成した回覧板用の資料を提供した。

住民の反応

住民は、本事例の汚染物質ならば特に健康影響への県がなく、また周辺で井戸水の飲用もないので大丈夫だろうと考えた。

ただし、住民からは、汚染が判明したらすぐに知らせて欲しいとの要望も上がった。

住民説明会

住民説明会は開催していない。戸別訪問の対象としなかった住民に対しては、事業者が資料を作成し、自治会の回覧板を利用して周知した。また、翌年、住民との交流イベントである夏祭り際には環境展示会を実施し、対策の経過等をパネルにして展示した。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当事項なし

対策実施状況の経過報告

事業者の動向

自治体へ相談に行った時点で、敷地内の詳細な調査、汚染原因箇所の対策、揚水浄化を開始していた。また、公表後は事業所内のモニタリングを実施し、公表している。

県の動向

事業者から提出された経過報告を見ながら、指導を行った。

メディア公表後、県が事業所周辺における井戸水の調査を実施したところ、1地点を除きすべて環境基準を下回っていた。後日、環境基準を超えていた井戸も自然由来によるものと判断され、周辺地下水に対する汚染はないものと推定された。

6.3.3 本事例におけるヒアリング対象者の配慮した点・評価

| | 県 | 市 | 事業者 | 住民 |
|-------------------|--|-------|--|--|
| 地域住民とのコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 速やかな公表を心がけてきた。 住民対応で困ったことは特にない。 | 特になし。 | <ul style="list-style-type: none"> 質疑応答集を作り住民に分かりやすく説明できるようにした。 言葉遣いに注意した。 情報は迅速に正確に伝達した。 戸別訪問や議員への対応は同じ人間が同じ対象者にあたるようにした。 | <ul style="list-style-type: none"> 日常的なコミュニケーションで悪い印象はない。 できれば、汚染が判明した時点で住民に知らせたい。 |
| 事業者 - 県のコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> メディア公表後にマスコミが事業者取材を行った際、事業者が対応できないと不信感を生むため、事業者にマスコミ対策を指導した。 | | | |
| 事業者 - 市のコミュニケーション | | 特になし | 特になし | |
| 県の役割 | | | <ul style="list-style-type: none"> 窓口を明確にして、相談しやすくしてほしい。 実質的には保健所が窓口になるが、協力してくれる範囲を明確にしてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 一般の人は役所に環境に関する部署があること自体を知らないと思うので周知してほしい。 |
| 市の役割 | | | <ul style="list-style-type: none"> 県と事業者、住民と事業者をうまくつないでほしい。 窓口を明確にして、相談しやすくしてほしい。 | |

| | 政令指定都市 | 市 | 事業者 | 住民 |
|----------|--|--|---|----|
| 主体内の連携 | <ul style="list-style-type: none"> 汚染報告は事業者 市 県が望ましい。県が先に情報を入力し、県 市の流れになると市に対する押しつけと取られるためである。 庁内の連絡体制について協議会等はないが、案件毎に文書で関係課に通知し、打ち合わせ会議を行っている。 | 特になし | <ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションの進め方、留意点は、本社やグループ事業者から支援が得られた。 従業員に対しては、情報の早さよりも正確さを重視した。社員でも技術的に詳しくない人間は大勢いるため、曖昧な情報を伝えるのは好ましくない。 | / |
| マスコミとの関係 | | | 問題なし | |
| 今後の課題等 | <ul style="list-style-type: none"> 中小事業者はマスコミ対策等で不慣れな所が多いため、手取り足取り細かく指導する。(メディア公表、発表の仕方、マスコミ対策等) | 特になし | <ul style="list-style-type: none"> 地元あつての事業者であることを認識する。 それを踏まえた上で事業者を守る。 | |
| トラブル回避策 | <ul style="list-style-type: none"> 速やかに調査結果を公表するとともに、経過についても継続的に情報提供する。 メディア公表しても上手く伝わらないと不信感を生むため、言葉遣いを含めて誠実に対応することが重要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 原因究明を速やかなに行うことにより、住民に不安を与えないようにすることが重要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 県の検討委員会は知識の入手元としては有効だが、県の指導は時間がかかる。 民間の専門業者に任せると対策が早く、また専門業者には守秘義務を課することができるため、社外秘が守れるというメリットがある。 | |

6.3.4 本事例の特徴

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

- ・日常的なコミュニケーションにより地域からの印象がよかった。

事業者は、汚染判明前から工場見学、盆踊り、子どもへのプール解放、自治会への寄付等を通じ、住民とのコミュニケーションを充分とっており、汚染判明後も住民の事業者に対する印象は変わっていない。

体制の整備

- ・事業者、県ともに、土壌・地下水汚染への対応を明確にしていた。

事業者は本社が自社ガイドラインで、定期調査の実施や、汚染発生時の対応として市や県、住民に連絡することなどを定めていた。また、県は土壌・地下水汚染時の公表基準を定め、調査結果等をチェックして1週間以内に公表することを原則としていた。

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

- ・敷地内の汚染状況について、自治体へ報告する前に十分な調査を行った。

汚染が判明してから、より正確なデータを収集するために専門業者と再調査、原因究明を行い、対策を検討・実施までを約3ヶ月かけて行った。

事業者からの報告

- ・十分に対策を練ってから自治体へ報告した。

事業者が市へ報告・相談した際には、応急措置を実施し、汚染浄化策や再発防止策、モニタリング計画を決めて報告した。十分な対策を練った後に相談した事が幸いして、事業者 - 市 - 県の連携が比較的うまくいき、事業者による市への報告・相談から、県による公表までの期間が2週間と短期間であった。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当事項なし

周辺環境調査

・汚染範囲は敷地の中心部に集中しており、敷地境界付近では環境基準を下回っていたため、敷地外への影響はないものと考えた。

(4) 対策の検討

該当事項なし

(5) 汚染状況の説明・公表

戸別訪問

・事業社内にコミュニケーションの支援体制があり、充分準備を行った。

事業者は、リスクコミュニケーションの進め方、留意点等について本社やグループ事業者から十分な支援を得られた。戸別訪問にあたっては、本社広報部から指導を受けただけでなく、事業者独自に想定問答集(Q&A)を作成し、社内の誰が説明しても同じように住民に理解されるよう分かりやすさに配慮した。

・住民へ迅速かつ分かりやすい情報提供を行った。

Q&Aを作成して、言葉遣いに注意しながら説明を行った。また、情報は迅速に正確に提供した。また、戸別訪問や議員への対応にあたっては、同じ人間が同じ対象者に当たるようにした。

・従業員へ分かりやすい情報提供を行った。

従業員に対しては情報の早さよりも正確さを重視した。技術的に詳しくない人間は社内にも大勢いるので、曖昧な情報を伝えるのは避け、誰でも理解できるよう工夫した。

・当該地域では井戸水を飲用しておらず、住民は不安を持っていなかった。

住民はもともと、周辺で井戸水の飲用がなく、特に健康影響への懸念がない無機化合物による汚染ということで、不安をもっていなかったようである。

メディア公表

・専門家のコメントを添えることで、情報の信頼性を高めた。

メディア公表前に、敷地外調査を行っていなかったため、事前に専門家への相談を行い、事業者は記者発表資料に専門家のコメントを付し、敷地外汚染が発生していても健康に問題ないレベルであることや、今後取るべき対策について説明した。

住民説明会

・住民説明会を実施せず、回覧板や交流イベントでの環境展示会で周知した。

戸別訪問を実施していない住民に対しては、事業者が資料を作成し、自治会の回覧板を利用して周知した。また、翌年の夏祭りの際に環境展示会を実施し、対策の経過等をパネルにして展示した。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当事項なし

対策実施状況の経過報告

- ・事業者が自治体の指導を受けながら浄化を実施した。

事業者は、自治体に相談した時点で敷地内調査、汚染浄化策や再発防止対策を完了し、浄化対策を開始していたが、メディア公表後は県に経過報告を提出し、県の指導を受けながら対策を進めた。

6.4 大企業における敷地内の土壌・地下水汚染の例（事例15）

6.4.1 事例の概要

概要

事業者の自主調査により敷地内井戸から揮発性有機化合物が検出され、直後から浄化が開始された。約10年後、水濁法の改訂に伴い県に井戸水調査結果の報告を求められたことを期に、自主公表する旨を県と市に伝えた。県と市と事業者の三者で打合せを数回行い、メディア公表、住民説明会に至った。事業者の公表に対し、住民は真面目に浄化・対策を行う誠意ある対応と感じたとして評価は高い。現在も浄化対策を継続している。

地域の概要

立地 : 水田と混在した住宅地

地下水の利用 : なし

汚染の概要

汚染物質 : VOC

汚染の原因 : 廃液タンク、配管、取扱の不備による漏洩

汚染規模 : 敷地内の土壌・地下水汚染

判明のきっかけ : 水濁法改正に伴う事業者の自主調査

メディア公表

公表の主体 : 事業者（本社）

汚染判明から公表までに要した時間 : 約8年（汚染判明直後から浄化は開始していた）

事業者による周辺住民の対応

事前相談 : 専門家、自治体（都道府県、市区町村）、区長会長

戸別訪問 : -

住民説明会 : 1回開催（区長会長及び区長のみ参加）

その他 : -

汚染拡大防止対策

実施主体 : 事業者

緊急対策 : -

対策 : 土壌ガス吸引、揚水曝気

ヒアリング対象者

事業者、県、市、隣接地区区会長

6.4.2 経緯

| | 経過年数 | 県 | 市 | 事業者 | 住民 | 備考 | |
|---------|----------|----------------------------------|-------------------------------|------------------------|---------------------------------|----|--|
| 汚染判明の経緯 | 00.1.1 | | | 水濁法の改正を期に土壌汚染調査、土壌汚染発覚 | | | |
| | | | | 浄化開始、浄化対策実行 | | | |
| | 07.1.1 | 特定化学物質を扱っている事業所に対して、敷地内の井戸水調査を指示 | | | | | |
| | | | | | 県の調査結果公表を期に、メディア公表を決意。社内体制を整える。 | | |
| | 08.10 上旬 | | | 専門家に相談 | | | |
| 自治体への相談 | | 事業者から連絡を受け、市と相談 | 事業者から連絡を受け、県と相談。 | 即日公表をする旨、県と市に同時に連絡する | | | |
| | | 事業者・県・市の3者による打合せ（以後2～3回実施） | | | | | |
| | | 敷地外の井戸水調査開始 | 敷地外の井戸水調査開始 | | | | |
| 住民対応 | 08.10 下旬 | | 区長会長への連絡に同行 | 区長会長に連絡 | 区長会長が各区長に汚染の事実を報告。 | | |
| | | | 敷地外井戸調査結果(汚染なし)を井戸所有者と区長会長に連絡 | | 区長会長と井戸所有者は、市から敷地外調査の結果を受ける | | |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を00年1月1日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意ください。

| | 経過年数 | 県 | 市 | 事業者 | 住民 | 備考 |
|--------|-------------|---|-----------------------|--|----|--|
| メディア公表 | 08.11.6 | | | メディア公表 本社で一斉公表 | | 【住民の反応】 健康被害、農作物 (米)被害が不安。 |
| | | | メディア公表 市としての対策・方針等 | | | |
| 住民説明会 | 公表から数日 後 | | 住民に対し説明会開催 を周知 | | | |
| | | | | 住民説明会を開催(事業者主催) 参加者:住民(区長会長及び区長) 事業者 | | 【住民の反応】 冷静で、事業者に対 する批判はなかつ た。 |
| 対策の実施 | | | | 調査結果や浄化の進捗状況 は、自治体や近隣住民に随時 報告した | | 【住民の反応】 事業者・自治体とも に「よくやっている」と評価 |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を00年1月1日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意下さい。

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

事業者と住民との関係は、事業者主催のお祭りや工場見学を通して普段からコミュニケーションを図っていた。大企業であるため、住民は事業所の立地を歓迎していた。

体制の整備

該当事項なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

事業者の動向

水濁法の改正に伴い、全社的に有害物質を使用している工場敷地内の地下水を自主調査したところ、4事業所で汚染が発見された。環境基準を大幅に超過していたため、公表することによりマスコミや住民から激しい反応が予想された。そのため、公表せずに浄化を開始した。

事業者からの報告

事業者の動向

汚染判明から8年後、県の指導により事業所の井戸水調査を実施し、報告することになった。県が調査結果を公表するにあたって、周辺住民から事業者に対する不安が生じることが想定されたため、周辺住民が無用な不安を心配する前に、事業者自ら情報を公開し、不安を解消することが先決と考えた。そこで、事業者も汚染の事実をメディア公表することを決意した。また、メディア公表を行うことにより、事業者の経営理念をもとに土壌汚染に関する情報をオープンにし、経営トップから従業員まで一丸となって浄化対策に前向きである姿勢を示したかった。

そこで、国内の全事業所の土壌を徹底的に調査し、汚染状況を把握してから説明資料、社内体制、公表準備が整ったタイミングで自治体に連絡し、即日公表したい旨を伝えた。公表の内容について、事業者と自治体で意見の相違があったが、最終的には事業者の責任で公表を行うことを決めた。

県の動向

県としては、住民の健康影響が優先であり、健康影響が考えられる場合はメディア公表を行うよう指導するが、そうでない場合は風評被害の恐れがあるためメディア公表は指導していない。本事例では、事業者からメディア公表などを記したスケジュールの提示があったので、公表内容について指導した。

市の動向

住民の納得と安心を優先する観点から、住民の不安をあおるような公表方法を採用すべきではないと考え、市としては基本的にメディア公表に積極的ではない。事業者が自主調査

による汚染判明の相談に来た場合は、県の地方事務所に連絡をし、県・市・事業者の三者で相談しながら決めていく方針を取っており、事業者には住民説明会を開催するように指導している。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当事項なし

周辺環境調査

町は業務の一環として、定期的に井戸水調査を行っていた。

事業者から町に汚染の相談があった時、県も敷地外調査を行っていたが、市も独自で敷地外調査を行った。調査の結果、基準値を下回っていたため、区長会長及び井戸の所有者のみに結果を報告した。

(4) 対策の検討

県・市・事業者の三者協議

県、市は、事業者からの最初に相談を受けてから、県・市・事業者の三者による協議を2回行った。また、電話による連絡は頻繁にとった。相談内容は、メディア公表に関する内容であった。

(5) 汚染状況の説明・公表

戸別訪問

事業者の動向

事業者は、メディア公表の直前に、区長会長に汚染原因、汚染状況、人体や環境への影響、今後の対策について説明した。その際、市役所の職員が同席した。

住民の動向

事業者の戸別訪問を受けた区長会長は、汚染敷地から離れた地域の住民であったため、この時の感想は「不安はなかった。大企業なので、問題があっても対処してくれるという安心感があった。」というものだった。

事業者からの報告を受けて、区長会長から区長へ、区長から住民へ情報が伝えられていたため、メディア公表の前に住民は既に汚染の事実については知っていた。

メディア公表

事業者の動向

県が県内事業所の井戸調査結果を公表する日にあわせて、事業者単独で記者会見を行った。本社で国内の数事業所の汚染を一度に発表することで、会社全体が公表に前向きであることを示した。記者発表は、プレスリリース資料と浄化年表を配布し、土壌汚染の現状

について 30 分説明した後に質疑応答を 30 分行った。また、短期間に浄化できる方法を検討していること、敷地外に汚染が及ばないようにバリアー井戸で対策を行っていることについて説明した。

事実を全て素直に報告し、数字、絵などを用いて誤解が生じないように説明した。また毒性学の専門家に、当該化学物質による健康影響に対するコメントを依頼した。

報道内容は、汚染情報を開示したことにプラス評価を下す記事と汚染自体にマイナス評価を下す記事とに分かれたが、結果として会社のブランドイメージは低下することはなかった。また、住民からの問い合わせもほとんどなかった。

県の動向

公表に際して別段準備は行っていない。住民やマスコミからの問い合わせもなかった。報道内容は住民のよけいな不安をあおる内容もあり、風評被害を心配した。

市の動向

公表に関する問い合わせに備え、市は汚染物質に関する情報（物質の性質、人体・環境への影響）や事業者に関する資料の収集を行った。また、住民対応の際に、担当者によって対応が異ならないよう、Q & A について課内で打合せを行った。

浄化対策などは決まっていたので、マスコミは良い方向で理解していた。

住民の反応

汚染敷地近隣の住民は、健康被害や農作物（米）の被害に不安を感じていた。汚染敷地から離れた地域の住民は、騒ぎ立てることもなく冷静であった。

住民説明会

区長対象の住民説明を行った。敷地外の汚染がなく、近隣住民に直接影響がないことから、説明会の対象を区長のみとした。

説明では、プレスリリース資料と浄化年表を配布して行った。また、短期間に浄化できる方法を検討していること、敷地外に汚染が及ばないようにバリアー井戸で対策を行っていることを説明した。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当事項なし

対策実施状況の経過報告

事業者の動向

汚染判明後、すぐに自主的に浄化対策を実施した。また、対策計画と、浄化にかかる費用や方針を明確に打ち出し、30 億円かけると公表した。住民から要望等の意見はなかった。調査結果や浄化対策の進捗状況は、自治体や近隣住民に随時報告した。

6.4.3 本事例におけるヒアリング対象者の配慮した点・評価

| | 県 | 市 | 事業者 | 住民 |
|----------------------|--|---|---|--|
| 地域住民とのコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 地域住民からの漠然とした不安・心配の問い合わせの際に、事前に予想される質問事項に対する回答を用意するなど、適切な対応に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染に対する住民の関心は薄く、トラブルはなかった。 住民対応の際に担当者によって対応が異ならないよう Q&A について課内で打ち合わせた。 | <ul style="list-style-type: none"> 近隣住民の方へ、人体への影響について説明するのに苦労した。 | |
| 住民説明会での対応 | | | <ul style="list-style-type: none"> 揮発性有機化合物の人体への影響について、明確に表現した公的な文書がなく、近隣住民への説明に苦労した。 | <ul style="list-style-type: none"> 汚染に対してまじめに浄化・対策しようとする誠意ある対応だったので事業者に不満はなかった。 |
| 事業者 - 都道府県のコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 事業者には、浄化対策、Eメール等の実施内容、技術的な助言のほか、地域住民に対しても積極的な対応に努めるよう指導した。(結果、周辺住民の汚染に対する不安解消に繋がった。) | | <ul style="list-style-type: none"> 公表に当たって、自治体の立場と事業者の立場に違いがあり、相互理解に時間を要した。 自主調査により発見され、判明した時点で即報告したので、好印象をもたれた。 小さなことでも変化点があれば、即相談した。 | |
| 事業者 - 市のコミュニケーション | | <ul style="list-style-type: none"> 事業者は自らの責任において対自治体、対住民とも積極的な姿勢で対応を図っていた。 その時々における状況報告や、具体的対策等についても誠意ある対応を示し、地域住民のニーズや自治体指導に対しても柔軟性があった。 | <ul style="list-style-type: none"> 町長・市長への説明は役員が行うなど、会社が一丸となって対応できた。 自主調査により発見され、判明した時点で即報告したので、好印象をもたれた。 小さなことでも変化点があれば、即相談した。 | |

| | 県 | 市 | 事業者 | 住民 |
|----------|--|--|---|----|
| 都道府県の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 町と事業者に対して、浄化対策等の技術的な助言を行うとともに、事業所の周辺調査を実施した | | <ul style="list-style-type: none"> 浄化対策へのアドバイス | |
| 市区町村の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 町は地域住民の要望、相談の窓口となり、事業者との連絡調整を担当した。 | <ul style="list-style-type: none"> 市が、県と事業者、事業者と住民、住民と県、それぞれの間に入って話をファシリテーターとしての役割をしていけば混乱は防げると考える。そのためには、市が状況を把握しておく。 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化対策へのアドバイス 近隣住民へのアドバイス | |
| 主体内の連携 | <ul style="list-style-type: none"> 事案毎に調整会議を開催し、連絡調整を図っている。汚染井戸水の飲用等には注意を促すため、保健所等との連絡調整に努めている。 県が問題と思っても、市は昔からのことであり問題でないと考えていることがある。 | <ul style="list-style-type: none"> 事案が判明したときの初期対応等を含め、県に相談した。 県とは、明確な役割分担はしていないが、相互協力を図る中で連携連絡を密にし、対応を図った。 とくに、事業所敷地外への汚染の広がり状況の把握等、協力体制をもって対応を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> 定期的に経営へ報告し、指示を仰いだ。広報部とも連携を取りながら実施した。 全事業所間の連絡会議の開催、組合・従業員への説明等を経て、社内の連携を図ることができた。 トップの浄化、情報公開に対する判断が早く、社内一丸となって対策に取り組んだ | |
| マスコミとの関係 | <ul style="list-style-type: none"> 土壌・地下水汚染に関する事務を移譲している市での事業者の自主公表については、円滑なマスコミ対応が図られるよう市との十分な事前調整に努めている。 余計な不安を煽っている。風評被害が心配である。 | <ul style="list-style-type: none"> 状況の把握を的確に行った上で、窓口を一化した。 県に直接マスコミからの問い合わせがいくこともあったので、自治体としての対応方針については、協議の上、方向性を示した。 | <ul style="list-style-type: none"> マスコミに対しても、プレリリース資料を作成し、ディスクローズした。 定期的に浄化の進捗について、ホームページに掲載し、ディスクローズした。 | |

| | 県 | 市 | 事業者 | 住民 |
|---------|--|--|---|----|
| 今後の課題等 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者からの事前相談及び汚染調査結果の報告受理と記者発表(公表)との時差があまり生じないよう迅速な対応に努めている。 中小には懸念がある。対策が必要。汚染のレベルの問題ではなく、対策を実行できるかである。県がサポートしなければならない。 | | | |
| トラブル回避策 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化対策の工事内容、浄化中のモニタリング、実施状況の住民への説明等について助言を行った。 原因調査が困難。地歴が分からない。市との連携をとり、地下水の状況を把握しなければならない事業者が地域住民に説明しないと問題である。 県が指導しても敷地外の汚染が無いので説明の必要がないと言う。その間のトラブルで公表までの時間がかかり、そのことが分かると後でトラブルとなる。ほとんどの事業者が公表をしたがらない。 | <ul style="list-style-type: none"> 汚染原因者が大企業でも中小事業者でも責任問題は基本的に同じと考える。 中小事業者の場合は、大企業よりも市が積極的に協力すべきであると考ええる。 末端自治体の市区町村は、住民の声に耳を傾け、対応を図らなければいけない。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 汚染が判明した時点で自治体へ報告する 2. 汚染状況を詳細に調査し、対策を決定する。 3. 対策について自治体や住民へ説明した後にメディア公表する。 4. 汚染源を集中して浄化、又は敷地外への流出を防ぐ 5. 汚染が判明したら、すぐディスクローズする 6. 定期的に浄化対策についてディスクローズする。 | |

6.4.4 本事例の特徴

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

- ・長年地域交流をしていた。

長年地域交流を行なったり、従業員を地域から採用しており、会社に対する地域の理解が深かった。本件によって住民の事業者に対する印象は変化しておらず、信頼関係がある。

体制の整備

該当事項なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

- ・水濁法の改正に伴う自主調査により、汚染が判明してすぐに浄化した。

自主的な調査であり、汚染が判明しても公表する必要性は考えておらず、浄化対策を進めることに注力した。

事業者からの報告

- ・公表の前に事前相談を自治体や関係者とおこなった。
公表の前には、県、市、区長に話をした。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当事項なし

周辺環境調査

- ・県と市がそれぞれ敷地外調査を行った。

事業者からの事前相談を受けた当日に、県と市はそれぞれ敷地外調査を行った。調査の結果、敷地外汚染がなかったため、その結果を区長会長と測定井戸所有者にのみ報告した。

(4) 対策の検討

- ・県・市・事業者の三者による協議を行った。
メディア公表に関して2回の協議を行った。

(5) 汚染状況の説明・公表

戸別訪問

- ・事業者がメディア公表前に区長会長と相談した。

事業者は、メディア公表の直前に市職員同席のもと、区長会長に汚染原因、汚染状況、人体や環境への影響、今後の対策について説明した。

メディア公表

- ・ 県の調査により、公表を決意した。

県の調査があり、結果を報告することで混乱が起きないように自主的に公表することにした。

- ・ 公表に当たっては、事実を正確に話した。

公表に当たっては全て事実を正確に話し隠さない方針であった。説明をやさしくし、わかりやすく話すよう心がけた。絵で説明し数値を提供した。

- ・ 浄化対策の方針を明確にして公表した。

浄化にかかる費用や方針を明確に打ち出し、30億円かけると公表した。公表する事意思決定はトップダウンである。経営理念として、悪い情報は直ぐに出す方針である。

住民説明会

- ・ 区長対象の説明会を行った。

敷地外汚染がなかったなど、緊急性を要しなかったため、対象者を区長とした説明会を行った。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当事項なし

対策実施状況の経過報告

- ・ 十分な対策を実施することを明言した。

汚染判明後、すぐに自主的に浄化対策を実施した。また、対策計画と、浄化にかかる費用や方針を明確に打ち出し、30億円かけると公表した。調査結果や浄化対策の進捗状況は、自治体や近隣住民に随時報告した。

6.5 大企業における敷地内の土壌・地下水汚染の例（事例20）

6.5.1 事例の概要

概要

事業者の自主調査により、敷地内地下水の汚染が判明した。汚染判明直後から自主的に浄化対策を行っていたが、環境庁が「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」を公表し、市から詳細調査及び対策の実施について指導されたことをきっかけに、市が同席してメディア公表を行った。汚染判明から8年後のことであった。

メディア公表後は、学識経験者、県、市、事業者で構成する対策検討会を設置し、対策方法について検討した。現在も揚水浄化を継続している。

地域の概要

立地 : 工業地帯

地下水の利用 : なし

汚染の概要

汚染物質 : VOC

汚染の原因 : 製造施設配管からの漏洩

汚染規模 : 敷地内土壌・地下水

判明のきっかけ : 別の漏洩事故をきっかけに行った自主調査で発覚

メディア公表

公表の主体 : 事業者、市

汚染判明から公表までに要した時間 : 約8年

事業者による周辺住民への対応

事前説明 : -

戸別訪問 : 実施

住民説明会 : -

その他 : -

汚染拡大防止対策

実施主体 : 事業者

緊急対策 : -

対策 : 遮水壁、綱矢板の設置、揚水浄化

ヒアリング対象者

事業者、県、政令市

6.5.2 経緯

| | 経過年数 | 県 | 政令市 | 事業者 | 住民 | 備考 |
|---------|---------|------------------------|----------------------------------|--|----------|--------------------------|
| 汚染判明の経緯 | 00.1.1 | | | 他の物質による漏洩事故発生 | | |
| | 01.9.1 | | | 事故に伴う自主調査で敷地内の一部から地下水汚染が発覚。浸透範囲の把握、地下水の揚水浄化に着手。市に報告。 | | |
| 自治体への相談 | 06.1 | | | | | 【国の動向】 |
| | 08.3 | | 事業者に詳細調査を指導。敷地外の周辺井戸、公共用水域調査開始 | 専門調査機関と連携し、土壌・地下水の詳細調査を実施 | | 環境庁が土壌・地下水調査・対策指導・運用基準公表 |
| | 08.4 | 事業者から報告を受ける | 事業者から報告を受ける | 敷地内の環境基準を超える土壌・地下水汚染を確認。対策案と汚染実態を県と市に報告 | | |
| | 08.5.11 | 事業者から報告のあった対策案を県と市で検討。 | | 自治会役員訪問や記者発表での説明内容を市に報告 | | |
| メディア公表 | 08.5.14 | | 事業者と市で合同メディア公表 内容は調査結果と今後の対策等 | | 汚染の事実を知る | 【住民の反応】 公表したことを評価 |
| 住民説明 | 08.5.15 | | 事業者に周辺町会を訪問し、住民に説明するよう指導 | 周辺町会を訪問し、住民説明を行う | 汚染の詳細を知る | |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を00年1月1日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意ください。

| | 年月日 | 県 | 政令市 | 事業者 | 住民 | 備考 |
|-------|----------|---|---|------------------------------|----|----|
| 対策の実施 | 08.5 中旬～ | | 23 名が井戸分析を希望。1 k m 以内の井戸のみ調査を実施(敷地外地下水汚染はなかったことが判明) | 近隣井戸の地下水について、自主的なサンプリング調査を実施 | | |
| | | 対策検討会設置を提案 | | | | |
| | 08.7 | 学識経験者、自治体、事業者の 3 者で構成する「対策検討会」が発足 自治体と事業者は、検討会の前に 1～2 回のリハーサルを実施 (以後、継続的に専門的審議を重ねる) | | | | |
| | 08.12 | | | 対策検討会中間報告をホームページに掲載(継続して報告) | | |
| | 09.7 | | | 遮水壁の設置工事開始 | | |
| | 09.12 | | 遮水壁の設置工事完了 | | | |
| | 10.3 | | | 検討会の「対策検討会報告」をホームページに掲載 | | |
| 今後 | | | 進捗状況、モニタリング結果等を必要に応じて学識経験者、自治体に報告し、助言を仰ぎながら進める | | | |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を 00 年 1 月 1 日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意下さい。

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

事業者は日常から住民と工場見学やスポーツ大会、盆踊り等の行事を通じてコミュニケーションを図っており、良好な関係であった。

体制の整備

該当事項なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

事業者の動向

汚染判明の前年に敷地内の無機物質の漏洩事故が起きた。その後、地下水の揚水処理調査や表層ガス調査などの自主調査を開始し、工場敷地の一部から地下水に揮発性有機化合物が含まれていることを発見した。以降 5 年間は浸透範囲の把握、地下水の揚水浄化を実施した。

市から敷地内の詳細調査を実施するよう指導を受けたため、本社に報告したところ、詳細調査及び対策の予算を確保でき、専門調査と連携して 1 年間かけて敷地内の汚染状況を詳細に調査した。その結果、環境基準を超える土壌・地下水汚染を確認した。

市の動向

環境省が「土壌・地下水に係る調査・対策指導および同運用基準」を公表したことを期に、事業者に汚染状況を把握するために敷地内の詳細調査を行うように指導した。

事業者からの報告

事業者の動向

事業者は、汚染判明直後から市に報告していたが、市から敷地内の詳細調査を実施するよう指導を受け、環境基準を超える土壌・地下水汚染を確認した。その後、県と市に対策案を添えて汚染実態を報告した。

県の動向

県の要綱により、事業者が自主的に汚染を報告した場合は、市が汚染防止対策を実施し、県は技術的・財政的な援助を受けるという役割分担が明確にされている。

事業者から相談を受けたら、県はできるだけ早く公表するように依頼している。

本事例においては、市が水濁法の政令市であったため、条例に基づき市が中心となって対応したが、詳細調査の結果は、市、県、事業者での三者の公害防止協定（水濁法）に基づき、県にも報告がなされた。

市の動向

事業者から土壌・地下水汚染の報告を受けた場合、県と相談し、周辺環境や汚染が継続

していないことの確認後、公表させることになっている。事業者から詳細調査の報告を受けてからは、公表に向けて指導を行った。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当事項なし

周辺環境調査

市の動向

事業者に敷地内の詳細調査を指導してから、敷地外の周辺井戸、公共用水域調査を開始し、敷地外の汚染がないことを確認した。分析は、事業者から紹介された機関で事業者の費用負担により実施した。

(4) 対策の検討

対策検討会

メディア公表までに事業者が対策計画を策定したが、メディア公表後に県内在住の学識経験者から対策の有効性に疑問を持つ連絡が県に入ったため、県が対策検討会の設置を提案した。

構成：学識経験者、自治体、事業者（県の環境部長が座長を務める）

委員の選定：土壌・地下水汚染調査対策に関する知識と経験を共に有する学識経験者や過去の事例で実践的な経験を持つ専門家事業者（事業者が候補者リストを作成し、自治体が決定）

期間・頻度：1年7ヶ月の間に16回（37日に1回の割合） 現在も継続中

参加者の認識の相違点：専門家はそれぞれの専門分野ごとに考え方が違うため（地下水か地質かなど学閥による）、議論をしつくす傾向があり、緊急を要するため事業者はあせりを感じた。

検討会設置のメリット：検討会での意見をまとめるにあたり、前例の無いことでもあり、大変、激しい議論もあった。専門家、自治体が非常に熱心に議論をしてくれたことが良かった。

検討結果の扱い：最終的な責任を負うものとして、決定は事業者が行った。詳細の部分は反映したが、方針は変更せずに済んだ。両論併記とし、まとめた内容を公表した。

検討内容の情報開示：検討会の中間報告、最終報告をHPや環境報告書で公開した。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

事業者の動向

自治体の調査により、敷地外の汚染がないことは明らかになったが、敷地内の地下水汚染は予想以上に高濃度であったため、緊急対策の社内了解をとり、公表することを決定した。

工場担当者が自主調査によるデータを根拠にして、経営層に対して対策の実施や公表を行うことがリスク管理の最善策であると判断し、それを社内の共通認識とした。

メディア公表に際して、自治体の環境担当部署、警察、議員、同業他社、環境団体、業界団体、周辺住民、マスコミなどの動向について、インターネットや他者事例のヒアリングから情報を収集して、想定されるケース毎に Q&A を作成した。

記者発表は、市の記者クラブにおいて市の担当者と合同で行った。公表は、経緯、調査結果、周辺環境影響調査、汚染原因、今後の対策、問い合わせ窓口を記した資料を配布し、これに基づいて説明を行ったことから、報道内容に誤認はなく、各社ともほぼ正確な文脈であった。記事は土壌汚染の対策には長期間を要するという事業所の立場を勉強してよく理解していると感じるもので、予想よりも好意的な内容であった。

市の動向

水質汚濁防止法の政令市であったことから事業者と共催した。事業者の資料は市が事前にチェックし、井戸水調査の結果を元に汚染が周辺に及んでいないこと、汚染は続かないことなどについて市の環境部長が説明した。

住民の反応

住民から市への問い合わせでは、メディア公表後、23 名が井戸水の分析を希望し、市はこのうち 1km 以内の 6 件に対応した。電話での問い合わせは、「井戸の検査はしてくれるのか？」がほとんどであった。

戸別訪問

事業者の動向

市の指導により、メディア公表直後から戸別訪問を実施した。自治会長宅には、公表当日の夕方、もしくは夜に来意を伝えてアポイントをとり、翌日から先方のご都合に合わせて訪問した。メディア報道を見ていなかった人もいた。

訪問時にはリリースペーパーの概要版を示し、全文はホームページに公表していること、緊急対策の内容、市が実施した敷地外の井戸水検査で問題が出なかったこと、また要望があれば敷地境界から 1km 圏内の井戸水検査を実施する用意があること、市及び事業者の連絡先を含めて伝えた。自主的に公表したことに対して好感を持たれたと考えている。

地域住民対応などを含め、従来から行っている総務担当者が対応した。総務担当者からのアドバイスや仕事振りは的確であり、連携したことが非常に良かった。

市の動向

メディア公表翌日に、事業者に対して周辺 16 町会を訪問し、会見の内容について説明するように指示した。飲用井戸の調査依頼については、工場から 1km 以内が対象となり、市が受付することを話してもらうこととした。

住民説明会

事業者は戸別訪問で住民に呼びかけたが、住民説明会の希望がなかったため、説明会を実施しなかった。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当事項なし

対策実施状況の経過報告

検討会での審議に基づき、拡散防止対策、汚染機構解明調査及び浄化対策を実施し、検討内容報告や、対策の進捗状況をホームページ、環境報告書で公開している。

6.5.3 本事例におけるヒアリング対象者の配慮した点・評価

| | 県 | 政令市 | 事業者 |
|-------------------|--|--|--|
| 地域住民とのコミュニケーション | | | <ul style="list-style-type: none"> 地域住民対応などを含め、従来から行っている総務担当者が対応した。 従来からのコミュニケーションの流れの中で、特にトラブルもなく、進めることができた |
| 事業者 - 県のコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 検討会を通じたコミュニケーションを実施 | | <ul style="list-style-type: none"> 検討会の事前に1~2回のリハーサルを実施し、本番を合わせると月3回、10数名が集まって話し合った。日常時にも良好な関係につながった。 検討会での意見をまとめるにあたり、前例の無いことでもあり、大変、激しい議論もあった。専門家、自治体が非常に熱心に議論をしてくれたことが良かった。 |
| 事業者 - 市のコミュニケーション | | <ul style="list-style-type: none"> 検討会を設置し、学識経験者や県市の要望によく答え、対応してくれた。よい関係が保たれており、困ったことはない。 | |
| 県の役割 | | | <ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策の技術的事項について相談できる場の確保 地質や地下水脈等についての地域ごとの情報が重要であるため、自治体がそれらを把握して、一般に公開する。それら情報をデータベースとして県や市が整理していると良い。 中小事業者に対しては技術対策の方向性の指導や、金銭的な支援があればもっと対策が進むのではないか。 |
| 市の役割 | | | |
| 主体内の連携 | <ul style="list-style-type: none"> 要綱に従い、県が汚染対策の財政的援助を行っているが、財政難から困難になりつつある。法による根拠がないと予算がとりにくい。 | <ul style="list-style-type: none"> 県は、技術的にも人的にも最大の協力をしていただいております、困ったことはない。 | <ul style="list-style-type: none"> 実態調査・自治体を含む地元対応は全て工場で行っている。 本社とは、高額な対策費用捻出の申請などをやりとりした。 戸別訪問において、総務担当者からのアドバイスや仕事振りは的確であり、総務と連携したことが非常に良かった。 |

| | 県 | 市 | 事業者 |
|----------|--|---|--|
| マスコミとの関係 | 特になし | 特になし | <ul style="list-style-type: none"> 窓口を総務担当者に一本化し、そこで先ずきちんと受け止め、必要な場合には技術担当者が質問に答えることとし、最悪のデータも隠さず、率直に対応することを心掛けた。 |
| 今後の課題等 | <ul style="list-style-type: none"> 地下水汚染のほとんどが、法規制以前の行為によるものであり、難航する。法施行前は違法行為でなく、負担なども定められていなため。 | | |
| トラブル回避策 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者が土壌汚染対策のノウハウの蓄積がない場合は、対策検討会を設置した方が有効な場合もある。 | <ul style="list-style-type: none"> 汚染解明、地質解明が行われ、汚染機構を明確にしてから、浄化対策に移ること。 周辺環境影響調査を徹底すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 浄化が完了するまでには数十年の期間が必要であるため、着実に継続した対策を実施し、その進捗状況を誠実に公開する。 その上で、地域とは従前どおりのコミュニケーションを積み重ね、自治体とは現在の信頼関係を継続するために定期的な報告のほか、新技術導入等に当たって適宜アドバイスを求めていく。 |

6.5.4 本事例の特徴

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

- ・日頃から地域とコミュニケーションを行っており友好的な関係を築いていた。

地域に対しては、総務担当部署が日頃から工場見学、スポーツ大会、盆踊り等の行事を通じて、継続したコミュニケーションを図っていた。また、自治体についても環境自治体のみならず、安全衛生、保安自治体、警察、海上保安部等とも届出、許認可業務を通じた良好な関係が基本としてあった。

体制の整備

該当事項なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

- ・別物質の漏洩事故により、敷地内の調査を行った結果、VOCによる汚染が判明した。

別物質の漏洩事故がきっかけとなり、敷地内の土壌・地下水を徹底的に自主調査した結果、工場敷地の一部でVOCによる地下水汚染が判明した。

事業者からの報告

- ・早期から自治体と対策方法について相談を行った。

事業者の自主調査の段階から市へ連絡し、調査・対策に関する技術的な事項に関して相談を行った。また、環境庁のガイドラインが発表された事を機に、市が詳細調査の実施を助言したことで、事業者は予算を確保することができ、専門調査機関と連携して詳細に調査を行なうことができた。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当事項なし

周辺環境調査

- ・市が敷地外の周辺井戸、公共用水域調査し、分析費用は事業者が負担した。

市が、事業者に敷地内の詳細調査を指導してから、敷地外の周辺井戸、公共用水域調査開始し、敷地外の汚染がないことを確認した。分析は、事業者から紹介された機関で事業者の費用負担により実施した。

(4) 対策の検討

- ・学識経験者、自治体、事業者で構成する対策検討会を設置した。

委員である土壌・地下水汚染に関する知識と経験をもつ学識経験者や実践的な経験をもつ専門事業者から助言を受け、継続した専門的な審議を通して対策を検討した。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

- ・情報を正確に伝えた。

公表では、事業者が経緯、調査結果、周辺環境影響調査、汚染原因、今後の対策、問合せ窓口を記した資料を配布し、これに基づいて説明を行なったことから、報道内容に誤認はなく、各社ともほぼ正確な報道がなされた。また事前にQ & Aを作成し、記者からの質問に対応した。

- ・敷地外の汚染状況について市が説明した。

市が行った事業所周辺の井戸水調査を元に、敷地外汚染はないこと、敷地内についても汚染は続かないことを市の環境部長が説明した。

戸別訪問

- ・公表の直後に住民へ戸別訪問を行い、公表後も適宜住民説明を実施した。

日頃から地域とコミュニケーションを行って住民と友好的な関係を築いている総務担当者が、メディア公表の直後から戸別訪問を実施した。住民の反応は、事業者が想定していたものよりも良かった。

住民説明会

事業者は戸別訪問で住民に呼びかけたが、住民説明会の希望がなかったため、説明会を実施しなかった。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当事項なし

対策実施状況の経過報告

- ・検討会に基づく対策を実施、進捗状況をホームページ、環境報告書で随時開示している。

検討会での審議に基づき、拡散防止対策、汚染機構解明調査及び浄化対策を実施し、検討内容報告や、対策の進捗状況をホームページ、環境報告書で随時開示している。

6.6 工場操業停止時の敷地内土壌・地下水汚染の例（事例 27）

6.6.1 事例の概要

概要

事業者の自主調査により、敷地内の土壌・地下水から基準値を大幅に上回る PCB が検出された。事業者は、汚染が判明してから約 1 ヶ月半の間に、早急に汚染事実把握と対策の策定を行い、自治体に報告後メディア公表を行った。また、公表直後より訪問を開始し、メディア公表から約 2 週間後に住民説明会を開催した。早い対応と分かりやすい説明で、地元住民からの評価は高かった。

説明会で住民の理解を得た後、速やかに対策に着手し、現在も揚水浄化を実施している。今後 4~5 年かけて揚水浄化を継続し、PCB の処理方法が確立されるまで、回収した PCB は厳重に保管する実施する予定である。

地域の概要

立地 : 大都市で住宅と工場が混在する地域

地下水の利用 : なし

汚染の概要

汚染物質 : PCB

汚染の原因 : 不良製品埋設による溶出（50 年前の行為）

汚染規模 : 敷地内の土壌・地下水汚染（敷地外の汚染調査は実施せず）

判明のきっかけ : 新法制定に伴う事業者の自主調査

メディア公表

公表の主体 : 事業者

汚染判明から公表までに要した時間 : 約 1 ヶ月半

事業者による周辺住民への対応

事前相談 : 専門家、自治体（市、区役所）、地元議員

戸別訪問 : 戸別訪問 約 40 件

住民説明会 : 町内会主催で 2 回開催

その他 : 健康診断（希望者 3 名）を実施

汚染拡大防止対策

実施主体 : 事業者

緊急対策 : なし

対策 : 敷地境界を矢板で囲み、揚水浄化を実行中。浄化作業は 4~5 年かけて行い、回収した PCB は処理方法が確立されるまで同敷地内で厳重に保管。

ヒアリング対象者

事業者、政令指定都市、隣接地域町会長

6.6.2 経緯

| | 経過年数 | 政令指定都市 | 事業者 | 住民（町会長） | 備考 |
|---------|----------|--|--|--------------------|--|
| 汚染判明の経緯 | | | 別の事業所で汚染が判明したため、調査開始。 | | |
| | 00.1.1 | | 調査結果速報で土壌・地下水の汚染判明。追加調査開始。 | | |
| | | | 専門家に助言を受ける | | |
| | 00.1 下旬 | | 追加調査の結果が判明 | | |
| 公表準備 | 00.2 月上旬 | | 公表の準備を開始 | | |
| | 00.2 中旬 | | 公表について経営トップの了解を得る | | |
| 自治体への相談 | 00.2.14 | 時間がないため自主公表ということで受入れ。区役所への連絡と地元議員への事前説明を指導する。 | 口頭で汚染の事実を伝える 2 日後に調査結果と対策方法を公表する旨伝える | | |
| メディア公表 | 00.2.16 | 午前中に事業者より調査結果報告書を受け取る 職員 2 名を現場へ派遣し、状況を視察する | 【午前】市へ調査結果報告書を提出、県へ公表の旨伝える 【午後】全社的に状況報告 【夕方】記者発表 【夜】区長会長に事前説明 | テレビ報道により汚染事実を始めて知る | 【メディアの動き】 ニュースで汚染を報道 【住民の反応】 カネミ油症事件の原因物質による汚染に驚く |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を 00 年 1 月 1 日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意ください。

| | 経過年数 | 政令指定都市 | 事業者 | 住民（町会長） | 備考 |
|--------|----------|--------------------------------------|---|---|-----------------------------------|
| 住民への相談 | 00.2.17 | | 隣接地域の区長に戸別訪問を行う。 | 事業者より、調査結果や対策の報告を受け、住民説明会を開催したい旨が伝えられる。 | 【メディアの動き】 3社の新聞に記事が掲載される |
| 説明会準備 | | 事業者と頻繁に協議を行い、対策方法や説明会の資料について助言を行う。 | 住民に戸別訪問を行う。対策方法や説明会資料について自治体と頻繁に協議する。 | 戸別訪問で得た資料を町内に回覧。住民説明会の日程調整、会場手配。区役所に同席を依頼 | |
| 住民説明会 | 00.3.2 | 職員1名がオブザーバーとして同席（住民からの要請と状況確認のため） | 第1回住民説明会を開催（地域振興会主催） 参加者：住民約40名、 事業者（環境/施設管財/広報/法務担当者/専門業者） | | 【メディアの動き】 テレビ局が説明会取材を要請（町会が断る） |
| 対策の実施 | 00.3 中旬～ | 頻繁に面接または電話による協議を行う | | 県の施設で3名が健康診断受診 | |
| | | 事業者の浄化対策について助言と実施状況を把握（周辺の「クック」は行わず） | 安全対策の実施 1.詳細調査（埋設位置や土壌汚染の本格的な把握） 2.緊急対策（封じ込めと地下水浄化） 応急揚水対策（活性炭吸着） 鋼矢板＋地下水揚水処理 | 対策工事を住民代表が見学 対策事業中は、現場の見学や写真撮影を継続。 | |
| | 00.4 | | | 住民健康診断結果「影響なし」の通知 | 【住民の反応】 住民の健康影響に対する不安が解消される |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を00年1月1日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意下さい。

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

事業所が操業していた頃は、当該敷地をグラウンドとして使用しており、地域住民にも開放していた。汚染判明以前に、住民とのコミュニケーションでトラブルはなかった。

体制の整備

市の動向

市では、事業者から自主調査による敷地内の土壌・地下水汚染判明について報告を受けた場合の指導要領を明文化していないが、従来から住民公表を前提に指導し、事業者の責任、判断で公表を行うように指導していた。また、事前に事業者から提出されたデータや調査方法を確認し、不足がある場合は追加調査を実施するよう指導していた。

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

事業者の動向

新法制定に伴い、グループ拠点における管理実態の把握調査を行ったところ、1 拠点で汚染が判明した。そのため、本社より過去に PCB を扱った全拠点について 50 年前まで遡り追跡調査を実施するよう通達があった。当該土地は、既に操業を停止していたが、過去に PCB の取扱があったため、予備調査を行ったところ、汚染が判明した。至急調査地点を増やして追跡調査を開始し、追跡調査の結果が出てからできるだけ早いうち(1 ヶ月以内)に公表する事を目標に準備に取りかかった。

なお、当該敷地は、当時駐車場として使用されており、近隣住民に貸し出されていた。そのため、敷地の詳細調査、埋設物の位置を確認するための調査は、車両を移動することについて住民の了解を得た後に実施された。

事業者からの報告

事業者の動向

市への説明は全て口頭で行い、敷地内の土壌及び地下水の汚染が判明したこと、2 日後に記者発表を行うこと、記者発表当日の午前中に調査結果報告書を市へ提出することを伝えた。

市の動向

本事例においては、市が事業者から最初の連絡を受けたのは事業者が予定した記者発表の 2 日前であり、事業者は市へ調査結果を提出していなかった。そのため、メディア公表に関しては市が関与しないという条件で、事業者の判断に任せることとした。この時、市は事業者に対して区役所への報告と地元選出の議員への事前相談を行うように指導した。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

事業者の動向

汚染が判明した時点で、事業所は既に操業を停止しており、当該土地はアスファルトで舗装され、駐車場として使用されていたため、緊急的な対応は行っていない。

周辺環境調査

敷地外調査は実施していない。当該敷地は都市部の工場等が多い地域にあり、市内で地下水の飲用がないことは予め分かっていた。一部の住民から事業者に対して敷地外土壌調査を実施するよう要望があがった。しかし、工場が多い地域であるため他の原因による汚染の可能性が大きく、PCB 以外の汚染が判明した場合は更なる地下価値の下落の恐れがあるため、他の住民と話し合った結果、調査は実施しないことになった。

(4) 対策の検討

事業者の動向

汚染が判明してから、追加調査、メディア公表の準備、経営トップの意志決定が非常に早く進められている。また、メディア公表翌日には、対策の実施や住民とのコミュニケーションを専門に行う複数部署合同の対策プロジェクトチームを組織した。

また、公表に際し自治体、住民とコンタクトをとるタイミングについて、保険会社のコンサルタントに相談し、指導を受けた。事業者は、記者発表の 2 日前に初めて市役所へ相談に行った。この時点で事業所内において、汚染状況の把握、対策の方針の策定、メディア公表に対する経営トップの了承を得ていた。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

事業者の動向

汚染が判明して約 1 ヶ月半後の夕方に、事業者が記者発表を行った。市役所職員の同席はなかった。会場は新聞社や役所の記者クラブから近い場所を選んだ。

発表は同社役員（同社対策委員会委員長）が行い、記者に配布した資料をもとに会社概要、現在までの経過・現状報告、今後の取り組みについて述べた後、質疑応答を行った。

また、当日の午前中は市へ調査結果報告書を提出し、県へ公表の旨を伝えた。

午後は国内各拠点の環境担当責任者を招集して状況報告を行った後、当該敷地近隣の関連会社に状況報告を行った。

住民の反応

事業者が記者発表を行った当日、夕方のニュースでその模様が放映された。カネミ油症事件の原因物質と同じ物質による汚染であったため、住民は驚いた。当時は敷地が駐車場

として使用されており、アスファルトで舗装されていたが、不良品を埋設した場所が多く
の民家と隣接していたため話題になる可能性があった。まずは事業者から説明を受けるの
が一番だと思ったが、住民が行動する前に事業者が説明に来た。

戸別訪問

事業者の動向

事業者は、メディア公表直後（当日）に地域の区長会長へ、翌日に当該土地の町会長（ヒ
アリング対象者）を訪問して、会社概要、現在までの経過・現状報告、今後の取り組み等
を説明した。また、町会長に対しては住民説明会を開催したい旨を伝えた。

その後、敷地に隣接する約 40 戸と地元選出議員に戸別訪問を行った。メディア公表で配
布した資料と同じ資料を住民に提供することで、住民の混乱を防いだ。

住民の反応

メディア公表翌日、事業者から訪問を受けた町会長は、町会の役員を集めて説明を聞いた。
事業者から提案された住民説明会は、町会で関係者の日程調整及び会場の確保を行っ
て開催日を決定した。また、戸別訪問当日に事業者から提供された資料は、すぐに回覧板
で各戸に回覧したため、マスメディアの取材で住民が混乱することはなかった。

住民説明会

第 1 回目の住民説明会は、町内の公民館で町会の主催で開催された。メディア公表から 2
週間後のことであった。開催は、当該土地隣接区画へ回覧板で通知し、参加者は 40 名弱で
あった。通知したほとんどの住宅から参加があり、住民の関心が高いことが伺える。

住民が事前に区役所職員に同席を求めたところ断られたが、代わりに市の職員 1 名がオ
ブザーパーとして参加した。

事業者の行動

事業者からは、環境・施設管財・広報・法務の各担当者及び汚染対策業者が参加した。

説明は、カラーコピーの配布資料をもとにプロジェクターを用いたプレゼンテーション
形式で行い、約 1 時間かけてこれまでの経緯、敷地内の状況、今後の対策について説明し
た後に質疑応答を行った。

住民の反応

説明会に際して、町会長が事前に混乱を起こす者が参加しないよう警察署に連絡し、テ
レビ局から取材の要請は自由な討論の妨げになると判断して断った。また、説明会の始め
に参加者へ暴言を吐かないように注意した。そのため、混乱はなかった。

事業者の説明は非常に分かりやすく、納得できる内容であった。数十年前の行為による
汚染であり、PCB が問題視されたのが近年であることを住民は理解したようであった。

住民から出た質問は、風評による不動産価値の低下と健康上の不安であった。前者につ
いて、一部の住民から事業者に対して敷地外土壌調査を実施するよう要望があがった。し

かし、他の原因による汚染の可能性が大きい土地であったため、PCB 以外の汚染が判明した場合は更なる不動産価値下落の恐れがあった。そこで、住民間で話し合った結果、調査は実施しないことになった。後者については、説明会中に町会長が健康診断の希望者に挙手を求めたところ、4 名が希望した。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

住民説明会后に、50 代と 70 代の女性 3 名(説明会で健康診断を希望した住民 4 名のうち 1 名が辞退)に対して、事業者が手配した公的研究機関において健康診断を実施した。

PCB による健康影響は認められなかった。

対策実施状況の経過報告

事業者の動向

対策計画は、メディア公表の時点で既に策定されており、住民説明会により住民の理解も得られたため、住民説明会后に速やかに着手した。自治体とは、メディア公表後から頻繁に協議を行い、調査・対策の妥当性、今後の対策について助言を求め、対策を開始してからは進捗状況を報告した。

対策の進捗状況について、事業者はから町会長へ逐次 E-mail 等で報告した。また、対策工事期間中に敷地境界に設置する仮囲いは、外部から中の状況が見えるように透明箇所を設け、汚染物質の除去対策を開始する際には、住民見学会を行った。浄化施設設置工事の完了後に再度住民説明会を開催し、工事終了と揚水浄化開始の報告を行った。

住民の動向

事業者から提供される対策の進捗状況に関する情報は、町会の定例会で報告された。その間に、住民の健康診断の結果が「影響なし」であるという報告を受け、この時点で、住民の本件の健康影響に対する不安は解消された。

対策工事期間中は、騒音や振動が激しかったため、事業者に申し入れたところすぐに改善された。事業者の厳重な対策と早い対応に住民は好印象を持った。

6.6.3 本事例におけるヒアリング対象者の配慮した点・評価

| | 政令指定都市 | 事業者 | 住民 |
|-------------------|--|---|--|
| 地域住民とのコミュニケーション | (地域住民とコミュニケーションを行っていない) | <ul style="list-style-type: none"> 工場は7年前に操業を停止していたため、問題には、本社の対策チームで対応しているため、地域とのパイプが極めて細く、コミュニケーションの構築に苦労した。 | |
| 住民説明会での対応 | (オブザーバーとして参加したため特に関与していない) | <ul style="list-style-type: none"> メディア公表直後から、自治会を通じたコミュニケーションを徹底し、近隣住民にも直接コンタクトをとった。 常に情報公開のスタンスを明確にし、問い合わせや苦情に対しては、スピードを優先した。 | <ul style="list-style-type: none"> 混乱を引き起こすような者が参加参加しないように事前に警察へ連絡した。 会の始めに参加者へ暴言を吐かないように注意したため、穏やかな雰囲気での進めることができた。 |
| 事業者 - 市のコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> メディア公表の直前に相談を受けたため、指導が行えなかった。 メディア公表直前からコミュニケーションを始め、公表後からは密に相談を実施し、助言を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 常に情報公開のスタンス、住民第一の行動基準で折衝、対策に当たっては、できるだけ最新のデータ、工法を旨とした。 | |
| 市の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者の土壌汚染を財政的に補助するシステムを整備した方がよい。 | <ul style="list-style-type: none"> 調査の計画段階、進捗状況、結果について逐次事業者に助言を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 自治体と住民の接点がほとんどなかった。地域自治体は環境ということに積極的ではないという印象であった。 |
| 主体内の連携 | | <ul style="list-style-type: none"> 社内全拠点を横断的に統括し、本社主導で汚染を明確にしたことで、リスクマネジメントの視点を明確にした。 | <ul style="list-style-type: none"> 意見の申し入れについては、個人単位ではなく、班(町会を更に細分化した単位)で意思統一し、町会長へ報告後、町会長から事業者に申し入れるという形態をとって、自治会の窓口も一本化した。 事業者から逐次報告される進捗状況は、自治会の定例会で報告した。 |

| | 政令指定都市 | 事業者 | 住民 |
|----------|---|--|--|
| マスコミとの関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 問い合わせが市に来るため、職員の対応で間違った情報を与えないか、記者の対応は気を使う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民とマスコミには同じ内容の情報提供(住民用に分かりやすい資料に作り直したりしなかった)することで、情報の受け手の混乱を防いだ。 | |
| 今後の課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は「公表＝記者発表」と考える。土壌汚染問題では、住民の理解を得ることが重要である。 ・ 地下水を飲用していなくても、汚染地下水の拡散・影響を心配する声があり、国においては汚染地下水対策をもっと明確にする必要があると考える。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民は自治体に頼らざるを得ない場面があるため、事業者の指導・監視といった対応が望まれている。 |
| トラブル回避策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染が判明したら、正直に分かりやすく説明する。 ・ 調査結果は確定したらすぐに公表する。(結果が出てから公表するまでの時間が長いと情報隠蔽と疑われる。) ・ 事業者は、調査結果が確定する前に対策の方針を決めて自治体に相談し、汚染状況の把握や対策計画の立案、実施などについて逐次報告する。 ・ 公表はリスクの有無を見極めてから行う。その時、浄化対策の方法や実施期間のリスク管理にも言及した方がよい。 | <p>正確な汚染状況の把握 客観的データ・事実に基づく対策の立案 緊急性・重要度順位に基づく速やかな実行 ～ における情報開示 対策の見届け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクコミュニケーションでは事業者姿勢が問われるため、それを踏まえて対応する。 | |

6.6.4 本事例の特徴

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

事業所が操業していた頃は、当該敷地をグラウンドとして使用しており、地域住民にも開放していた。汚染判明以前に、住民とのコミュニケーションでトラブルはなかった。

体制の整備

該当事項なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

・PCB 廃棄物処理特別措置法制定に伴い、自主調査を行って汚染を発見した。

PCB 廃棄物処理特別措置法の制定やガイドラインの発表といった社会の動向にいち早く対応し、調査を開始して汚染を発見した。

事業者からの報告

・事業者は十分な情報を揃えた上で自治体に相談した。

事業者は、敷地内の汚染状況を充分把握し、対策計画を立てた上で自治体に相談した。ただし事業者がメディア公表を行う 2 日前に自治体に相談したため、メディア公表の段階では、事業者と自治体のコミュニケーションは十分に図られていなかった。

・メディア公表後の事業者と自治体で頻繁な打ち合わせを行った。

メディア公表後は、自治体と事業者による打ち合わせが頻繁に行われ、住民説明会までに対策方法や説明会資料について協議し、住民説明会後は対策の進捗状況の報告している。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当事項なし

周辺環境調査

該当事項なし

(4) 対策の検討

・事業者は迅速に社内体制を整備した。

汚染が判明してから、追加調査、メディア公表の準備、経営トップの意志決定が非常に早く進められている。また、メディア公表翌日には、対策の実施や住民とのコミュニケーションを専門に行う複数部署合同の対策プロジェクトチームを組織した。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

- ・汚染が判明してから約1ヶ月半でメディア公表を実施した。

汚染が判明して、追加調査による汚染状況の詳細な把握、対策計画の立案、公表資料の準備、経営トップの了解までを1ヶ月半で行っている。他の事例と比較するとかなり早いペースであり、住民からの評価が高い一因となっている。

- ・情報の受け手の混乱を防ぐため、情報提供を工夫した。

事業者は、公表内容を資料として記者に渡すことで記者の誤認を防ぎ、正確な情報を報道してもらえるよう配慮した。また、戸別訪問する際には、記者に渡した物と同じ資料を住民に提供することで、受け手の混乱を防いだ。

戸別訪問

- ・コミュニケーションの準備を周到に行った。

汚染が判明してから公表するまでの間、専門家からコミュニケーションに関する助言を受け、自治体や地域住民とコンタクトを取るタイミングなどについて指導を受けた。また、様々なマスコミや住民からの質問を想定したQ&Aを作成し、住民からの質問には全て対応できた。

- ・事業者の対応が非常に早かった。

メディア公表を行った翌日には資料を持参して町会長へ事情説明を行い、その後40件弱の戸別訪問を行っている。更に2週間後には住民説明会が開催され、説明会直後から対策工事を実施している。また、工事中の住民からの苦情にもすぐに対応しており、住民からの評価は非常に高い。

住民説明会

- ・住民へのデータ開示と分かりやすい説明を行った。

事業者は、情報の受け手が混乱しないように、住民とマスメディアと同じ情報を提供した。また、住民説明会においても、写真や図を多用した資料を配付し、更にプロジェクターを用いてプレゼンテーション形式で説明した。科学的な要素も含んだ説明内容であるが、住民からは分かりやすいという評価を得ている。

- ・町会長がリーダーシップをとった。

住民のコミュニケーションの窓口を町会長に一本化し、事業者に対する要求は、個人の勝手な判断で近隣住民に迷惑をかけないように班で合意された事のみを事業者に要求するという形態をとった。また、住民説明会では、事業者に対して暴言を吐かないように町会長が住民に徹底させた。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当事項なし

対策実施状況の経過報告

- ・住民に対して情報の透明性を確保した。

対策実施時は、町会長に進捗状況を逐次 E-mail 等で報告し、土壌飛散防止の囲い込みは外部から中の状況が見えるように透明箇所を設ける、対策工事の見学会を開催する等、住民へ情報の透明性を確保し、住民の安心感や信頼を得る工夫をした。

6.7 事業者の自主調査により汚染が判明した事例（事例 34）

6.7.1 事例の概要

概要

会社の経営理念の一つに『環境との調和』を掲げたため、化学物質の取り扱い状況を過去にさかのぼって正確に把握すること、行政の土壌地下水に対する対策指針に対応することを目的に、事業者は自主的に敷地内 100 カ所以上で土壌及び地下水の調査を開始したところ汚染が判明した。

汚染判明直後から敷地内で揚水浄化を開始し、同時に汚染原因や汚染範囲の追跡を行い、汚染判明から 2 年 8 ヶ月後にメディア公表を行った。メディア公表直後から、事業者は戸別訪問による周辺 300 世帯への謝罪・説明、住民説明会の開催（2 回）、ミニコミ誌の発行等、住民への対応を積極的に実施した。一部の新聞でセンセーショナルな報道がなされたが、住民の反応は小さかった。

現在、事業者は敷地内の揚水浄化を継続するとともに、汚染原因の究明と敷地のアスファルト舗装等の対策を進めており、効果も出ている。

地域の概要

立地 : 住宅地

地下水の利用 : なし

汚染の概要

汚染物質 : VOC

汚染の原因 : 日常操業における汚染物質の漏洩

汚染規模 : 敷地内土壌汚染

判明のきっかけ : 事業者の自主調査

メディア公表

公表の主体 : 政令市、事業者（自治体施設）

汚染判明からマスコミ報道までの時間 : 約 2 年 8 ヶ月

事業者による周辺住民の対応

事前説明 : なし

戸別訪問 : メディア公表後に事業者が周辺 300 世帯を訪問

住民説明会 : 2 回実施

その他 : ミニコミ誌の号外発行、折り込みチラシとして 15000 部配布

汚染拡大防止対策

実施主体 : 事業者

緊急対策 : なし

対策 : 敷地のアスファルト舗装、揚水浄化

ヒアリング対象者 : 政令市、事業者

6.7.2 経緯

| | 経過年数 | 政令市 | 事業者 | 備考 |
|----------------------|---------------|---------------------------------------|--|-----------------------------------|
| 汚染判明の経緯 | 00.1.1 | | 事業所敷地内 100 カ所以上で、地下水土壌の調査を自主的に行った結果、10 物質による土壌汚染が判明。 | |
| | | | 敷地内の地下水を汲み上げて浄化を開始。 | |
| 汚染状況の報告・相談 メディア公表 | 03.08.01 | | 事業者が汚染の事実を市へ報告 | |
| | 03.08.03 | メディア公表の実施 | メディア公表の実施 | 【メディアの動き】 一部でセンセーショナルな報道がなされた。 |
| 訪問 個別 | 03.08.05 | | 周辺住民 300 世帯を訪問、謝罪と説明を行う。 | |
| 住民説明の実施 | 03.08.7 | 午前、午後に分けて 2 回の住民説明会を実施 | | |
| | 03.08.18 ~ | | 周辺 3 学区の役員会に参加し、謝罪と説明を行う。 | |
| | 03.08.20 | | ミニコミ誌の号外を発行。 新聞 1 万 5 千部に折り込み配布。 | |
| | 03.09.02 | 市が、敷地周辺 600m 以内の井戸 4 本が環境基準を満たしていると発表 | | |
| | 03.09.05 | | 市の土壌及び地下水の検討委員会に参加し、本事例について報告 | |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を 00 年 1 月 1 日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意ください。

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

事業者の動向

日頃から、各学区長を呼んで懇親会を開いたり、社宅施設（グラウンド）の解放、ソフトボール大会の開催、自治会への寄付（盆踊り大会へ出資）等を実施、さらに社外報を地域コミュニケーションのために定期的に発行するなど、住民とのコミュニケーションを十分にとっていた。

体制の整備

政令市は、土壌地下水汚染については市の条例に従って対応することとしており、平成13年からは、事業者から報告を受けてから、中1日で発表することにしてきた。

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

会社の経営理念に環境との調和が掲げられたため、過去の取り扱い物質による汚染について把握する必要があった。また、行政の土壌地下水に対する対策指針も発行された。

これらをきっかけに、敷地内100カ所以上で土壌及び地下水の調査を開始したところ、10物質において環境基準の超過が見られた。

汚染判明後から、汚染原因や汚染範囲の追跡と同時に敷地内で揚水浄化を開始した。具体的に汚染物質の使用履歴調査、土壌ガス分析、敷地境界調査、汚染の広がりを追跡するのに時間を要した。

事業者からの報告

事業者の動向

事業者は、汚染判明から2年8ヶ月後に自治体へ相談に行った。

政令市の動向

市は、事業者から汚染の相談をされる前から、担当者レベルでの一般的な話として、事業所敷地内で汚染があることを聞いていた。事業者から正式に相談を受けた後、市としては対策等を実施する前に、汚染が判明した時点で報告して欲しかった旨を文書で事業者に指導した。

(3) 緊急対応

住民への健康保護のための緊急対応

該当事項なし

周辺環境調査

政令市の動向

事業者の相談を受け、市は敷地周辺 600m 以内の井戸 4 本において、地下水調査を実施したが、汚染は確認されなかった。

(4) 対策の検討

政令市の動向

土壌及び地下水汚染対策検討委員会を開催し、対策の討議を行った。2ヶ月に1回定例で開催し、原則として一般公開とした。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

市と事業者は、事業者が汚染の相談を行った2日後に記者発表を行った。

メディア公表の翌日、新聞に「発がん性物質による汚染」など、住民の不安を煽るようなセンセーショナルな見出しがあった。

市の動向

市は、事業者から提出された資料を要約した資料を作成し、事業内容、事業所の現状、調査結果、対策の実施による汚染濃度の低下、汚染物質の有害性情報について公表した。

公表が遅れた理由について質問されることが予想されたため、事前に回答を用意していたが、実際には周辺地域への影響、汚染の範囲や規模に関する質問があがったのみで、思ったよりもマスコミの反応は小さかった。

事業者の動向

事業者は、本来なら汚染判明から1年以内に公表するのが妥当だと考えていたため、汚染判明から公表までに時間がかかったことについて、社会的批判をあびるかもしれないと懸念していた。しかし、敷地内汚染のみであるといった緊急性のない場合は、原因の特定、対策を実施してから公表した方が良いと考え、このタイミングでメディア公表を実施した。

記者や住民からの問い合わせに対応するため、PRTR 対策として用意していた問い合わせ対応マニュアルを活用した。

公表場所は、市から紹介された公的機関の記者クラブであった。

事業者が公表した情報は、調査結果、汚染原因、実施中の対策方法、今後の対応、近隣住民への説明方法についてであった。

住民の反応

井戸水を使う地域ではなかったため、住民の反応は少なかった。周辺の菜園を営んでいる住民から市へ野菜に対する影響を懸念する問い合わせがあったため、保健所を通して事業者と連絡を取り、事業者が対応した。

事業者と住民が話し合った結果、土壌ガス調査を実施したところ、問題はなかった。ま

た、農作物の調査を専門機関に依頼した。これらの対応は、市の立ち会いも行った。

戸別訪問

事業者の動向

メディア公表の2日後に、事業者は管理職約60名、30組で周辺住民約300世帯を訪問し、謝罪と説明を行うとともに、チラシを配布した。同日、各地域の代表宅にも訪問し、謝罪と説明を行った。

住民説明会

事業者は、メディア公表の4日後に、市が同席する中、午前と午後の2回に分けて周辺住民代表（学区役員等）を工場に集め、説明会を開催した。このとき、事業所内の汚染現場の見学を行うとともに、講堂で汚染の状況と対策について説明した。

事業者の動向

事業者は、住民説明会の資料を事前に専門外の社員に理解してもらえるかチェックし、何度も作り直した。

汚染による周辺住民への影響がないことを理解してもらうため、具体的な数字とともに写真等で分かりやすく説明した。また、揚水、活性炭処理した水で金魚を飼う等、安全であることを感覚的に分かってもらうため、不安を解消するような工夫を行った。

しかし、専門用語や数字の意味を住民に理解してもらうのは難しかった。

周辺住民への対応

地域代表への説明会后、事業者は周辺地域の役員会に参加し、謝罪と説明を行った。また、ミニコミ誌の号外を発行し、新聞15000部に折り込み配布した。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当事項なし

対策実施状況の経過報告

事業者の動向

市の土壌地下水汚染に関する委員会に参加し、本事例の報告を行った。対策の進め方について指導を受け、その指導内容はミニコミ誌に掲載し、地域住民にも報告した。

現在は、汚染原因の究明と地下水の揚水や敷地のアスファルト舗装等、対策を進めており、効果も出ている。

6.7.3 本事例におけるヒアリング対象者の配慮した点・評価

| | 政令指定都市 | 事業者 |
|-------------------|---|---|
| 地域住民とのコミュニケーション | | <ul style="list-style-type: none"> 各学区長参加の懇親会を開催、社宅施設の解放、ソフトボール大会の開催、自治会への寄付等を実施。 地域コミュニティへ向けた社外報を定期的に発行。 |
| 住民説明会での対応 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者からの要請で、説明会に同席した。 | <ul style="list-style-type: none"> 住民に安全であることを理解してもらうために、具体的な数字とともに写真等で分かりやすく説明した。 揚水、活性炭処理した水で金魚を飼う等、安全であることを感覚的に分かってもらうことで不安を解消するように工夫した。 |
| 事業者 - 市のコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 報告後、市としては対策等をとる前に汚染が判明した時点で報告して欲しかった、と事業者に対して文書で指導した。 土壌及び地下水汚染対策検討委員会を開催し、この事例について討議した。 | |
| マスコミとの関係 | | <ul style="list-style-type: none"> 一部でセンセーショナルな見出しで取り上げられ、間違いではないが不安をあおる表現だと感じた。言い訳がましくなく、不安をあおらないような説明の仕方が難しいと感じた。 |
| 今後の課題等 | | <ul style="list-style-type: none"> 専門用語や、数字の意味を理解してもらうのが難しかった。 |
| トラブル回避策 | <ul style="list-style-type: none"> 汚染判明後はできるだけ早く公表することが望ましい。地下水を飲用していない地域では、事業者はすみやかに自治体へ報告した方が不安をあおることが少ない。 正確に報告して住民に安心してもらう。正しい対処法を伝えて住民の不安を解消することが重要である。 汚染現場と周辺境界地域の違いについて正確に理解してもらうことも重要。周辺境界地域ではわずかの濃度でも最大値が一人歩きしてしまい、住民に不安を与えてしまう。 | <ul style="list-style-type: none"> 住民に不安を与えず、行政に正確な説明ができる状態で公表すべきだと考えている。 判明から一年以内が妥当だと思う。 緊急性が無い場合は原因の特定、対策をしてから発表した方がよいと考えている。 |

6.7.4 本事例の特徴

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

日常的に各学区長参加の懇親会を開催、社宅施設の解放、ソフトボール大会の開催、自治会への寄付等を実施するとともに、地域コミュニティーへ向けた社外報を定期的に発行していた。

体制の整備

土壌地下水汚染については政令市の条例に従って対応することとしており、平成13年からは、事業者から報告を受けてから、中1日で発表することになっていた。

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

- ・自主調査により汚染が判明した。

会社の経営理念に環境との調和が掲げられたため、過去の取り扱い物質による汚染について把握する必要があった。また、行政の土壌地下水に対する対策指針も発行された。これらをきっかけに敷地内100カ所以上で土壌及び地下水の調査を開始し、汚染が判明した。

事業者からの報告

- ・事業者は、汚染判明から2年8ヶ月後に自治体へ相談に行った。

汚染判明後から、汚染原因や汚染範囲の追跡と同時に敷地内で揚水浄化を開始した。具体的に汚染物質の使用履歴調査、土壌ガス分析、敷地境界調査、汚染の広がりを追跡するのに時間を要した。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当情報なし

周辺環境調査

・市は敷地周辺600m以内の井戸4本において、地下水調査を実施したが、汚染は確認されなかった。

(4) 対策の検討

該当情報なし

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

- ・情報が十分に揃った段階で情報をメディア公表を行った。

市と事業者は、事業者が汚染の相談を行った2日後に記者発表を行った。

事業者は、敷地内汚染のみであるといった緊急性のない場合は、原因の特定、対策を実施してから公表した方が良いと判断し、汚染判明から2年8ヶ月後のこのタイミングでメディア公表を実施した。

戸別訪問

- ・メディア公表の2日後に、周辺住民を訪問し、謝罪と説明を行った。

メディア公表の2日後に、事業者は管理職約60名、30組で周辺住民約300世帯を訪問し、謝罪と説明を行うとともに、チラシを配布した。同日、各地域の代表宅にも訪問し、謝罪と説明を行った。

住民説明会

- ・住民説明会を何度も確認して作り直した。

事業者は、住民説明会の資料を事前に専門外の社員に理解してもらえるかチェックし、何度も作り直した。また、当日は汚染による周辺住民への影響がないことを理解してもらうため、具体的な数字とともに写真等で分かりやすく説明した。

- ・住民説明会の際に事業所内の見学会を行った。

周辺住民代表（学区役員等）を工場に集め、説明会を開催した。このとき、事業所内の汚染現場の見学を行うとともに、講堂で汚染の状況と対策について説明した。

- ・住民説明会へ参加しなかった周辺住民のためにミニコミ誌の号外を発行した。

ミニコミ誌の号外を発行し、新聞15000部に折り込み配布した。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当情報なし

対策実施状況の経過報告

- ・対策実施状況を様々な関係者に報告した。

事業者は、市の土壌地下水汚染に関する委員会に参加し、本事例の報告を行った。対策の進め方について指導を受け、その指導内容はミニコミ誌に掲載し、地域住民にも報告した。

6.8 大企業における第3条調査により判明した敷地内土壌汚染例（事例35）

6.8.1 事例の概要

概要

事業所の操業停止に伴い、土壌汚染対策法第3条に則って行った調査で汚染が判明した。事業者が、敷地境界の地下水を網羅的に調査した結果、汚染は敷地内の土壌、地下水に留まっていることが確認され、県、市、事業者が同時にメディア公表を実施、同じ日に県、市が参加する中、事業者主催で住民説明会を開催した。

当該敷地は、売却され、マンションが建設される予定であり、幼稚園や学校が近隣にあったため、住民の関心は高く、住民説明会後も事業者や自治体へ問い合わせが多く寄せられた。現在事業者は、汚染除去等の措置に着手しており、対策を実施している。

地域の概要

立地 : 住宅と工場が混在した地域
地下水の利用 : あり（食品メーカーが使用）

汚染の概要

汚染物質 : VOC、重金属
汚染の原因 : 土壌への漏洩または混入
汚染規模 : 敷地内の土壌・地下水汚染
判明のきっかけ : 事業所の操業停止に伴う、土壌汚染対策法第3条調査

メディア公表

公表の主体 : 県（市は県の連名で公表）、事業者
汚染判明からマスコミ報道までの時間 : 約3ヶ月

事業者による周辺住民の対応

事前説明 : 実施（自治会長、管理組合役員）
戸別訪問 : 不明
住民説明会 : 1回実施
その他 : -

汚染拡大防止対策

実施主体 : 事業者
緊急対策 : なし
対策 : 環境基準超過土壌は全量掘削除去、良質土の埋め戻し
地下水は用水井戸を設置し、くみ上げ処理

ヒアリング対象者 : 県、市

6.8.2 経緯

| | 経過年数 | 県 | 市 | 事業者 | 住民 | 備考 |
|-----------|---------|---|-----------------------------------|-------------------------------------|----|---|
| 土壌汚染状況調査 | 00.1.1 | | | 特定施設廃止届けを県へ提出、土壌汚染状況調査開始 | | |
| | 00.4 上旬 | 周辺 1km 県内の井戸 31 カ所の水質調査を実施 | 県からの報告を受けて汚染の事実を知る | 指定調査機関からの報告で汚染を知り、県へ報告 | | |
| | 00.4.30 | | | 調査結果報告書を県へ提出 | | |
| 行政への相談 | | 事業者からの報告を受け、住民説明会の開催を指導 | | | | |
| | | 住民説明会のリハーサルを実施 事業者が作成したプレゼンテーション、Q&A の内容を県が確認。 | | | | |
| メディア公表 | 00.6.2 | メディア公表を実施 (県と市の連名で公表) | 市議会で、住民代表である議員へ事業者から土壌汚染に関する説明を実施 | メディア公表を実施 | | 翌日、新聞に大きく取り上げられる。 |
| 説明会 住民 | | 住民説明会を開催(事業者主催) 参加者:事業者、住民(100名以上)、県・市同席 事業所概要、調査結果、改善工事、工事における住民への配慮事項について説明。 | | | | 【住民の反応】 当該敷地はマンション建設予定地であったため、条例により過去の調査結果の閲覧を求める声が多かった。 |
| 対策の実施 | 00.6~ | | | 敷地内5カ所で大気、騒音、振動、粉塵の測定を月2回行いながら対策を実施 | | |
| | 00.7.2 | 指定区域台帳へ記載 | | | | |

注) 表中の経過年数は、特定施設廃止届けの提出日を00年1月1日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意下さい。

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

該当情報なし

体制の整備

該当情報なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

事業者の動向

事業者は、施設の廃止に伴い、県へ有害物質使用特定施設廃止の届出を行う3ヶ月前から、土壌汚染対策法への対応方法について、県に相談した。有害物質使用特定施設廃止の届出を提出するまでに、土壌汚染状況調査の準備は完了しており、提出と同時に調査へ着手した。

事業者からの報告

事業者の動向

事業者が調査を開始して2ヶ月後に敷地内に汚染があることが判明したため、県へ相談に行った。

指定調査機関が不慣れであったため、調査が長引き、調査開始から119日目に、事業者は自治体へ調査結果報告書を提出した。結果は、敷地内土壌で揮発性有機化合物2物質、重金属等5物質が、敷地内地下水で揮発性有機化合物1物質が指定基準を上回っているというものであった。

県の動向

土壌汚染概況調査結果報告書が提出される2～3週間前に、県は事業者がから敷地内汚染があるとの相談を受けた。そのため、事業者に対して住民説明会を実施するように指導し、周辺環境調査に着手した。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

県と市の動向

汚染が確認された周辺環境には、井戸水を使用している食品メーカー等があった。そのため、自治体は食品メーカーに対する緊急対応として、井戸水の使用を禁止し、水道水を使用するよう依頼した。

周辺環境調査

県と市の動向

当該土地周辺 1km の範囲内において、県の独自調査と市の定例調査、計 31 カ所の井戸水を調査結果より、周辺環境に汚染があることが確認された。そのため、県は事業者に対して敷地境界の地下水を網羅的に調査するように指導した。

後に、この汚染は別の事業者による汚染であることが判明した。

事業者の動向

県の指導を受け、事業者は敷地境界の 10 地点において地下水調査を実施したところ、いずれも環境基準を下回っており、周辺環境の汚染が当該土地の汚染に由来するものではないことを確認した。

(4) 対策の検討

県と市の動向

県と市で事前に十分な打ち合わせを行い、事業者への指導方針を統一した。

また、メディア公表は県と市の連名で行うことし、県がメディア公表を、市が住民説明会に関する事業者への指導を担当することに決めた。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

県、市と事業者は、同じ日にメディア公表を実施した。

公表及び問い合わせへ対応する範囲は、県と市が周辺環境に関する事項、事業者が敷地内汚染に関する事項と取り決め、事前に役割分担を明確にした。また、住民説明会においてもこの役割分担で対応することとした。

市は、事業者に対して汚染範囲を分かりやすく説明するように助言した。

事前にメディア公表に関する情報が漏洩すると地域の混乱を招くため、情報管理を徹底し、事業者による市議会への報告はメディア公表とほぼ同時に、自治会長、管理組合役員への説明はメディア公表の直前に行った。

県の動向

県は、市と連盟でメディア公表を実施した。公表した内容は、事業者の調査結果、県及び市が実施した周辺環境の地下水調査の結果、事業者と周辺環境汚染の関連がない旨、県及び市の対応についてであった。

事業者の動向

事業者は、県、市と同時に、独自のメディア公表を実施した。事業者が公表した内容は、調査結果、汚染原因（推定）、周辺への影響について、対策工事についてであった。

戸別訪問

市の動向

市は、県から事業所敷地内に汚染があることの知らせを受け、事業者に対してメディア公表前に住民の代表である市議会、周辺地域の自治会長、管理組合役員に対して事前に汚染に関する説明を行うように依頼した。

ただし、住民に対する事前の説明はあくまでも事業者の自主的な対応であるため、助言にとどめて自治会長や管理組合役員の紹介は行わなかった。

事業者の動向

事業者は、市の指導を受け、汚染の経緯についてメディア公表の直前に市議会へ、住民説明会の前に周辺地域の自治会長や管理組合役員へ説明を行った。

住民説明会

説明会を実施する前に、事業者は県、市担当者の同席のもと、リハーサルを行った。ここで、県は事業者の作成したプレゼンテーション及び Q&A を確認し、内容が専門的であったため、地下水汚染による健康影響等、住民が不安に思う事項を追加するように助言した。

住民説明会は、事業者が事前に敷地周辺数百 m の各戸へビラを配布して周知し、メディア公表と同じ日に開催された。参加者は、事業者、住民（100 名以上）、県・市担当者であった。

事業者の動向

事業者は、事業所の概要、土壤環境調査の結果（調査方法、調査期間、分析結果、汚染原因、調査結果のまとめ）、改善工事の内容、工事にあたって周辺住民へ配慮する事項を説明した。

この時点で、既に対策計画は策定されていたため、環境基準超過土壌は全量掘削除去、良質土の埋め戻し、地下水は用水井戸を設置し、くみ上げ処理等、具体的な対策について図示しながら解説した。

県の動向

県は、市と事業者から住民の不安を取り除くことを目的に同席を求められ、住民説明会に参加した。住民から、都としての対応についての質問を受けた。

住民説明会終了後も、様々な人から県に対して問い合わせがあったため、事業者が自ら関連する情報を開示するように依頼した。

住民の反応

住民の反応は、漠然とした健康への不安、飛散した粉塵を吸い込んだ場合の健康への影響、資産価値の低下等に関することであった。

当該土地はマンションを建設する予定になっていた。また、過去に当該土地の一部は切り売りされており、その土地には既にマンションが建設されていた。そのため、マンションの購入予定者または購入者から、条例により過去に実施した当該土地（過去にその一部で

あった土地)の調査結果を閲覧したいとの要望があった。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当情報なし

対策実施状況の経過報告

事業者の動向

施行前および施工中に、事業者は敷地境界5カ所において大気、騒音、振動、粉塵の測定を月2回の頻度で実施することとしており、住民へ配慮して対策を実施している。

また、住民からの苦情等については適切に対処を行っている。

県・市の動向

事業者への対応は、条例に基づき市が行うが、必要に応じて県が技術的に支援している。対策の進捗状況は、県と市の浄化現場への立ち入り検査により確認・監視している。

市は、住民から事業者が行う対策へ苦情が寄せられた場合は、事業者に連絡して速やかな対策を依頼している。また、市議会から要請があれば、対策の進捗状況を報告している。

6.8.3 本事例におけるヒアリング対象者の配慮した点・評価

| | 県 | 市 |
|-----------------|---|--|
| 地域住民とのコミュニケーション | | |
| 住民説明会での対応 | <ul style="list-style-type: none"> 市と事業者からの要請で、住民の不安を取り除くことを目的に説明会へ参加した。 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺環境に関する説明、自治体に対する質問へ回答するために参加した。 |
| 事業者とのコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 事業者が土壌汚染調査に着手する3ヶ月前から土壌汚染対策法への対応方法について助言・指導してきた。 | <ul style="list-style-type: none"> 県との役割分担で、対策の実施、住民対応について、事業者へ助言・指導した。 |
| 市の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 県の職員で全県の事例に対応するのは不可能であるため、基本的には市区町村に事業者対応や住民対応を任せている。 | <ul style="list-style-type: none"> 県との役割分担で、対策の実施、住民対応について、事業者へ助言・指導した。 |
| 主体内の連携 | <ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染問題が判明した場合は、個別案件毎に、市区町村の担当者と適宜会合を開き、情報の交換は常に行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 県と市の指導方針が違わないよう、十分な打ち合わせを行った。 |
| マスコミとの関係 | <ul style="list-style-type: none"> マスコミは数値ばかり追いかけるため、正確な評価の結果や表現にできるだけ配慮して対応している。 | |
| 今後の課題等 | <ul style="list-style-type: none"> 県が財政難であるため、事業者へ財政的支援を行うのは難しく、知恵を絞って安価に対策を講じる方法を探し出せない。 指定調査機関の知識、技術面に問題がある。審査の要件を厳しく、実測等の審査を取り入れる等、工夫が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 過去に土壌汚染概況調査の結果報告書を入手した市民が、データの妥当性について専門家に検証してもらったという例がある。事業者が提出する結果報告書が第三者検証に耐えうる内容かを自治体が十分にチェックする必要がある。 住民には誤解が多いため、それを解くことが難しい。 |
| トラブル回避策 | <ul style="list-style-type: none"> 一般住民へは専門的解説は不要である。土壌汚染はどのようなものか、人は化学物質の恩恵も受けていることを説明した上で、基準値がどのように設定され、汚染の現状はどのようなかを分かりやすく説明することが重要。 中小企業や零細企業の対応は、現場に赴き彼らの生の声を聴き、対応を共に考えるなどの体験が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 大企業は、強引に物事を進めることが多い。市の方針に沿わないような対応を考えている場合は、何度も話し合いを行って理解を得るようにする。 |

6.8.4 本事例の特徴

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

該当情報なし

体制の整備

該当情報なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

- ・ 事業者は、事前に土壌汚染対策法への対応方法について県に相談した。
事業者は、施設の廃止に伴い、県へ有害物質使用特定施設廃止の届出を行う3ヶ月前から県に相談し、有害物質使用特定施設廃止の届出と同時に調査へ着手した。

事業者からの報告

- ・ 事業者は、汚染が判明した時点で県へ相談した。
事業者が調査を開始して2ヶ月後に敷地内に汚染があることが判明したため、土壌汚染概況調査結果報告書を提出する前に県へ相談に行った。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

- ・ 食品メーカーに対して、井戸水の使用しないように依頼した。
周辺環境で汚染が判明した（後に汚染原因者は当該事業者ではないことを確認）ため、周辺環境にある井戸水を使用している食品メーカー等に対して、緊急対応として井戸水の使用を禁止し、水道水を使用するよう依頼した。

周辺環境調査

- ・ 周辺環境で汚染が確認され、県は事業者に対して敷地境界の調査を行うよう指導した。
当該土地周辺1kmの範囲内において、周辺環境に汚染があることが確認されたため、県は事業者に対して敷地境界の地下水を網羅的に調査するように指導し、周辺環境の汚染が当該土地の汚染に由来するものではないことを確認した。

(4) 対策の検討

- ・ 県と市の事業者に対する指導方針を統一した。
県と市で事前に十分な打ち合わせを行い、事業者への指導方針を統一するとともに、事前に役割担当を明確にした。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

- ・ 県と事業者が公表及び問い合わせへ対応する範囲を事前に明確にした。
県と市が周辺環境に関する事項、事業者が敷地内汚染に関する事項と取り決め、事前に役割分担を明確にした。また、住民説明会においてもこの役割分担で対応することとした。

戸別訪問

- ・ 市議会、周辺地域の自治会長、管理組合役員に対して事前に汚染に関する説明を行った。
市は、事業者に対してメディア公表前に住民の代表である市議会、周辺地域の自治会長、管理組合役員に対して事前に汚染に関する説明を行うように依頼した。

住民説明会

- ・ 事業者は、県、市担当者同席のもと、住民説明会のリハーサルを行った。
県は事業者の作成したプレゼンテーション及び Q&A を確認し、地下水汚染による健康影響等、住民が不安に思う事項を追加するよう助言した。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当情報なし

対策実施状況の経過報告

- ・ 住民へ配慮して対策を実施している。
施行前および施工中に、事業者は敷地境界 5 カ所において大気、騒音、振動、粉塵の測定を月 2 回の頻度で実施することとしており、住民へ配慮して対策を実施している。また、住民からの苦情等については適切に対処を行っている。

6.9 大企業における第3条調査により判明した敷地内土壌汚染例（事例36）

6.9.1 事例の概要

概要

事業所の操業停止に伴い、土壌汚染対策法第3条に則って行った調査で汚染が判明した。事業者は土壌汚染対策法施行以前に特定有害施設の使用を廃止したと主張するが、政令市へ届け出たのが同法施行後であったため、市と事業者の間で揉めた。そのため、調査に時間を要し、調査を延期する申請を政令市に提出した。結局、事業者は特定有害施設使用廃止の届けを政令市へ提出してから、169日後に政令市へ調査結果報告書を提出した。

事業者は、政令市へ調査結果報告書を提出する前に、当該土地にコンクリート舗装や矢板の打ち込みを行う等、緊急対応を実施している。今後2年以内に、汚染土壌の入れ替えを行う予定である。

地域の概要

立地 : 準工業地域

地下水の利用 : なし

汚染の概要

汚染物質 : 重金属類

汚染の原因 : 土壌への漏洩または混入

汚染規模 : 敷地内の土壌・地下水汚染

判明のきっかけ : 事業所の操業停止に伴う、土壌汚染対策法第3条調査

メディア公表

公表の主体 : 市、事業者

汚染判明からマスコミ報道までの時間 : 約8ヶ月

事業者による周辺住民の対応

事前説明 : 不明

戸別訪問 : 不明

住民説明会 : 1回実施

その他 : -

汚染拡大防止対策

実施主体 : 事業者

緊急対策 : なし

対策 : 土壌の入れ替え

ヒアリング対象者 : 政令市

6.9.2 経緯

| | 経過年数 | 政令市 | 事業者 | 住民 | 備考 |
|----------|--------|--|--|--|---|
| 土壌汚染状況調査 | 00.1～2 | | 約1ヶ月の間に、数回に分けて部分的に特定施設廃止届けを市へ提出 | | |
| | 00.1～3 | | 土壌汚染状況調査を実施 | | |
| | 00.4～5 | | 敷地内土壌汚染を把握。市へ口頭で連絡。 | | |
| | 00.9 | 記者発表及び住民説明会の実施を事業者へ指導 | 調査結果報告書を県へ提出 | | |
| 行政への相談 | | 事業者からの報告を受け、記者発表と住民説明会の開催を指導 | | | |
| メディア公表 | 00.11 | メディア公表を実施 (政令市と事業者は同日に実施) | メディア公表を実施 (政令市と事業者は同日に実施) | メディア公表直前に、自治会役員に、土壌汚染に関する情報を提供、住民説明会の日程を調整 | 【住民の反応】 周辺環境への汚染の拡大、地価の下落を懸念する声があった。 |
| 住民説明会 | 00.12 | 住民説明会を開催(事業者主催) 事業内容、汚染の経緯、汚染状況等について説明 事前に、政令市が説明会資料を確認、政令市と事業者が共同でQ&Aを作成し、対応した。 | 参加者：事業者、住民、(オブザーバー 政令市担当者) | | |
| 対策の実施 | | 現場視察と事業者から提出される報告書の確認で事業者の対策を監視 | 00.5～8時時点で、汚染の飛散・拡散防止対策を実施済み。2年以内をめどに土壌の入れ替えを予定。 | | |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を00年1月1日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意ください。

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

該当情報なし

体制の整備

該当情報なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

事業者の動向

事業者は、約1ヶ月の間に、敷地を切り分け、数回に分けて施設使用廃止届けを政令市へ提出した。事業者が、土壌汚染対策法施行以前に施設の使用を廃止したと主張するが、同法施行後に届けが提出されたため、同法第3条に該当し、政令市は土壌汚染状況調査を実施するよう、事業者へ指導した。そのため、市と事業者の間で揉めた。

事業者からの報告

事業者は、施設使用廃止届け提出後に土壌汚染状況調査を実施し、調査を開始してから3ヵ月後に、敷地内土壌が汚染されていることが判明し、政令市へ口頭で説明を行った。

事業所敷地が広く、指定期日内に調査が完了しなかったため、施行規則第1条第2項に従い、調査の期限を延長する申請を行い、調査開始から9ヵ月後に、事業者は自治体へ調査結果報告書を提出した。結果は、敷地内土壌・地下水において重金属等3物質が指定基準を上回っているというものであった。

政令市の動向

事業者から、汚染の報告を受けた政令市は、事業者に対してメディア公表と住民説明会を実施するように指導した。具体的には、政令市は、事業者から受けた報告は情報公開法の対象となるため、事業者が公表する前に住民が汚染に関する情報を入手した場合、事業者のリスクは大きくなると説明した。また、自治会組織が非常にしっかりしている地域であったため、住民説明会ではなく自治会説明会を開催するように指導した。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当情報なし

周辺環境調査

政令市の動向

政令市は、事業者から調査結果報告書を受領した約1ヶ月後に、当該敷地から1km以内

の2カ所において、周辺環境調査を実施したが、汚染は確認されなかった。

(4) 対策の検討

該当情報なし

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

メディア公表の準備、自治会、議会への説明の準備は同時並行で進めた。指定区域台帳へ記載するための市長の決済から告示まで、約1週間とり、この間に準備を進めた。

メディア公表の前に、自治会役員には情報を提供し、説明会の日程調整等も行った。こうすることで、メディア報道から情報を入手した住民から問い合わせがあっても、自治会役員に説明済みである旨を伝えることで問題ないと政令市は判断した。

政令市と事業者は、同じ日にメディア公表を実施した。

政令市の動向

市が公表した情報は、指定区域の所在地（地図）、汚染物質名であった。

メディア公表後、関心が高い住民は、過去に事業所の土地の一部を購入し、その土地に居住している人であったが、敷地境界で環境基準を超える汚染がなかったため、敷地外へ影響はないと説明した。

戸別訪問

メディア公表の前に、事業者は自治会役員に対して土壌汚染に関する情報を提供し、説明会の日程調整等も行った。

住民説明会

説明会を実施する前に、政令市は事業者が作成した資料を確認し、手直しを行った。また、政令市と事業者が共同でQ&Aを作成し、住民説明会に備えた。

参加者は、事業者、住民であり、政令市担当者はオブザーバーとして参加した。

事業者の動向

事業者は、事業内容、汚染の経緯、汚染状況等の説明を行った。

特に、有害性が高い鉛やシアン化合物の汚染範囲が非常に狭いことを説明し、住民の理解が得られた。

住民の反応

過去に事業所の土地の一部を購入し、その土地に居住している人から、土壌調査の要望があったが、事業者は施設設備等の説明後、汚染の可能性はないことを伝え、住民は納得した（準工業地域であることも、背景にはある）。

一部では、地価の下落を懸念する声もあった。

住民説明会に参加できなかった人へ、回覧板を使って情報提供して欲しいとの意見が出たが、事業者の意向により回覧板ではなく、問い合わせ窓口を設置することで対応することとした。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当情報なし

対策実施状況の経過報告

事業者の動向

事業者は、コンクリートによる舗装を行い、矢板を打ち込んで汚染拡散防止措置を講じた。2年以内に、土壌の入れ替えを行う予定である。

県の動向

市は、現場の視察、事業者から提出される地下水浄化報告書の確認により、事業者の実施する対策の監視を行っている。

6.9.3 本事例におけるヒアリング対象者の配慮した点・評価

| | 政令市 |
|-------------------|--|
| 地域住民とのコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 地域がら、住民からの意見が、住民 議員 市役所のルートで伝わってくるため、住民と市との直接的なコミュニケーションはほとんどない。 |
| 住民説明会での対応 | <ul style="list-style-type: none"> 市はオブザーバーとして参加した。(事業者が作成した資料を市が事前に確認・修正した。市と事業者が共同で Q&A を作成して説明会に備えた。当日の対応は事業者が行った。) |
| 事業者 - 市のコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> 事業者が最初に施設使用廃止の届出を行った日から約 1 年間で 20 回以上の打ち合わせを行った。 |
| 市の役割 | |
| 主体内の連携 | <ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法では、県と政令市はイーブンの関係にあるため、県に相談してもなかなか対応してもらえなかった。 県条例については、政令市会議を開催し、定期的に対応方法について検討している。 |
| マスコミとの関係 | <ul style="list-style-type: none"> マスコミは汚染の度合いを絶対値ではなく、基準値の倍数で表現する。これが、住民の不安をあおっているように思われる。 |
| 今後の課題等 | <ul style="list-style-type: none"> 指定調査機関が非常に多く、レベルの差が激しいため、調査機関の選択が難しい。指定基準を明確にし、いずれはふるいわけをする必要がある。 |
| トラブル回避策 | |

6.9.4 本事例の特徴

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

該当情報なし

体制の整備

該当情報なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

・土壌汚染対策法の対象となる要件について認識の違いがあり、市と事業者の間で揉めた。

事業者が、土壌汚染対策法施行以前に施設の使用を廃止したと主張するが、同法施行後に施設使用廃止届けが提出されたため、同法第3条に該当し、政令市は土壌汚染状況調査を実施するよう、事業者へ指導したため、市と事業者の間で揉めた。

事業者からの報告

・事業者は、報告書を提出する前に土壌が汚染されていることを政令市に説明した。

事業者は、調査を開始してから3ヵ月後に敷地内土壌が汚染されていることが判明し、政令市へ口頭で説明を行った。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当情報なし

周辺環境調査

・政令市は周辺環境調査を実施し、汚染がないことを確認した。

政令市は、事業者から調査結果報告書を受領した約1ヶ月後に、当該敷地から1km以内の2カ所において、周辺環境調査を実施したが、汚染は確認されなかった。

(4) 対策の検討

該当情報なし

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

・指定区域台帳へ記載するための市長の決済を短時間に実施した。

指定区域台帳へ記載するための市長の決済から告示まで、約1週間とり、この間にメデ

イア公表の準備、自治会、議会への説明の準備を進めた。

戸別訪問

- ・メディア公表前に事業者は自治会役員に対して土壌汚染に関する情報を提供した。
メディア公表の前に、自治会役員には情報を提供し、説明会の日程調整等も行った。

住民説明会

- ・説明会に備えて、政令市が事前に事業者に指導・助言した。
説明会を実施する前に、政令市は事業者が作成した資料を確認し、手直しを行った。また、政令市と事業者が共同で Q&A を作成し、住民説明会に備えた。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当情報なし

対策実施状況の経過報告

- ・政令市は、事業者に地下水浄化報告書を提出させて対策の実施状況を確認した。
市は、現場の視察、事業者から提出される地下水浄化報告書の確認により、事業者の実施する対策の監視を行っている。

6.10 自治体施設における第3条調査により判明した敷地内土壌汚染例（事例37）

6.10.1 事例の概要

概要

事業所の操業停止に伴い、土壌汚染対策法第3条に則って行った調査で汚染が判明した。事業者は、県の保健所を併設していた福祉事務所であり、従来は住民の健康を守る立場にあるため、積極的な対応が見られた。

メディア公表の翌日に、住民説明会を開催したが、周辺住民へ周知する時間が短かったため参加者が少なく、住民が状況を把握しないまま、状況が判断できない状況で説明会を開催したことに対して不満の声が上がった。後日、住民説明会へ参加できなかった住民に対して、回覧板により情報提供を行った。

現在、市と事業者は詳細調査を行いながら、具体的な調査方法について検討している。

地域の概要

立地 : 住宅地

地下水の利用 : なし

汚染の概要

汚染物質 : 重金属類

汚染の原因 : 試薬、廃液等の浸透、または、施設設置以前からの汚染（推定）

汚染規模 : 敷地内土壌汚染

判明のきっかけ : 事業所の操業停止に伴う、土壌汚染対策法第3条調査

メディア公表

公表の主体 : 政令市、事業者（自治体施設）

汚染判明からマスコミ報道までの時間 : 約1ヶ月

事業者による周辺住民の対応

事前説明 : 実施

戸別訪問 : 不明

住民説明会 : 1回実施

その他 : 回覧板による情報提供

汚染拡大防止対策

実施主体 : 事業者

緊急対策 : なし

対策 : 現在検討中

ヒアリング対象者 : 政令市

6.10.2 経緯

| | 経過年数 | 政令市 | 事業者 | 住民 | 備考 |
|----------|----------|--|--|--|--|
| 土壌汚染状況調査 | 00.1.1 | | 特定施設廃止届けを市へ提出。 | | 事業者は、敷地内焼却炉の調査のため、調査延期を申請。特定施設廃止届け提出から半年間後に調査を開始 |
| | 00.7.23 | | 土壌汚染状況調査を開始 | | |
| | 00.9 上旬 | 汚染範囲を特定するため、調査視点を増やすように事業者へ指導 周辺の井戸使用状況を調査 | 敷地内土壌汚染を把握。市へ口頭で連絡 | | |
| | 00.10 上旬 | 事業者へ、台帳記載に関する必要を提出するように依頼 | | | |
| | 00.10.15 | | 調査結果報告書を県へ提出 自治会長へ事前説明 | | |
| メディア公表 | 00.10.16 | メディア公表を実施 (政令市と事業者は同日に実施) | メディア公表を実施 (政令市と事業者は同日に実施) 午前中に、周辺 1000 戸に住民説明会開催のビラを配布 | メディア公表直前に、自治会役員に、土壌汚染に関する情報を提供、住民説明会の日程を調整 | |
| 住民説明会 | 00.10.17 | 住民説明会を開催(事業者主催) 参加者: 事業者、住民(19名)、政令市環境、財産管理、健康保健担当者) 説明内容: 事業内容、事業所の現状、調査結果、汚染原因、周辺への影響、今後の対応等 | | | 【住民の反応】 周辺環境への汚染の拡大、地価の下落を懸念する声があった。 |
| 対策の実施 | 00.10~ | 事業者が詳細調査と実施し、政令市と相談しながら対策方法を検討中 | | | |

注) 表中の経過年数は、汚染判明を 00 年 1 月 1 日として計算しています。あくまでも概算ですので、ご注意ください。

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

事業者と住民とは、汚染判明以前から面識があった。

体制の整備

該当情報なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

事業者は、施設を廃止する前から土壌汚染対策法への対応方法について政令市に相談していた。有害物質特定使用施設廃止の届出後、事業所内に焼却炉があったことから、先にダイオキシン類対策特別措置法へ対応するため、また、予算措置等の手続きのために、約7ヶ月半の調査を延期する申請を市に提出した。

調査開始前から、具体的な調査方法について相談を行い、検討を行った。

事業者からの報告

調査開始から約1ヶ月半後に調査の速報が出た段階で敷地内土壌に汚染があることを知り、政令市へ口頭で説明した。調査開始から約3ヶ月後に調査結果報告書を市へ提出した。

結果は、敷地内土壌において、重金属等2物質が指定基準を上回っているというものであった。

政令市の動向

事業者から、施設廃止前に土壌汚染対策法への対応について相談を受けた市は、手続きの概要を説明するとともに、指定区域台帳への記載を想定した指導を行ってきた。

調査開始から1ヶ月半後の調査の速報が出た段階で、事業者から相談を受け、市は汚染範囲を特定するため、調査地点を増やすように市へ指導を行った。

また、政令で定められている調査期間の120日を有効に活用し、事業者が調査結果報告書を市へ提出する前に、台帳へ記載する事項に関する情報も市へ提出するように指導した。市は、事業者から調査結果報告書が提出されたらすぐに記者発表、指定区域台帳への記載が行えるよう、準備を行った。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当情報なし

周辺環境調査

政令市の動向

調査開始から約1ヶ月半後、事業者から相談を受け、市は周辺環境調査の実施に取りかかった。市内の水道普及率はほぼ100%であり、井戸水は庭へ撒いたり、自動車の洗浄に使用する場合が多いことは分かっていたが、市内の井戸の所在に関する情報が少なかつたため、汚染地周辺の全戸を回り、各戸の井戸の有無を確認した。

調査の結果、周辺環境の汚染は見られなかった。

(4) 対策の検討

詳細調査を実施した後に、市と事業者が相談して措置内容を決定する予定である。

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

市と事業者は、事業者が調査結果報告書を市へ提出した翌日にメディア公表を実施した。翌日の夕方にテレビで放送されたが、大きな反響はなかった。

事業者の動向

事業者が公表した情報は、事業内容、事業所の現状、調査結果、汚染原因、周辺への影響等であった。なお、今後の対応については、詳細調査を行った上で市と相談しながら決定する予定であり、具体的な措置内容については公表しなかった。

戸別訪問

市は事業者に対して、自治会長へ事前に情報を提供するように指導し、自治会長を紹介した。事業者は、メディア公表の前日(調査結果報告書を提出した日)にそれを実行した。

住民説明会

市は、説明会で周辺住民から井戸水調査の希望があれば対応するように事業者へ指導した。(説明会終了後、11件の希望があり、事業者が対応した結果、汚染は判明しなかった。)

事業者は、できるだけ早く住民へ説明することが最善であると判断し、メディア公表の翌日に住民説明会を実施することを希望したが、市はメディア公表から説明会開催までの時間が短く、周知が十分行えないことを懸念して、少し時間をおくように助言したが、事業者の希望通りに住民説明会は開催された。

事業者は、メディア公表当日の午前中に周辺1000戸へ開催案内を配布して住民説明会の周知を行い、翌日の午後開催した。しかし、住民説明会の周知から開催までの時間が短かつたため、市の予想通り住民の参加者は少なく、19名であった。

事業者の動向

事業者は、メディア公表と同様に事業内容、事業所の現状、調査結果、汚染原因、周辺

への影響等について説明し、今後の対応については、詳細調査を行った上で市と相談しながら決定する予定であることを説明した。

政令市の動向

土壌地下水汚染担当者以外にも関連する部署担当者も同席した。住民から健康被害について（地下水に汚染物質が溶出しているか否か）についての質問を受け、当該土地周辺 60～130m 範囲内の地下水調査を実施した結果と敷地内地下 5m の土壌の溶出試験結果より、健康被害は考えられないことを説明した。

住民の反応

住民からは、住民説明会の周知から開催までの時間が短かったこと、土壌汚染があったことを把握・判断できない状況で事業者が住民説明会を開催したことに対して、不満、不信の声が上がった。これに対して、事業者は後日、説明会に参加できなかった住民のために、回覧板で情報を提供した。

また、更に詳しい調査結果を求める声が住民からあがり、事業者は後日、戸別訪問により説明を行った。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当情報なし

対策実施状況の経過報告

詳細調査を実施した後に、市と事業者が相談して措置内容を決定する予定である。

6.10.3 本事例におけるヒアリング対象者の配慮した点・評価

| | 政令市 |
|-------------------|--|
| 地域住民とのコミュニケーション | |
| 住民説明会での対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌地下水汚染担当者以外にも関連する部署（財産管理課、健康づくり課）の担当者も参加した。 ・ 住民から健康影響に関する質問が出たため、回答した。 ・ 周辺住民から井戸水調査の希望が出た場合は、対応するよう、市は事業者に指導した。 |
| 事業者 - 市のコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法に則った調査方法について、施設を廃止する半年前くらいから事業者と市は具体的相談を行った。その後も、定期的に相談を行い、措置を決定する段階に入ってから、2週間に1回のペースで打ち合わせを行っている。 ・ |
| 市の役割 | |
| 主体内の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県条例で土壌汚染対策法に似た制度を取り入れており、法施行以前より、県、市、保健所、温泉地学研究所（地下水脈の情報提供が主となる）でプロジェクトチームを結成し、対応方法を検討している。 ・ 定例的に、県内の政令市、特例市を集め、会議を開いている。 ・ 汚染が判明した場合は、県の環境部署と相互に情報交換を行いながら対応を検討している。 |
| マスコミとの関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に問題なし。 |
| 今後の課題等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染原因者には、資力が乏しい事業者もある。国は、事業者に対して土壌汚染調査費用を支援しないことにしているが、これでは土壌汚染対策法が機能せず、土地所有者等が調査しないまま逃げることが考えられる。土壌汚染調査費用に対する助成金（調査費用の数%を助成など）を検討してほしい。 |

6.10.4 本事例の特徴

(1) 土壌汚染に関する日常的な対応

日常的なコミュニケーション

特徴的な対応なし

体制の整備

該当情報なし

(2) 土壌汚染状況調査への対応

土壌汚染状況調査

- ・事業者は、事前に土壌汚染対策法への対応方法について政令市に相談した。

事業者は、施設を廃止する前から土壌汚染対策法への対応方法について政令市に相談していた。市は、手続きの概要を説明するとともに、指定区域台帳への記載を想定した指導を行ってきた。

事業者からの報告

- ・事業者は、報告書を提出する前に土壌が汚染されていることを政令市に説明した。

事業者は、調査開始から約1ヶ月半後に調査の速報が出た段階で敷地内土壌に汚染があることを知り、政令市へ口頭で説明した。

- ・調査機関を有効に活用して、公表等の準備を行った。

政令で定められている調査期間の120日を有効に活用し、事業者が調査結果報告書を市へ提出する前に、台帳へ記載する事項に関する情報も市へ提出するように指導した。また、市は事業者から調査結果報告書が提出されたらすぐに記者発表、指定区域台帳への記載が行えるよう、準備を行った。

(3) 緊急対応

住民の健康保護のための緊急対応

該当情報なし

周辺環境調査

- ・政令市は、汚染地周辺の全戸を回り、各戸の井戸の有無を確認した。

市内の井戸の所在に関する情報が少なかったため、政令市は汚染地周辺の全戸を回り、各戸の井戸の有無を確認した。

(4) 対策の検討

特徴的な対応なし

(5) 汚染状況の説明・公表

メディア公表

- ・事業者が調査結果報告書を市へ提出した翌日にメディア公表を実施した。

戸別訪問

- ・事業者は、メディア公表の前日に自治会長へ情報を提供した。

市は事業者に対して、自治会長へ事前に情報を提供するように指導し、自治会長を紹介した。事業者は、メディア公表の前日にそれを実行した。

住民説明会

- ・メディア公表の翌日に住民説明会を実施した。

事業者は、できるだけ早く住民へ説明することが最善であると判断し、メディア公表の翌日に住民説明会を実施したが、住民からは、住民説明会の周知から開催までの時間が短かったこと、土壌汚染があったことを把握・判断できない状況で事業者が住民説明会を開催したことに対して、不満、不信の声が上がった。

(6) 健康診断及び対策実施状況の経過報告

健康診断

該当情報なし

対策実施状況の経過報告

該当情報なし